

14号

東アジア評論

Review of East Asian Affairs

研究論文

「日本人漂流民送還と外交文書」の補足
—「皇賞」の銀牌と「長崎鎮府之印」—

松 尾 晋 一

「昇進競争」と中央生態環境保護督察組の限界
—中国における環境問題のキーポイントについて—

祁 建 民

バイデン政権と日本の対中関係
—メディア報道の分析から—

鈴 木 暁 彦
買 議

地球規模で展開が進む SDGs とその報道に関する一考察：
—The New York Times と朝日新聞の比較を中心に—

賈 曉 虹
沈 霄 虹
アルン デソーザ
音 好 宏

「文化商品」の輸出入に関わる産業群の海外戦略
～長崎県の食品関連産業の海外進出企業の戦略からの一考察～

河 又 貴 洋

研究ノート

モバイル決済が進むベトナム都市住民のキャッシュレス化
～3都市インターネット調査～

小 原 篤 次

アジア金融市場の時系列分析
—国際投資に関するサーヴェイ論文—

小 原 篤 次

事例研究

九州から東・東南アジア地域向け農産物輸出の状況
—アベノミクス期における輸出戦略を中心に—

前 田 陽次郎

目 次

研究論文

- 「日本人漂流民送還と外交文書」の補足
—「皇賞」の銀牌と「長崎鎮府之印」— …… 松尾 晋一 …… 1
- 「昇進競争」と中央生態環境保護督察組の限界
—中国における環境問題のキーポイントについて— …… 祁 建民 …… 9
- バイデン政権と日本の対中関係
—メディア報道の分析から— …… 鈴木 暁彦 …… 23
賈 曦
- 地球規模で展開が進むSDGsとその報道に関する一考察：
—The New York Timesと朝日新聞の比較を中心に— …… 賈 曦 …… 41
沈 霄虹
アルン デソーザ
音 好宏
- 「文化商品」の輸出入に関わる産業群の海外戦略
～長崎県の食品関連産業の海外進出企業の戦略からの一考察～ …… 河又 貴洋 …… 67

研究ノート

- モバイル決済で進むベトナム都市住民のキャッシュレス化
～3都市インターネット調査～ …… 小原 篤次 …… 85
- アジア金融市場の時系列分析
—国際投資に関するサーヴェイ論文— …… 小原 篤次 …… 93

事例研究

- 九州から東・東南アジア地域向け農産物輸出の状況
—アベノミクス期における輸出戦略を中心に— …… 前田 陽次郎 …… 101

〈研究論文〉

「日本人漂流民送還と外交文書」の補足

―「皇賞」の銀牌と「長崎鎮府之印」―

松尾 晋一*

はじめに

以前「日本人漂流民送還と外交文書」¹で、宝暦元（1751）年に清からの日本人漂流民送還に関連して長崎奉行が発給した外交文書の紹介を行った。本稿では、その後新たに確認できた事項に関して若干の検討を加える。

そのひとつは、清朝の乾隆帝が日本人漂流民へ下賜した銀牌についてである。後述するが「皇賞」の銀牌は、宝暦期以降複数回乾隆帝が日本人漂流民に下賜している。これらのうち原物が確認できるのは、平戸松浦史料館蔵のものだけである。『松浦史料博物館什器類目録』（昭和37年）には「兩牌：南鐐銀青色、国内旅行用漂着清人のもの」とあって、これに劉序楓は内容が「ややずれている」と指摘している²。本稿では、これと宝暦期のものを比較分析する。

もうひとつは、長崎奉行菅沼定秀が「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」、「大清浙江寧波府鄞縣正堂黃爺」に宛てた「回答」に用いた「長崎鎮府之印」の印影についてである。長崎奉行は旗本が担う職で、外交や長崎市中の支配、そのほかキリスト教政策などを担い、西国の大名家とも深く関係することがあった³。長崎奉行から大名などへの発給文書は確認できるが、そのなかで長崎奉行の印章を用いた事例は管見の限

りない。そうした意味では、長崎奉行の外交文書のみで用いられた可能性が高く、この点の確認を行う。

1. 「皇賞」の銀牌

1-1 清朝皇帝と日本人漂流民

【写真1】



宝暦元（1751）年十二月二十三日、長崎奉行所御用場で山崎仁左衛門・松本弥左衛門立会いの下、清から日本に送還された陸奥国神力丸船頭で南部出身の又五郎ほか五人と唐人童天榮、黄福に尋問が行われた。彼らは寛延三（1750）

*長崎県立大学地域創造学部教授

年十一月十七日、又五郎・伊七郎・利兵衛・利右衛門・長介・伝六・文治・五兵衛の八人で江戸へ向けて南部盛岡郡を出船（十六端帆船）した。しかし逆風にあつて漂流し、翌年三月四日に福建省の付近にたどり着いた。その後、寧波から長崎へ送還され尋問を受けたのだった。又五郎ら六人は、寧波で当時の清朝の皇帝乾隆帝から「皇賞之銀牌」を下賜された。

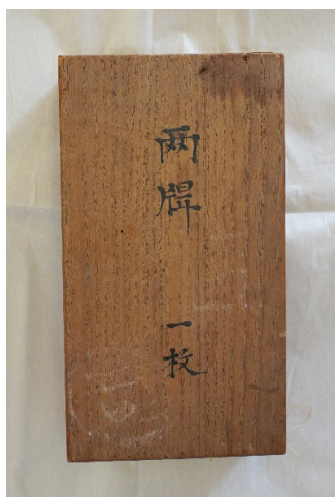
「外国通覧 唐国福建省江漂流記問答」には、これが描かれている【写真1】。表中央に「皇賞」とあり、これを挟むように五爪の龍紋が対で描かれ、下に海のある構図である。「龍牌」

と言われるもので、黄福は漂流民にこれを渡す際、「首にかけ候節は大切にいたし、貴き人に逢候ても、礼拝など不致やうに」と伝えている⁴。

こうした皇帝から日本人漂流民への銀牌の下賜は、帰国年でいうと宝暦元（1752）年陸奥国神力丸7枚、宝暦五・六（1755・56）年江戸福聚丸1枚、宝暦九（1759）年志摩国若市丸3枚、宝暦十二（1762）年15枚の計26枚が記録上確認できる⁵。

1-2 松浦史料博物館蔵の「皇賞銀牌」

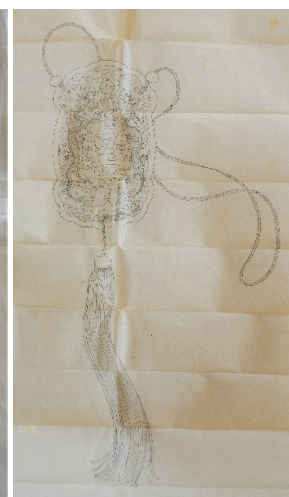
【写真2】



【写真3】



【写真4】



【写真5】



松浦史料博物館蔵（縦97mm:3寸程 横65mm:2寸程 厚3mm）の銀牌は、「両牌 一枚」と墨書された木箱のなかに包紙、原寸大の写【写真4】と由来書の二紙が添えられている。原物は若干の劣化や破損などがみられるものの、原寸大の写により原形を知ることができる。

これを見ると、中央に皇賞とあり、その両側に龍があしらわれる構図は二つの共通点である

ものの、形状が異なることがわかる。また、紐についても神力丸のものが上部に穴が一つ、下部に二つあるのに対して、松浦史料博物館蔵のものは上部に穴が二つ、下部に一つと異なる。松浦史料博物館蔵のものの由来書には、「塙検校知己ノ御旗本衆ノ蔵也、兼業秘メ名ヲ云ス、銀ハ當時ノ南鐐銀ノゴトシ、糸ハ黄糸ニ二筋ホト赤キ糸マデル、二ツノ玉ハ角ヲ赤クソメタルモノ也、下ニ玉ノ如ナルモノアルハ糸ナリ」とあり、紐に着いた玉は上の二つ。下の玉に見えるものは糸玉であることがわかる（【写真4】を参照）。従って、【写真3】の糸は糸玉がほどけたものと考えられよう。

以上から神力丸のものと松浦史料博物館蔵のものとの形状が異なることがわかるわけだが、これら以外の形状もあった。宝暦八（1758）年志摩国若市丸が伊勢沖で遭難して、台湾に漂着した。その後、厦門、福州、寧波、そして乍浦から長崎に帰国した。この時帰国したのは三人で、「龍牌」を南京で一人ずつに渡された。龍牌については、「六寸四方形の銀の板金に文字を彫附候に、赤きふさを附、一人に一枚つゝ御渡し、そは海上山中里ともに、此札持候人は、いかやうなる所へ踏迷ひ参候ても、人見附と大切に介抱いたし、本道へ案内いたし候よし、唐中の切手のやうなるものに御座候、随分日本の地へ着候までは、大切に首にかけ参候やうにと申付られ候」と記録されている⁶。これに皇賞の文字があったか不明だが、寸法も先に紹介したものとは違い大きく、形状も四角形である。

この例などもふまえて考えると、銀牌はすべてのもが同一ではなく、その都度作成されていたと考えた方がよさそうである。

1-3 松浦史料博物館蔵の銀牌

松浦史料博物館蔵のものについて劉序楓氏

は、「恐らく長崎奉行所から何らかのツテをもって平戸藩が入手したものと思われる」⁷と推測している。しかし、これが誤っていることは、先述した由緒書から判明し、塙検校、すなわち塙保己一知己の旗本の蔵にあったことがこの記述からわかる。松浦家は塙の伝手で銀牌を入手したのである。塙が検校になったのが、天明三（1783）年であるから、これ以降、彼が没する文政四（1821）年以前に松浦家の手に移ったと推測され、当時の松浦家当主清（後の静山）が所望したと考えられる。塙保己一知己の旗本に関しては、現在のところ不明で、そのためこの旗本が手に入れた理由なども掴めない。

ただし、可能性の幅を狭めることはできる。すなわち、宝暦二年の神力丸の船員が下賜されたものは長崎奉行所で取り上げ、彼等に文銀三枚を与えている。伝六は龍牌を下賜されたものの死亡した。そのため妻子に文銀三枚さずけることが長崎奉行所より示されている⁸。また宝暦九（1759）年に志摩国若市丸の船員が乾隆帝から下賜された銀牌の場合、彼らが長崎到着後すぐに銀牌（「板金」とある）は長崎奉行所に取り上げられていて、代金として丁銀二枚が渡された⁹。こうした事例をふまえると、塙の入手先も長崎奉行関係者、もしくはその伝手で手に入れた者と、推測できる範囲が絞られるのである。これ以上の点は、今後の課題としておきたい。

ところで、松浦史料博物館蔵の包紙には「安永年中漂流之人清朝之王ヨリ給テ國中巡行之符也」と書かれている。宝暦元（1751）年の日本人漂流民送還関係の史料では、乾隆帝を指して「帝王」（1772－1781）が使用されているところをここでは「王」と記してこの点は気になるが、それ以上に「安永年中」をどう理解すべきか悩む点である。記述されたことを

そのまま読むと、安永年中に漂流した日本人が、乾隆帝から下賜された銀牌と理解すべきであろう。

劉序楓の研究によると、明和四（1767）年の筑前国本宮丸の漂流民が送還されてきた際、船主汪繩武が偽造の嘉興府知府の咨文を持参したことで、咨文は返却され、今後咨文が送られてきても返翰しないことが清朝側へ伝えられていた¹⁰。これをふまえると清朝側は以後咨文、あるいは銀牌を日本へ送ることはなかっただろうと推測できる。しかしこの包紙の上書を信じれば、咨文の発給はなかったかもしれないが、日本人漂流民への銀牌の下賜がなされたケースがあったということになる。現存する銀牌に附属する情報に關係する塙保己一、松浦清は、安永期に存命中であり、誤記と積極的に疑う時差はない。

安永年中にも日本人漂流民が清から帰還した事例はある。例えば、安永四年永福丸の船員十五名が帰国した際の尋問における問答のなかに「一、於唐国竜牌被相与候儀無之候哉、且金銀貫請候儀は無御座候哉、吟味に御座候、海竜牌被与候儀無御座候。金銀は一向貫不申候」とある¹¹。こうした例をふまえると、長崎奉行所としては竜牌を日本人漂流民が下賜されることが常態化しているとの認識を前提に尋ねていたとみることができる。ただしこの時は、受け取っていない。また、安永八（1779）年に摂津国屋半十郎の船住吉丸が伊豆沖で遭難して福建省に漂着した。この時の漂流記である『中華漂流記』¹²には、南京で下されたものが記されている。そのなかに銀牌はない。松浦史料博物館蔵の銀牌が清朝の皇帝から日本人漂流民に下賜された年代に関して、今後さらなる検証が必要である。本稿では問題提起だけにとどめておく。

2. 「長崎鎮府之印」の印影

2-1 長崎奉行発給の「回答」

福建省の秦嶼港に漂流した南部盛岡郡の又五郎などが、宝暦元（1751）年に清から日本へ送還された。この時、未拾壺番船主鄭青雲・同船客黃福・同船客童天榮は、六月一日付（廈門を出船した日付）福建省泉州廈門海防庁及び十一月一日付¹³浙江省寧波府鄞県の地方官僚から「日本国王」宛ての咨文を持参した。そして彼らは尋問時に、「官府の役人等心を添られ、書状をもつて本船の護照を頼、請往來三ヶ月を限り、往還無沈滞、難商之苦無之候様被申付候」とこれまでの経緯を説明し、「各所に官府等貴国王上之御返書を相待申候、その上にて北京へ罷越、御返答申上相仕舞度奉存候」との希望を伝えた。日清間に国交がない条件下で、こうしたことは異例であった¹⁴。

長崎奉行菅沼定秀は、この求めに判断ができず在江戸の同役松浦信正、そして老中御用番本多正珍に宿次で状況を伝えた。『通航一覧』¹⁵には江戸の対応が、「御老中方被仰聞候は、先年より日本人渡海の儀数度有之候へとも、此度の如く委細に書付差上候儀無之由にて、御満悦被思召候」と記されている。これにより、日本人漂流民に関する詳細を記した書付を清から届けられた事例が従来なかったとの認識であったことが確認でき、「御満悦」と記されているように清朝から書付が送られてきたことを好意的にとらえられていたとわかる。ここで「御満悦」だったのは將軍家重であろう。幕府は清朝の地方官僚への返翰を長崎奉行菅沼定秀から直に遣わすようにと命じた。幕府は清朝と国交がなくとも、現場レベルでの公文書のやり取りに抵抗感を持たずにいたことになる。

江戸からの指示を受けた菅沼は、向井元仲¹⁶、

田邊八右衛門¹⁷、森仁兵衛¹⁸を呼び出し評議して和文を仕立てさせ、これを漢文に書き改めさせた¹⁹。清朝からの咨文は「日本国王」宛てであったが、清朝の地方官僚への回答は江戸で文案を作成したのではなく、こうして菅沼定秀の下で宝暦二（1752）年二月念（廿）八日付の「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」、「大清浙江寧波府鄞縣正堂黃爺」宛ての「回答」が作成されたのであった。これに「長崎鎮府之印」が捺された。

長崎奉行就任者の発給文書で長崎奉行の印章を用いたものを確認できるのは、管見の限りこれのみである。外交文書で用いることを前提としてか、「奉行所」の唐名「鎮府」が用いられているわけで、もしかするとこの宝暦二（1752）年に作られた印章なのかもしれない。

2-2 「長崎鎮府之印」の印影写と印影

長崎奉行菅沼が作成した原本は清へ送られたので当然日本に残っていない。しかし「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」宛「回答」写（【写真6】²⁰）とは別に、印影の写しを「外国通覽

唐国福建省漂流記問答」²¹（【写真7】）で確認することができる。

【写真6】と【写真7】を比べると、「長」「崎」「印」が異なることがわかる。単なる原本からの写し間違いとも考えられず、それぞれ別のものを参照したとここでは考えておきたい。

【写真6】

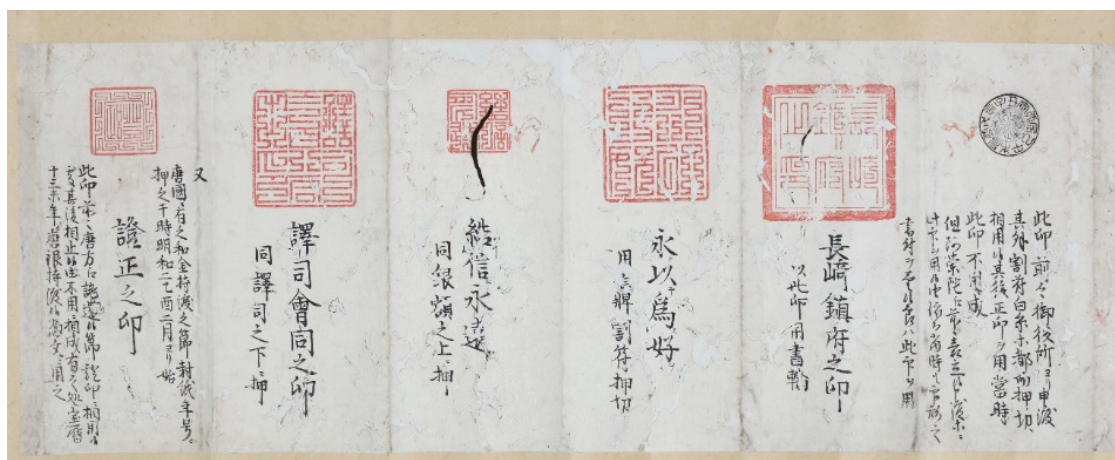


【写真7】



では実際の印影はとなるが、先に述べたように実際の文書での使用例を確認できないものの、長崎歴史文化博物館収蔵の福田家文書に「先哲遺墨 式」²²があり、そのなかに【写真8】があつて、長崎奉行所が関係する発給文書に捺された印が五つ捺され、印字と用法が記されている。

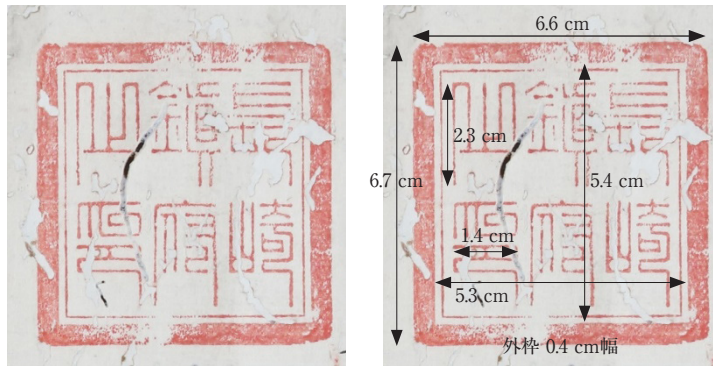
【写真8】



右から二つ目が「長崎鎮府之印」であり、書簡に用いられたことがここからわかる。この書簡

とは、先述したように外交文書であろう。これ以外は、信牌に用いられるなどしたものである²³。

【写真9】



この「先哲遺墨 弍」の印影【写真9】²⁴と【写真7】の印影写を比較すると、例えば「長」と「印」の印字が異なることが確認できる。従って、原本を参照したとは考えづらい。また、【写真6】の印影写しは、縦72mm×横72mm、内側は、縦69mm×横58mmで、内側2mmに枠があり、さらにその内側に印字がある。印のサイズがそもそも異なり、こちらも「長」と「印」の印字が異なっていて原本を写したとは考えにくい。

これらの点をふまえると、オリジナルと現在確認できる印影写の間に別の写が存在する可能性が高いように思う。長崎奉行の外交文書を確認できるのがこの時期だけと短期間で事例も限定されるが、情報流通の点からも引き続き写の収集につとめ、比較検討をすることが重要であろう。

おわりにかえて

日本と清が国交を結んでいないなかで、公的な立場の役人が相互に文書を発給していた事実は、たとえ一時期とは言え公的な結びつきがあったことになるわけで、従来の「鎖国」研究を考えると非常に面白い事例と言える。殊に今回扱った事例にそうと、日清関係は情性で変化な

く関係が続けてきたわけではないことは明らかである。岩井茂樹は日清関係を「沈黙外交」と表現するが²⁵、こうした言葉では言いつくせない歴史があるわけで、この点をふまえた日清関係の分析を今後行う必要がある。

ところで、何故長崎奉行の外交文書作成があり得たのか。それは幕府が現状維持に固執せず、状況に応じて対応し得る政治感覚を備えていたからだと考えられる。そしてこれは幕府のみならず、清朝も同様であったからであろう。両国のこうした政治文化の類似性をふまえた政治外交史研究を深化させるためにも、さらに本稿で取り扱った基礎的なことの確認を進めていくべきだと考える。

注

- 1 長崎市長崎学研究所紀要『長崎学』第4号、2020年。なお、これでは「宝暦元年 唐国福建省江致漂着候奥州南部之者六人口書」（長崎歴史文化博物館収蔵、14 3829）を紹介していなかった。『長崎関係史料選集 第1集』、長崎史学学習会、2004年）に翻刻もされているので、参照されたい。
- 2 劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流—漂流・漂着船を通して—」（辻本雅史・劉序楓編著『鎖国と開国—近世日本の「内」と「外」—』国立台湾大学出版中心、2017年）113・114頁。
- 3 外山幹夫『長崎奉行』（中公新書、1988年）。鈴木

- 康子『長崎奉行 等身大の官僚群像』（筑摩書房、2012年）。木村直樹『長崎奉行の歴史 苦悩する官僚エリート』（角川書店、2016年）。
- 4 『通航一覧 五』（国書刊行会、1913年）475頁。
 - 5 前掲劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流―漂流・漂着船を通して―」にある表2による（111・112頁）。
 - 6 前掲『通航一覧 五』451・452頁。
 - 7 前掲劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流―漂流・漂着船を通して―」113・114頁。
 - 8 前掲『通航一覧 五』479頁。496頁。
 - 9 前掲『通航一覧 五』452頁。
 - 10 前掲劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流―漂流・漂着船を通して―」44頁。
 - 11 前掲『通航一覧 五』338頁。
 - 12 東京海洋大学附属図書館越中島分館蔵290.9/C2/B。
 - 13 なお、護照は同月六日付。翌日寧波出口デカイ関を出船した（前掲『通航一覧 五』477頁）。
 - 14 下級官僚による咨文の発行には、清朝側の何らかの政治的考慮があったと劉氏は考えている（前掲「『鎖国』体制下における日中交流―漂流・漂着船を通して―」）。
 - 15 前掲『通航一覧 五』493頁。
 - 16 兼般。長崎聖堂第五代祭酒（藪田貫・若木太一編著『長崎聖堂祭酒日記』関西大学出版部、2010年、『新長崎市史 第二巻近世編』長崎市、2012年、751頁）。
 - 17 茂啓。長崎聖堂の書記役。長崎奉行の命を受けて『長崎実録大成』十六巻を編述した（前掲『新長崎市史 第二巻近世編』763頁）。
 - 18 「南部人 漂流記」には名前がなく、「手前」とある。従って、森仁兵衛が書き記した記録をもとに「南部人 漂流記」がまとめられたと、ここでは考えておきたい。
 - 19 前掲「唐国福建省江漂流記問答」。
 - 20 「長崎奉行返礼書」1402（B235-1）古河歴史博物館蔵。
 - 21 国立公文書館蔵 184-0254。
 - 22 長崎歴史文化博物館収蔵 福田14 44。
 - 23 信牌に用いられたものは石印で、「信牌方記録」に詳細が記されている（『享保時代の日中関係資料―近世日中交渉史料集二―』関西大学出版部、1986年、13頁）。
 - 24 徳川将軍の外交印と比較すると、1寸程小さい。古川祐貴「徳川将軍の外交印―朝鮮国王宛て国書・別幅から―」（松方冬子編『国書がむすぶ外交』東京大学出版会、2019年）を参照されたい。
 - 25 『朝貢・海禁・互市』（名古屋大学出版会、2020年）。

付記

【写真2】～【写真5】の撮影にあたっては松浦史料博物館久家孝史氏に、また【写真8】【写真9】の撮影および採寸にあたっては長崎歴史文化博物館矢田純子氏に、大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。

本研究は JSPS 科研費 18K00970、「19世紀中葉の東アジア情勢への日本の政治的反応」の助成を受けたものである。

〈研究論文〉

「昇進競争」と中央生態環境保護督察組の限界

—中国における環境問題のキーポイントについて—

祁 建民*

はじめに

2000年以降、深刻な環境問題及び民衆の環境抗議行動が多発したことを受け、中国中央政府は環境改善に真剣に取り組み始めた。環境保護に係る法律を定め、環境改善への投資を拡大し、中央生態環境保護督察組を各省、自治区、直轄市及び大型国有企業に派遣して、地方と企業における環境問題を厳格にチェックし、民衆の告発を受け付け、地方政府の環境改善を督促した。さらに、中央政府は環境保護に係る法律、規定に違反する企業に罰金を課し、地方幹部と国有企業の幹部を問責・処分した。しかし、改革開放以降形成された「官場（官界）＋市場」という体制の下、地方幹部と国有企業の幹部たちは「昇進」のために、これまでとおりGDP成長を一番の目標として、環境問題をあまり重視せず、中央が中央生態環境保護督察組を派遣し、地方幹部を厳しく処分しても、中国の環境問題が徹底的に改善される兆しはいまだ見えない。

日本の環境保護の経験から、北川秀樹は、産業型公害、生活型公害、地球温暖化問題を重層的に抱え、大気、水質、土壌の深刻な汚染が蔓延している中国では、高度経済成長期の我が国と同様、このような責任追及や罰則強化はかな

りの程度有効であろうと指摘した。¹しかし、今の中国の状況から見れば、責任を追及し、罰則を強化したとしても環境問題を根本的に改善することはできない。それは、中国の経済発展及び政治体制が日本とかなり異なっていて、日本の経験を中国において適用することができないからである。

中国の環境問題と政治体制について、井村秀文は中国の中央と地方の關係に注目した。井村によれば、中国は、大きな国をまとめる必要があるため、中央の力が強い。しかし、中央ですべてを統括できるわけではなく、地方政府に大きな裁量を与えている。これは、中央の財政力が十分でなく、地方のニーズに対応できないため、地方に大きな裁量を与えざるを得ないとも言える。地方は経済発展を重視し、環境保護は問題が発生してから後追いになりがちである。²

確かに、こうした地方政府の環境保護に対する姿勢は、環境問題が発生する主な原因になっていると考えられる。とりわけ、地方政府は、環境問題を発生させる企業を庇護している。環境問題の発生と解決のプロセスは概ね次のように展開される。まず、環境問題が発生し、被害者である民衆が環境加害者の企業に抗議を行う。企業側は積極的に解決せず、次に、民衆は政府に告発する。しかし、地方政府は環境加害

*長崎県立大学国際社会学部教授

者の企業を庇護し、徹底的に改善されることはなく、最後に、民衆が仕方なく上級政府に訴えることで、地方政府は妥協し、環境問題が解決される。中国の環境問題は、被害者、社会世論と上級政府の圧力によってようやく解決に至るのである。³なぜ、地方政府は環境問題に対してこれほど消極的な立場をとるのか。これには、中国の経済発展の内在的な特徴が関連している。即ち地方政府幹部の昇進は、地方の経済発展によって決まるという、いわゆる「昇進競争」モデルが存在しているからである。このような体制が完全に変わらない限り、中央生態環境保護督察組を派遣しても、環境問題を根本的に改善することは難しいと考える。

I. 「昇進競争」モデルと生態環境保護督察制度の設立

中国の環境問題は、現代中国の経済発展モデルと内在的な関係がある。加藤弘之と久保亨は、改革開放以降の中国の経済発展の特徴として、政府が強大な権限を保持して直接・間接に市場に介入していること、地域間・企業間・個人間での激しい競争が存在すること、政府の権限が強大でありながら、他方で激しい競争が繰り広げられている。中国経済の効率性を大きく損なうことなく実現できたことを挙げ、その理由について、中国の地方政府は経済の規制者であると同時に、企業に代わる経済主体として競い合うように経済成長に邁進しており、地方政府の構成員である各レベル政府の官僚も極めて経済成長志向的であるためと指摘した。⁴

地方政府幹部の経済成長志向のメカニズムについて、周黎安は自身が提起する「昇進競争」モデルによって解明した。周によれば、「昇進競争」モデルは、明確な指標（GDP成長率）を事前に与えて官僚を競争させ、競争の勝利者を昇

進させる仕組みを意味する。このモデルを実施する前提条件として、（1）上級政府に人事権が集中していること、（2）指標が客観的に測定できること、（3）参加主体である官僚の成績が分離可能であり、相互に比較できること、（4）参加者の政策決定への影響力が大きく、それが最終成果と連動していること、（5）参加者間での共謀がないことが必要であるとしている。もちろん、このモデルにはいくつかの問題点が内在している。第一に、GDP成長率といった単純な指標でなければ、定量的評価が難しいが、官僚の仕事は複雑で、そうした過度な単純化になじまない面がある。第二に、よく似た地方が多いといっても、完全に平等な競争条件があるとは言えず、公平性が担保しにくい面もある。第三に、短期的な利益が優先されて、中長期的発展や環境への配慮といった側面が軽視あるいは無視される傾向がある。第四に、「昇進競争」の激化により過当競争が生じ、私営企業に割り当てを強勢して資金調達をするといった「ソフトな予算制約」の問題が再燃するおそれがある。⁵

周によれば、中国の経済体制は「官場（官界）＋市場」という体制で、「官場」（官界）の競争と市場競争が連動しており、地方政府は市場競争の中で勝つために、管轄内の企業を保護している。この保護は法律的な保護ではなく、行政保護であり、「地方保護」とも呼ばれている。⁶ 地方幹部の昇進に関する主な選考基準はGDP成長率と財政収入なので、地方幹部が管轄範囲内の企業の発展と競争力の増強を実現するために、企業に財政補助、安い用地、特恵の融資及び特別な行政サービスを提供する。また、地方幹部の昇進に関する選考基準のうち、GDP成長率は「硬く、細かい」基準であるが、これに比べて、環境保護や医療、教育、社会保障、市場監督などは「軟らかく、曖昧な」基準であるた

め、地方幹部は環境保護などをあまり重視せず、関心を持っていない。⁷環境保護対策には企業側も追加投資が必要となるため、企業側は環境保護に消極的な態度をとっているが、地方幹部はこのような企業をも保護している。

地方幹部が環境問題に対して無関心であるという現状を変えるため、2019年6月18日、中共中央弁公庁（室）と国務院弁公庁（室）は『中央生態環境保護督察工作規定』を下達した。そのポイントは次のとおりである。（1）原則として、每期中央委員会の任期内に各省、自治区、直轄市及び国務院の関係部署の生態環境保護工作进行監督し、査察する。特に目立つ問題に対して振り返って再チェックする（「回頭看」）。（2）中央生態環境保護督察工作指導小組を設置する。組長と副組長は中共中央と国務院により決定する。小組のメンバーは中央弁公庁（室）、中央組織部、中央宣伝部、国務院弁公庁（室）、司法部、生態環境部、審計署と最高人民検察院の幹部から構成する。その職務内容は、習近平の生態文明思想を貫徹し、中央と国務院の生態環境保護政策を徹底的に実行し、中央と国務院に生態環境保護の状況を報告し、中央生態環境保護督察工作进行審議することである。（3）中央生態環境保護督察組を設置する。組長は現職或いは退任したばかりの省、部レベルの指導幹部が担当し、副組長は生態環境部の指導幹部が担当する。組長と副組長の人事は中央組織部が審査し、その人選は毎回改める。中央生態環境保護督察組のメンバーは、党に忠誠を尽くし、習近平を中心とする党中央との一致を保ち、原則を守り、法律に従い、清廉であり、規律を守り、秘密を厳守し、中央生態環境保護政策にも詳しくあらねばならない。（4）生態環境保護に関する監督、査察項目は、習近平の生態文明思想及び党中央と国務院生態環境保護政策の貫徹状況、

生態環境保護に関する法律、制度、基準などの実行状況、地方の党と政府トップの生態環境保護に対する責任履行状況、顕著な生態環境問題への対処状況、生態環境問題深刻化に対する施策状況、民衆の環境に関する苦情への対応と改善状況、生態環境問題に関する案件、裁判、執行状況などである。（5）中央生態環境保護督察組の工作手順は、まず、監督対象者の報告を聴取し、監督対象の地方及び部署の責任者と個別談話を行い、民衆の苦情と告発を受け付ける。次に、監督対象の地方及び機関の公文書、会議記録などを調べ、関係役所及び個人に対する聞き取り調査を行い、環境問題の手がかりに関して、監督対象の役所と個人に説明を求める。そして、監督対象の地方及び部署の関係会議に出席し、重大問題について、監督対象の指導幹部と個別談話を行い、関係地方と役所に協力を求める。（6）中央生態環境保護督察組の査察結果は、中央生態環境保護督察工作指導小組の審議を経て党中央と国務院に報告する。報告書は党中央と国務院の承認を受けた後、監督対象の地方及び部署にフィードバックし、問題点を指摘し、改善を求める。査察結果は監督・査察対象の地方或いは役所の指導部と指導幹部に対する評価内容として利用し、賞罰の根拠として、幹部を管理する人事組織部門に提出する。監督・査察対象の地方と役所の重大生態環境問題及び指導幹部の職責不履行について、中央生態環境保護督察組は問責書類を作成し、党中央規律検査委員会、国家監察委員会及び党中央組織部、国家資産委員会に提出する。法律に違反する案件は検察機関に移送する。犯罪の疑いがあれば司法機関に移送する。（7）監督・査察対象の地方と役所は中央生態環境保護督察組の意見に基づいて改善、実行する。そして、期限内にその状況を党中央と国務院に報告する。その後、中央

生態環境保護督察組は改善状況について再チェックを行う。(8) 監督・査察対象の地方と役所は積極的に中央生態環境保護督察組の査察を受け入れ、実際のとおりに状況を説明しなければならない。次に掲げる事情がある場合、その重大さに基づき、指導部の責任者やその他の関係者を批判し、党の規律或いは行政規律が定める処分を行い、犯罪の疑いがあれば、司法機関に移送する。故意に嘘の報告をし、隠し、ごまかし、捏造する。資料提供を拒否し、或いは、期限内に提供すべき資料を故意に提供しない。ある部門や幹部に監督・査察工作の妨害を指示する。現場調査や証拠提出に協力しない。正当な理由なく環境改善工作进行を拒否し、或いは、要求どおりに改善しない。状況を実際のおり報告する幹部或いは民衆を攻撃し、報復し、陥れる。すべての企業の操業を一時的に停止して、監督・査察に対応する。

2019年10月31日、中共中央第19届中央委員会第4回会議において採択された『中国の特色ある社会主義制度を堅持・改善し、国家統治管理システムと能力の現代化を推進する上での若干の重大問題に関する中共中央の決定』には、「生態文明制度システムを整備する」という内容が含まれる。この公文書は、汚染排出許可制度を強化し、環境保護法律制度、環境損害賠償及び責任追及制度を整備すること、生態環境保護に係る法律を総合的に執行し、中央生態環境保護督察制度を着実にすることなどを強調した。⁸以降、中央政府は『中央生態環境保護督察工作規定』に基づき、各地への中央生態環境保護督察組の派遣を正式な制度として実行し始めた。

Ⅱ. 中央生態環境保護督察組の派遣

中央生態環境保護督察組の派遣制度は、試験

段階として、既に2015年に河北省への派遣が始まっていた。2015年12月から2016年4月まで、河北省で試験的に実施した後、2016年7月からは全国に派遣された。しかし、一部地方政府は、中央生態環境保護督察組が視察中に指摘した環境問題に真剣に取り組まず、おごなりで、完全に改善しなかったため、2018年と2019年には、中央生態環境保護督察組が二回の振り返り査察「回頭看」(既に指摘した環境問題が本当に解決されたか、振り返って再チェックする)を行った。

中国政府による2015年からの中央生態環境保護督察組の派遣は、「第一輪(周期、段階)生態環境督察と回頭看」と呼ばれる。2019年5月、中央第一期の監督・査察及び振り返り査察によって、全国で21.2万件の民衆による環境問題告発が受理され、4万社の企業に総額246億元の罰金が課されたほか、立件件数は2,303件、行政及び刑事処罰対象者は2,264人、責任追及に至った事件は509件に上った。このうち、いくつかの共通の問題点について、中央生態環境保護督察組は、第一に、環境保護を重視せず、環境破壊の改善を怠り、第二に、環境改善にしっかり対処せず、取り繕い、第三に、環境改善の重要点を避けて副次的なものを取り上げ、第四に、環境改善をごまかし、上級機関を騙していると指摘した。⁹

地方政府の環境保護への消極的な対応について、水質環境保護を例として取り上げる。国家生態環境部は、中共中央と国务院の水源地保護政策に基づいて、水質環境保護を強化したほか、地方の『水10条』¹⁰の実施状況を査察した。

『水10条』の要求によれば、2017年末までに、各地のすべての工業団地(主に珠江デルタ、長江デルタと京津冀地区)は汚染水処理所を整備し、期限内に完成させなければ、汚染水を排出する企業の新設を認めず、工業団地の許可を取

り消すこととされた。2016年以降、生態環境部が各地を監督・査察した結果、一部の工業団地と行政機関が真剣に実施、管理していなかったことが確認された。広東省は、46の省レベル工業団地の造成を報告しておらず、このうち10の工業団地は2018年末になっても汚染水処理所を整備していなかったことが確認された。このほか、黒竜江省は二つ、陝西省は一つの工業団地の造成を報告していなかった。生態環境部によれば、以上の工業団地と企業は指摘を受けた後、是正措置を執った。また、2018年11月23日付け全国水污染防治部際協調小組弁公室『水污染防治工作簡報』によれば、広東省において、党書記長李希が現地視察、指導を通じて、習近平の広東での重要談話を学び、水環境を徹底的に整備するよう指示したほか、広州市においては、市の13人の指導部メンバーが各流域の河長を担当し、12月末までにすべての水利工事を完成させるよう決定した。しかし、2019年9月2日から7日までの間に、広州市河長制弁公室は、民衆の通告に基づき、広州市天河区14の企業をいきなり査察し、このうち9社が汚染水を直接排出していることを確認した。¹¹さらに、広州市南沙区のある企業は、以前の環境評価に合格していたにもかかわらず、工業排水を直接排出していることが確認された。¹²

国家生態環境部は2018年に長江経済地域の11の省、自治区と直轄市の水源地保護を整備し、2019年から他の20の省、自治区と直轄市の水源地保護を整備するよう指示した。その後の各地の報告によれば、整備は97%完了し、河北省、山西省では100%完了したになっていた。しかし、中央環境保護督察組が査察した際に、次のような問題が多発していることが確認された。それは、大気と水質汚染問題が深刻で、環境改善の施設建設は遅れ、自然保護区内に建

築工事を許可し、水資源を過度に開発し、工業汚染も深刻で、農村の環境問題が顕著ということである。これによって、18,199人の幹部は問責された。このうち、処（課）級以上の指導幹部は875人、科級幹部は6,386人であった。そして、省級及びそれ以上の指導幹部並びに677人の庁局級指導幹部と個別談話を行い、多数の地方指導幹部に教育を受けさせ、意識改革を図った。¹³中央環境保護督察組の「通報」（政府機関向け文書）の文言も非常に厳しくなっていく。例えば、「長い間不作為」「全国でもまれに見る」「財政資金を大量に無駄使いをしている」「いい加減にごまかしている」などである。「通報」によれば、遼寧省鉄嶺市では、生活汚染水が長期間にわたり直接川に流れ込んでいたが、市の党委員会と市政府はずっと無視していた。広西省崇左市は汚染された湖の数について虚偽報告を行った。雲南省保山市は2017年から2020年までの間、国と省から水質保護用資金5.58億元を受給したが、水質改善のために使った資金は僅か1.23億元であった。¹⁴

2019年7月、中央政府は「第二輪」の監督・査察を開始した。その第一陣として、上海市、福建省、海南省、重慶市、甘粛省、青海省及び中国五鉅集团会社と中国化学工業集团会社の二つの中央国有企業に対して、八つの中央環境保護督察組を派遣した。この八つの中央環境保護督察組の組長と派遣先は次のとおりである。

組番号	組長	組長の職務上の地位	派遣先
第一組	朱之鑫	元中央財政弁公室主任	上海市
第二組	黃龍雲	元広東省人民代表大会主任	福建省
第三組	蔣巨峰	元四川省長	海南省
第四組	張宝順	元安徽省書記長	重慶市
第五組	焦煥成	元国務院副秘書長	甘粛省
第六組	楊松	元湖北省政治協商会議主席	青海省
第七組	李家祥	元中国民航局長	中国五鉅集团会社
第八組	馬中平	元陝西省政治協商会議主席	中国化学工業集团会社

「第二輪」の監督・査察では中央国有企業にも中央生態環境保護督察組が派遣された。このほか、今回の監督・査察においては、一部地方幹部の消極的な対応に対して、監督・査察時にすべての企業の操業を一時的に停止すること（「一刀切」、即ち「一律に」）を禁止し、操業の緊急停止などの短絡的かつ粗暴なやり方を断固として禁止した。例えば、ある県は以前、上級機関の監督・査察予定を知ってから、一つの工業団地をすべて操業停止にした。2016年には、ある県が大気汚染を一時的に抑えるために、県内のすべての饅頭屋の操業を停止させた。¹⁵

他方、「第二輪」の監督・査察は、実情に基づき、すぐに解決できない問題については、その軽重、緊急性、困難性によって、改善目標・手順・方法・期間及び責任者・監督者を決めた上で計画的に解決することを推奨するなど、十分な改善の時間を与えた。改善目標を各行政レベルにおいて上乘せすることを禁止し、無理やり早期に完成させることも禁止したほか、長期的な改善システムを構築することが強調された。また、勝手な問責を禁止し、地方の負担を軽減し、地方と国有企業が実際のとおり報告するような良好な監督・査察環境を作ることが強調された。¹⁶

「第二輪」の国有企業に対する監督・査察は、『中央生態環境保護督察工作規定』に基づいて実施された。『中央生態環境保護督察組規定』には、生産経営活動により生態環境に大きな影響を与える国有企業も監督・査察の対象とすることが定められている。中国五鉅集团会社の資産規模は1.86万億元で、希土類元素や冶金などの八社から構成されている。大型国有企業の行政関係は地方政府には属さないが、地元のGDP成長に大いに貢献するので、地方政府は中国五鉅集团会社の環境問題をしっかり管理せず、或いは、環境管理部門の査察時に中国五鉅集团会

社を庇ったこともあった。中国化学工業集团会社は中国最大の化学工業会社で、以前の環境査察に協力せず、関係資料を偽造したことがある。しかし、地方政府がこの企業を厳格に査察したり、処分したりすることはなかった。¹⁷

「第二輪」の監督・査察においても、大量の環境問題が暴き出された。一部は「第一輪」の査察時に既に指摘された問題であったが、長い間改善されていなかった。これは、地方幹部が環境問題を重視せず、対応を怠ることを物語っている。これについて、山西省の例を取り上げる。

Ⅲ. 山西省における大規模な幹部処分と環境問題の続出

山西省は内陸の渇水地域、そして、石炭生産と重工業の基地であり、国の生態環境保護に係る重要地域であると同時に、生態環境保護監督・査察の重点地域でもある。しかし、中央生態環境保護督察組が繰り返し査察を行い、大勢の幹部を処分しても、いまだ山西省の環境問題を完全に解決することはできない。

2016年7月から山西省に対する「第一輪」の査察が開始され、2017年4月28日から5月28日まで、中央第二生態環境保護督察組が山西省現地で査察を行った。続いて、2018年11月6日から12月6日まで、中央第二生態環境保護督察組は山西省の振り返り査察（「回頭看」）を実施した。その後、中央生態環境保護督察組は発見した14の「問責すべき生態環境保護問題」を山西省に通告し、法律と規定に基づき、関係幹部を処分するよう求めた。この通告を受けた山西省監察委員会は、70名の幹部を選出、派遣して、問責調査を行い、14の環境問題に関わった117名の責任者と18の機関を問責した。2018年12月27日、山西省党委員会と省政府は次のとおり処分内容を公表した。

生態環境問題	生態環境問題の内容	被処分者と処分内容
1. 石炭質管理と販売管理の怠慢	省石炭鉱業庁は石炭質管理方法と石炭販売に係る具体的な規程を要求どおり制定せず、一部地域で品質の悪い石炭が使用され、大気を汚染した。	省石炭鉱業庁巡視員牛建明に党内警告処分、省石炭鉱業庁経済運営処長鄭武民に政務警告、前省石炭工業庁管理処長ト訪勤に党内警告、省石炭鉱業庁による山西省党委員会と省政府への深い自己批判書の提出。
2. 規程に違反した石炭ボイラーの設置許可	2014年以降、省内規程に違反した1,121台の石炭ボイラーの設置を許可し、基準を超える排気を排出した。	省質量監督局長張岐雲に政務過失記録、前省質量監督局長常高才に党内警告、前朔州市質量監督局長趙志堅に党内警告、省質量監督局特別設置処長に政務過失記録、省質量監督局特別設置調研員賈俊生に政務警告、呂梁市質量監督局長趙權中に党内警告、前臨汾市質量監督局長王曉華に政務警告、前運城市質量監督局長藩志孝に政務過失記録、晋中市質量監督局調研員常捍紅に党籍除名、前晋城市質量監督局長李広祥に党内嚴重警告、省質量監督局による山西省党委員会と省政府への深い自己批判書の提出。
3. 一部旧型設備の淘汰不履行による深刻な汚染の誘発	旧型コースク設備を使う石炭発電所を淘汰せず、規定に違反し、高炉を建設した。	省経済信息委員会巡視員陳官虎に党内警告、前左権県副県長馬成毅に警告、前晋城市環境保護局長李成太に党内警告、前陽城県経済信息局長秦德富に党内警告、晋城市環境保護副局長焦金生に政務重大過失記録、省経済信息委員会による山西省党委員会と省政府への深い自己批判書の提出。
4. 規定に違反したエネルギーの大量使用産業の許可	華潤会社50万トン電気アルミニウムプロジェクトを認め、長治火力発電所プロジェクトを認めた。	省発展改革委員会副主任李永平に政務警告、前省発展改革委員会巡視員崔敏に警告、省発展改革委員会による山西省党委員会と省政府への深い自己批判書の提出。

生態環境問題	生態環境問題の内容	被処分者と処分内容
5. 重点工業部門の汚染改善の遅滞	省環境保護庁は大気汚染改善を怠り、監督・査察は不十分で、コースク会社9社が環境改善目標を達成していない。	省環境保護庁副庁長劉大山に通告批判、前省環境保護庁大気処処長李文斌に警告、省環境監察総隊隊長張国信に警告、省環境保護庁による省政府への深い自己批判書の提出。
6. 規定に違反した自然保護区内における採鉱権の許可	2013年以降、省国土資源庁は11の自然保護区内に14の炭鉱、6の鉱山に採鉱権を相次いで認め、一つの鉱山に新たな採鉱許可書を発行し、2015年11月、大同市国土資源管理局は規定に違反して自然保護区内における採鉱許可書を発行し、2016年5月、呂梁市国土資源管理局は規定に違反して、二回にわたり一つの企業に採鉱許可書を発行した。	省国土資源庁副庁長に政務過失記録、省国土資源庁総工程師に政務重大過失記録、前省国土資源庁副庁長周際鵬に政務重大過失記録、国土資源庁非石炭處處長李銳に政務重大過失記録、国土資源庁非石炭処副処長王俊明に政務過失記録、国土資源庁石炭管理处処長索万和に政務過失記録、国土資源庁鉱産資源埋蔵量處處長路瑞田に政務重大過失記録、前国土資源庁鉱産開発管理处処長張三鎖に政務重大過失記録、大同国土資源管理局局長張士傑に政務警告、呂梁市国土資源交易中心主任劉建国に警告、国土資源庁による省政府への深い自己批判書の提出。
7. 汾河流域の水汚染改善の遅滞による水環境問題の深刻化	太原市、清徐県、榆次区、平遥県、太谷県、臨汾市の汚染水処理施設は竣工しておらず、或いは、汚染処理能力は足りず、汚染水を直接汾河に排出している。忻州市、呂梁市は期限内に汚染泥の処理工事を竣工させていない。長治市、沁県、壺関県の生活ごみは規定どおり処理されていない。太原市市容環境衛生局は清徐県、古交、娄煩県のごみ処理を監督していない。省住房建設庁は規定どおり省内の汚染水、汚染泥、ゴミ処理の工事及び運営状況を監督・査察しておらず、一部施設は使用不能となっており、監督不行届きである。	省住房建設庁巡視員郝耀平に政務警告、省住房建設庁建設處處長高曉乾に通告批判、太原市城郷管理委員会総工程師武衛華に警告、太原市市容環境衛生局副局長時中煥に警告、晋中市住房建設局副局長王樹森に警告、長治市住房建設局副局長韓彩平に政務警告、忻州市住房建設局局長楊天桐に警告、忻州市水務会社総経理王建人に党内警告、呂梁市住房建設局副局長李耀輝に警告、その他6名の係長級以下の幹部に党内嚴重警告、免職及び警告、省住房建設庁及び晋中市政府、臨汾市政府、長治市政府、忻州市政府による省政府への深い自己批判書の提出。

生態環境問題	生態環境問題の内容	被処分者と処分内容
8. 山西省内桑干河自然保護区内における法律に違反した深刻な開発・建設	省林業庁及びその所属機関、省国土資源庁、省環境保護庁、大同市、朔州市の所属部門は、環境保護条例に違反して、桑干河自然保護区内の建設プロジェクトを厳格に審査せず、採鉱許可書を発行し、保護区内の企業の汚染水排出を監督していない。	省林業庁の庁長李長林に党内嚴重警告、前省林業庁副巡視員姚文達に党内嚴重警告、省林業庁野生動物植物保護及び自然区管理处処長徐子平に政務重大過失記録、前ヤナギ科樹木豊作試験局長郭強に党内嚴重警告、ヤナギ科樹木豊作試験局長副局長張明福に党内嚴重警告、桑干河自然保護区管理局局長史文中に党内嚴重警告、省国有林局党支部書記長王治中に党内嚴重警告、前省環境保護庁環境評価処長鄭軍艦に通告批判、前朔州市環境保護局局長焦日龍に通告批判、大同市国土資源局副局長趙全義に政務警告、大同市環境保護局局長丁中華に政務警告、その他の9名の係長級以下の幹部に政務警告或いは政務過失記録、省林業庁による省政府への深い自己批判書の提出。
9. 呂梁市の大気汚染改善努力不足による環境悪化	呂梁市の石炭ボイラーに対する管理は不十分で、石炭質管理は実施しておらず、市内33のコークス企業の排気排出は基準を超えている。2017年1月から5月までの大気汚染は更に深刻化し、汚染水の処理施設建設は実施されていない。	呂梁市副市長李潤林に党内嚴重警告、政務等級格下げ、呂梁市環境保護局局長劉玉雲に政務警告、呂梁市住房建設局総工程師に警告、呂梁市都市管理センター主任張繼榮に政務過失記録、その他9名の係長級以下の幹部に政務過失記録或いは警告、呂梁市党委員会及び市政府による山西省党委員会と省政府への深い自己批判書の提出。
10. 太原市の大気汚染改善努力不足による環境悪化	2016年の太原市大気汚染指数は、2015年より7.71%上昇し、建設現場のほこりの舞い上がりを監督せず2016年末までに、103台の石炭ボイラーが稼働していた。	太原市党委員会常務委員・副市長王建生に党内警告、前太原市副市長劉鵬に警告、太原市城鄉管理委員会副主任張志傑に通告批判、太原市住房建設委員会副主任梁曉崗に通告批判、前小店区政府事務室主任李躍文に警告、太原市政府による省政府への深い自己批判書の提出。

生態環境問題	生態環境問題の内容	被処分者と処分内容
11. 大同市の水環境問題深刻化	大同市地表水の断面は劣Ⅴ類水の割合が多くなり、大同石炭集団の汚染水改善工事の進展が遅く、汚染水処理所工事は期限内に竣工しておらず、大同御東汚染水処理所の排出水は基準を越え、天鎮県の汚染処理所の全処理能力は実現していない。	前大同市副市長張稲に政務警告、大同石炭集団総経理助理王俊利に党内嚴重警告、大同石炭集団環境保護処処長吳鵬力に党内嚴重警告、大同石炭集団生活汚染水処理会社経理張佃林に警告、大同市市政管理委員会副主席副主任劉向東に警告、湖東經濟開發区総会社総経理李有順に党内警告、その他係長級以下の幹部4名に党内嚴重警告或いは警告、大同市政府による省政府への深い自己批判書の提出。
12. 晋城市の水汚染改善努力不足による環境悪化	晋城市水汚染改善工事は遅く、高平市汚染処理施設と丹河人口湿地プロジェクト工事は長い間完了しておらず、丹河の水質汚染は悪化し、劣Ⅴ類のままである。汚染水処理所の汚染泥を基準に基づき処理していない。	前晋城市副市長焦光善に党内警告、前晋城市副市長鄧紅寧に警告、晋城市住房建設局副局長申学勤に警告、その他係長級以下の幹部3名に党内警告或いは警告、晋城市政府による省政府への深い自己批判書の提出。
13. 泉域保護区内の炭鉱における深刻な採掘問題	2013年以降、省国土資源庁は規定に違反して、泉域重点保護区内の9の炭鉱に継続して採鉱許可書を発行した。2014年から2016年までの間、省石炭庁は規定に違反して、3の炭鉱の竣工を認めた。省水利庁は要求どおりに泉域重点保護区内の炭鉱の採掘を禁止せず、太原市水務局及び晋祠泉域水資源管理处、臨汾市水利局、晋中市水利局及び介休市、平遥県の水利局は規定どおりに泉域保護区内の炭鉱の違法作業を禁止しなかった。	前省水利庁の庁長潘軍峰に党内嚴重警告、前省水利庁副巡視員李文銀に警告、前省石炭建設局総工程師宋軍に政務警告、前省水利庁資源処の処長張振国に政務過失記録、省水利庁農村水利処の処長郭天恩に政務過失記録、前省石炭建設局項目処の処長魏広斌に党内警告、省石炭建設局総工程師王静波に警告、太原市水務局長賈立進に免職、晋祠泉域水資源管理处処長趙惠濱に政務警告、臨汾市水利局副処級幹部宿輝に政務過失記録、その他係長級以下の幹部3名に党内警告或いは政務警告、省水利庁による省政府への深い自己批判書の提出。
14. 陽煤集団による薬林寺冠山省级自然保護区内における違法石炭採掘	2005年に薬林寺冠山省级自然保護区内に炭鉱を建設し、採鉱を開始し、2013年以降、自然保護条例に違反し、継続して採鉱している。	陽煤集団党委員会書記長、董事長趙石平に党内警告、陽煤集団二鉱総工程師程紅林に党内警告。

以上の処分幹部のうち、庁（局長）級幹部は22名、処（課長）級幹部は61名、郷科（係長）級は34名であった。処分内容では、党と行政の規律違反による処分者は34名、政務（公務員法律）による処分者は43名、警告者は33名、通告批判者は7名、組織処分者は2名であった。組織処分とは、政務等級の格下げ又は免職のことで、呂梁市副市長李潤林が党内嚴重警告、政務等級格下げとなり、太原市水務局長賈立進が免職となった。このほか、山西省林業庁の庁長李長林は党内警告処分を受けた後、山西省人民代表大会常務委員会内務司法委员会主任に異動し、職級は変わらなかったものの、実権を失った。山西省水利庁の庁長潘軍峰は党内警告処分を受けたが、実はそれ以前の2018年1月に既に他の案件で免職となった。法律、規定に違反した幹部が司法機関に提訴されることはなく、すべて党内或いは行政機関内において処分された。

ただ、これほど大規模に幹部を処分しても、山西省の環境問題は根本的に解決しなかった。2018年、中央第二生態環境保護督察組は、山西省の環境問題を再度査察し、2019年5月に「山西省生態環境保護問題査察報告書」を作成し、中共中央と國務院の承認を受けて、5月6日に山西省にフィードバックした。報告書によると、山西省の生態環境保護はある程度改善した。例えば、大気汚染物質の排出量に関する削減目標は達成され、汾河窪地の地下水の水位は上がり、地表水の改善も目標を達成した。2019年3月まで、民衆が中央生態環境保護督察組に通報した案件は概ね解決され、580社の企業に改善令が出され、218社が処罰され、罰金は2,356万元に上った。要訴追事件は11件で、5人が拘束され、304人が訓戒を受け、307人が問責された。他方、中央生態環境保護督察組は、山西省の生

態環境保護にはいくつかの問題がいまだ存在しているとして、次のとおり指摘した。(1) 思想認識が不足している。一部指導幹部は、山西省の環境問題の深刻さへの認識が欠けており、生態環境保護の困難さに怖気づき、逃げる。一部指導幹部は真剣に行動せず、サボタージュする。例えば、運城市の「生態環境改善計画書」はそのまま山西省の「計画書」のコピーである。大同市は、汚染水の整備目標を達成していない大同城区と陽高県を優秀区県として評価した。

(2) 環境改善を確実に行っていない。運城市橋東村のごみ埋め立て場所は、汾河から僅か400メートルしか離れていない。長治市の「改善計画書」はそのまま山西省の「計画書」のコピーである。(3) 生態環境改善にいい加減にごまかしている。文水県は、汚染水の整備工事の竣工期日を勝手に1年間延期し、毎日4,000トンの汚染水を磁窑（池）に排出している。晋中市の汚染水整備工事は期限までに完成しておらず、毎日1.2万トンの汚染水を排出している。

(4) 表面上、或いは、環境改善を偽装している。左権県の発電所の環境汚染問題は、中央生態環境保護督察組に指摘を受けたが、いくつかの行政機関がそれを庇って、上級機関に虚偽報告を行った。太原市都市管理委員会は、法律に違反してゴミの汚染液を下水道に流していることを認めた。また、長治、大同、臨汾、太原、晋中などの市政府の環境保護改善計画書は、別の地方の計画書をそのまま踏襲し、形式主義が深刻である。太原市の環境改善計画書は山西省政府の案を踏襲し、大同市の計画書は中央の計画書の原文のコピーである。中央生態環境保護督察組がいかに問題を指摘しようと、真剣に対応しない。

中央生態環境保護督察組は以上のとおり指摘した上で、山西省党委員会と省政府に対し、フ

ードバック内容に基づき30日以内に改善計画書を中央に提出するよう求めた。その後、山西省の党書記長は、習近平生態環境思想の指導を堅持し、厳しい態度で環境改善計画を立て、美しい山西省を建設しようと表明した。¹⁸

中央政府がこれほど厳しく指導し、地方政府のトップが断固とした態度を表明しても、山西省の水環境は改善されない。2019年11月14日、山西省政治協商会議の査察団は、汾河の汚染状況調査報告書を発表した。報告書によると、2019年1月から10月の間において、汾河の13の観測断面のうち、劣Ⅴ類の断面は62%を占め、汾河全体の水質は重度汚染状態となっていた。これは、汾河の水のうち、僅か10%が自然水で、それ以外の90%が都市と農村の下水と工業汚染水であったからである。都市部や特に農村部の下水処理能力が不足し、零細企業の汚染性水の排出量は多く、汚染対策と管理の効果が低下している。¹⁹

2019年7月以降、中央生態環境保護督察組は山西省で「第二輪」の査察を行った。2021年5月までに、中央生態環境保護督察組は民衆から3,092件の告発を受理し、山西省に通告した。中央生態環境保護督察組の要求に応じて、山西省は2,417件を解決した。中央生態環境保護督察組の「通報」によれば、564社に責任をもって環境改善を遂行するように命じたほか、358社に罰金を課した。罰金の総額は7,680.53万元に上り、20人を拘束し、150人に訓戒を行い、94人を問責した。その後、山西省党委員会と省政府は『生態環境部保護責任制を厳格に実施することに関する決定』を下達し、山の破壊、土地の違法使用、鉱山の違法開発、別荘の違法建設、湖の埋立て、水と大気汚染、森林破壊の7類の行為を厳格に禁止した。当該行為により、深刻な被害もたらした場合、地方の党と行政のト

ップは共に問責され、速やかに免職され、さらに、法律上の責任を追及されることとなった。²⁰

2021年7月20日に、中央生態環境保護督察組は山西省党委員会と省政府に「監督・査察報告書」の内容をフィードバックし、次のとおり指摘した。

山西省党委員会と省政府は環境改善に努力したが、中央の要求に対して、いまだ不足がある。第一に、習近平生態文明思想との間に隔たりがある。「両高」（汚染物の排出量が多く、エネルギーの使用量が多い）プロジェクトに対する意欲が強く、省内に178の「両高」プロジェクトを企画し、実施した。2020年には、コークス業の石炭使用量は1.3億トンを超えた。第二に、大気の構造的な汚染を効果的に抑制できていない。省内44の大気汚染抑制重点都市のうち、43の都市で石炭使用量が20%増加し、鋼鉄業60社のうち、大気汚染設備を整備したのは僅か40%である。30万ワット以上の発電所は60%がエネルギー使用削減基準を達成していない。第三に、黄河流域の生態保護に関する努力が不足している。黄河の支流の水の使用量は基準を超え、過度に開発されている。地下水をくみ上げすぎるなど、一部都市の水の利用効率が悪い。水質汚染改善工事が遅れ、太原市の汚染水処理所が汚染水が直接汾河に流れ込んでいる。陽曲県、寿陽県と孝義経済開発区の環境保護施設は不備である。第四に、鉱山開発による環境被害が深刻である。省内の9.2億トンの石炭脈石が処理されず、そのまま放置されている。忻州市では、300箇所にわたって置いてある鉱砂が2,725畝の農地を占用している。また、「第一輪」で指摘した芦芽山国家自然保護区及び桑干河、応県南山など省レベル自然保護区内の違法開発は改善されなかった。²¹

2016年から2021年までの5年間にわたり、中

中央生態環境保護監察組は山西省において「第一輪」と「第二輪」の二回の査察を実施し、さらに、振り返り査察（「回頭看」）を行ったが、山西省の生態環境問題は全面的に解決されていない。例えば、国有会社の山西省焦煤集団は、長い間環境破壊を行ってきたが、繰り返し指摘しても、改善することはなかった。山西省焦煤集団は全国最大のコークス生産会社で、山西省の「先進産能炭鉱」と評価されているが、石炭脈石の堆積場の面積は環境基準の3倍以上を占用し、山を違法に削っているほか、一部の炭鉱は環境評価を行わずに違法に生産活動を行い、洗炭による汚染水を直接黄河の支流に流している。また、井戸を違法に掘り、1,890万トンの水を汲み上げた。中央生態環境保護督察組は、このような大型国有企業が中央の環境政策と査察をあしらい、山西省の国有資産委員会も責任を負わず、真剣に監督しなかったと指摘した。²²この状況は、中央生態環境保護督察組派遣の効果には限界があることを物語っている。

おわりに

中国中央政府は2015年以降、2回（「第一輪」と「第二輪」）の中央生態環境保護督察組を派遣し、その期間中に2回の振り返り査察（「回頭看」）を実施し、『中央生態環境保護督察工作規定』を下達して、大勢の地方幹部を処分したが、環境問題を根本的に改善することはできなかった。これは、中国における「官場（官界）＋市場」という経済体制の下での「昇進競争」モデルが原因であり、これを変えなければ、環境問題を完全に解決することはできない。地方幹部と大型国有会社の幹部たちは、昇進のためにGDP成長率を第一の目標として、環境問題を重視することはない。近年、周黎安は、地方幹部の「昇進競争」モデルを改革し、環境問題を昇進選考

の基準の中に盛り込み、地方の持続的発展と長期的な環境問題を重視すべきと提起したが、²³「官場（官界）＋市場」という経済体制を根本的に改造しない限り、中央生態環境保護督察組を派遣しても、その効果には限界があると考えている。

注

- 1 北川秀樹編著『中国乾燥地の環境と開発—自然、生業と環境保全—』成文堂、2015年、80－81頁。
- 2 井村秀文『中国の環境問題今なにが起きているのか』化学同人、2007年、195頁。
- 3 鄧燕華『中国農村的環保抗争：以華鎮事件為例』、中国社会科学出版社、2016年、114頁。
- 4 加藤弘之、久保亨『進化する中国の資本主義』、岩波書店、2009年、207－210頁。
- 5 加藤弘之、久保亨『進化する中国の資本主義』、岩波書店、2009年、180－183頁。
- 6 周黎安「中国的政府和市場互動」、光明网、2019年4月30日。
- 7 周黎安「“官場＋市場”与中国增長故事」、『社会』2018年第2期。
- 8 「中共中央关于坚持和完善中国特色社会主义制度推进国家治理体系和治理能力现代化若干重大问题的决定」2019年10月1日、中国共产党第十九届中央委员会第4次全体会议通过、『人民日报』2019年11月6日。
- 9 「数说第一轮中央生态环保督察及“回头看”：15万余件环境问题、24.6亿元罚款、2264人被拘留」、新华社、2019年5月15日。
- 10 即ち『水污染防治行动计划』、国务院、2015年4月2日公布。
- 11 「广州天河一批企业违法排污被查处、包括部分“高大上”行业」、搜狐网、2019年11月3日。
- 12 「广州一家企业违法排污被曝光、此前竟通过环保验收」、新浪网、19年9月19日。
- 13 「首轮中央环保督察全反馈 31省份有这些通病」、环球网、2018年1月4日。
- 14 「中央环保督察组何以越来越刚？“不客气”皆因“不争气”」、中国新闻网、2021年4月20日。
- 15 「2019 第二轮中央生态环保督察什么时候启动？和第一轮比有哪些变化？」、中国新闻网、2019年6月27日。
- 16 「第二轮中央生态环保督察箭在弦上」、人民网、2019年10月27日7月9日。
- 17 「前所未有！中央督查组即将进驻两家“涉污”央企」、『长安街知事』2019年10月7月8日。
- 18 「中央环保督察组点名山西多地市：整改方案照抄照搬」、央广网、2019年5月6日。
- 19 「山西省政协发布汾河流域调研报告 水质整体仍

呈重度污染态势」、中国新闻网、2019年11月14日。

20 「中央环保督察：山西已罚款7680余万元问责94人」、中国新闻网、2021年5月10日。

21 「中央第一环境保护督察组向山西省反馈督察情况」、人民网、2021年7月21日。

22 「经历两轮督察山西焦煤集团再次被批破坏生态问题突出、敷衍整改」、大众网、2021年4月28日。

23 周黎安「实现干部激励与约束的平衡」、『北京日报』2018年8月6日。

〈研究論文〉

バイデン政権と日本の対中関係

ーメディア報道の分析からー

鈴木 暁彦*

賈 曦†

(概 要)

2021年初頭以降、日本の対中国関係は、米国によって政治、経済両面から揺さぶられている。政治的には、日米首脳による共同声明で「台湾海峡の平和と安定」に言及した。これは日中両国の国交が正常化した1972年以降初めてで、中国を強く刺激することになったが、日本はジョー・バイデン政権に説き伏せられた、と報じられている。さらに2022年2月の北京冬季五輪・パラリンピックをめぐって、米国が中国の人権問題を理由に「外交ボイコット」を発表。日本も追従せざるを得ず、閣僚の派遣をあきらめた。経済的には、中国ビジネスに携わる日本企業が大きなリスクに直面している。これにも人権問題にこだわる米国の意向が影を落とす。

日中関係が好転する兆しが見えない中、中国の負のイメージを強めるようなニュースをメディアが次々に報じられる。問題の大きな背景には、中国の台頭と米国の相対的な地位低下が招く国際情勢の不安定化への懸念がある。

ドナルド・トランプの共和党からジョー・バイデンの民主党に政権交代した2021年前半の情勢を中心に、メディアの報道を通して、日本を取り巻く状況と日本が取るべき選択肢、今後の展望について分析してみたい。(本稿は、2021年9月24日にオンライン開催された「第10回東アジア学術交流フォーラム」での報告＝原文は英語＝を加筆修正したものである。)

キーワード：日中関係 バイデン政権 メディア報道

*長崎県立大学国際社会学部教授

†長崎県立大学国際社会学部准教授

はじめに

日中関係に関しては、政治・外交面、経済面、安全保障・軍事面、社会面等複数の様々な要素によって構築され、また様々な角度から研究がなされてきている。

小林によると、日中関係に関するこれまでの研究は、総論型研究(日中関係の全般に対して包括的な考察を加えたもの)と各論型研究(日中の個別の論点に関して深く論じたもの)の2種類に大別する¹。総論型研究はさらに、「通史分析型」と「現状分析及び将来展望型」に分けられ、田中明彦の研究(1991)や、毛里和子の研究(2006)または天児慧の研究(2006)及び朱建榮の研究(2005)がその典型である。これらの研究の共通の特徴として、日中両国を取り巻く国際的環境が日中関係に大きな影響を及ぼす要因として挙げられ、特に米中関係や、東アジアのパワーバランスなどが重要な要素として指摘されている。言い換えれば、アジア太平洋で大きな影響力を持つアメリカが政治・外交面、経済面、安全保障面、社会面においても日中関係に少なからず影響を与えているといえよう。

特に、21世紀に入ってから、日中の経済規模には逆転が生じ、中国が急速に国力を向上させ、2010年にはGDP世界第2位の経済大国となった。これを受け、中国の台頭がアジア太平洋地域の力関係に変化を与えることを問題意識とし、中国の国力の向上に伴う軍事、外交及び日米中のパワーシフトなどに関する国際関係論の観点から、アメリカとの関係と絡んで日中関係を多角的に検討する研究が数多く現れてきた。外務省国際問題調査研究・提言事業の「日米中関係の中長期的展望」や東京財団政策研究所の「日米中関係の行方」などが挙げられる。中国の台頭が、経済は中国、安全保障はアメリカ

カというねじれ現象を引き起こしている事態に着目し、中国の台頭に対し、アメリカとの関係を基軸として、他の国々と協力すべきであるが、アジア太平洋地域の複雑な政治・経済環境の中で、確たる主体的な構想と柔軟な外交を展開しなければならないと指摘した²。さらに、軍事面、経済面、科学技術面など様々な側面で、米国と中国の対立が激しさを増す中、日本は最大の貿易相手国である中国と、安全保障上の唯一の同盟国である米国との争いに巻き込まれ、日中関係にも影を落としていると論じている。

近年の日中関係について考察した論文も国際政治学または経済学のアプローチからなされたものが多く、特に安全保障情勢の視点で、競争と協力が併存する構造の中に、協力戦略は競争のためにあると分析されている。習近平政権期の日中関係について論じた江藤論文³や、日中関係の四要因モデルを提示した高原論文⁴などが挙げられる。江藤論文は現在の日中関係は尖閣諸島の帰属問題をめぐる恒常的な緊張関係に基づく構造に移行し、米中関係の悪化を受け日本は、アメリカ、アジア諸国、ヨーロッパ諸国の外交戦略をバランスする対中政策をとっており、モデレーターとして役割を担おうとしていることを指摘する。また高原論文は日中関係を動かす要因を国内政治、経済利益、国際環境と安全保障、国民の感情、認識に分け、特に国際環境と安全保障要因の中に、米中対立が日中関係の推進に大きな役割を果たしていると同時に、安全保障は日中関係に大きく影を落とす要因と指摘している。また、日中両国には、歴史認識問題、尖閣諸島情勢などに関して認識に相違が生じることは、マスメディアの報道や、中国共産党の宣伝などにより、両国で事実が必ずしも正確に認識されていないことに起因する部分もあるとし、認識ギャップを回避するには、正しい知識

の学習とその普及が欠かせないと指摘する。

多くの学者が指摘されたように、日本は外交と安全保障をアメリカに依存しているから、アメリカに歩調を合わせるのはある意味では当然のことであるが、アメリカはトランプ政権からバイデン政権に交代した後、日本の対中関係にどのように影響を与えているのかについて分析する論文がまだ少ない。

日本の取り巻く状況と日本がとるべき選択肢を検討するために、本稿では、アメリカの政権交代した2021年前半の情勢を中心に、日中相互イメージを通して日中関係の現状を考察する上で、バイデン政権になってから、日中関係に関わる国際政治及び経済活動をめぐるメディア報道に焦点を当てて考察することとする。

第1章 日中関係の現状

(1) 内閣府の調査

内閣府は毎年、外交に関する世論調査を実施している。日本と諸外国・地域との関係を質問しており、近年はアメリカ、ロシア、中国、韓国、オーストラリア、中東、アフリカ、中南米、北朝鮮を取り上げている。最新の調査⁵は、2021年9月～11月に実施した。

2021年の調査によると、「中国に対する親近感」の設問では、「親しみを感じる」が20.6%、「親しみを感じない」が79.0%だった。2番目の設問は「現在の日本と中国との関係」で、これに対する回答は、「良好だと思う」が14.5%、「良好だと思わない」が85.2%だった。3番目の設問は「今後の日本と中国との関係の発展」だった。今後の日中関係の発展は、両国や、アジア及び太平洋地域にとって重要かどうか、を聞いたところ、「重要だと思う」が78.7%、「重

要だと思わない」が20.9%だった。

中国に対する親近感や日中関係の現状に対しては否定的な答えが多かったが、今後の日中関係については、重要だと認識している人が多かった。

「中国に対する親近感」については、1978年8月からデータがある。1989年までは「親しみを感じる」が「親しみを感じない」を大きく上回っていた。当時は、1972年の国交正常化、パンダの来日、官民の交流拡大、中国の改革開放政策など、肯定的なニュースが否定的なニュースよりも多く伝えられた。

中国は1976年に文化大革命が終結、国内の混乱がようやく収まり、社会が正常化に向けて動き始めた。それまで情報が乏しかった中国への関心が高まり、産業界は中国市場の潜在的な大きさに注目し始めた。日本政府も中国の経済建設を支援するため資金・技術供与を推進し、そうしたことが親近感の醸成に一役買った、と考えられる。

1989年の「政治風波」によって、中国に対する印象は一気に悪化した。その後は、「親しみを感じる」と「親しみを感じない」が拮抗する局面が続く。

貿易額、日本企業の進出拡大に伴って、中国の在留邦人も増えていった。同時に日本メディアも駐在記者を増やし、取材拠点を増強した。肯定的な話題だけではなく、否定的な話題も含む様々な側面が伝えられる新しい時代になった。日中間では、歴史認識をめぐって度々、衝突が起きた。

それでも、日本政府と産業界は、中国市場の取り込み、国際分業体制の推進に力を入れていた。中国が悲願としていた世界貿易機関（WTO）への加盟を日本政府が強力に後押ししていたこともあって、日本の主力産業は、本

格的に中国の製造・販売拠点を増やしていった。例えば、自動車メーカーは大規模工場を中国各地に建設している。日本だけでなく世界の自動車メーカーは例外なく、中国に製造拠点を展開している。今では中国が自動車産業の「主戦場」となっている。

中国との経済関係の緊密化とは別に、2004年以降は、「親しみを感じない」が増加し、今に至っている。日本経済は中国抜きには生存できない状況であるにも関わらず、「親近感」は別の動きを示している。背景には、2010年に中国の経済規模が日本を追い抜き、その差が開き続けている、という現実が大きく影響している、と考えられる。日本の相対的な地位低下は、中国に対する感情的な反発を生んでいることは否定できない。

合わせて、日本政府が「親中」姿勢から「反中」「嫌中」姿勢への転換を強めていることも響いている。例えば、現在の菅義偉内閣は、前任の安倍晋三内閣を模して、断続的に、中国に対して厳しい姿勢を示している。歴史認識や領土問題をめぐる衝突、米中両国の経済対立も「親近感」に影響を与えている。

(2) 民間組織による日中共同調査

日本の民間組織「言論NPO」は、2005年から毎年、日中共同世論調査を実施している。中国国内で継続的に実施されている世論調査は、この調査だけである。最新の調査⁶は2021年8月～9月、両国でそれぞれ実施された。

2021年の調査によると、「日中両国民の相手国に対する印象」の設問では、以下の通りの結果が出た。中国に「良くない」という印象を持っている日本人は90.9%（2020年89.7%）と増加している。中国に「良い」印象を持っている

日本人は9.0%（2020年10.0%）と減少している。

これに対して、日本に「良い」印象を持っている中国人は32.0%（2020年45.2%）で、13.2ポイント減少した。日本に「良くない」印象を持っている中国人は66.1%（2020年52.9%）で、13.2ポイント増加した。

相手国に「良い」印象を持つ理由は、日本人の場合、「中国の観光地や雄大な自然に関心があるから」（31.1%）、「中国古来の文化や歴史に関心があるから」（30.0%）、「中華料理や中国の最近の音楽や文学などに関心があるから」（30.0%）だった。中国人の場合は、「日本製品の質は高いから」（52.6%）、「日本人は礼儀があり、マナーを重んじ、民度が高いから」（49.4%）が多かった。

相手国に「良くない」印象を持つ理由は、日本人の場合、「尖閣諸島周辺の侵犯」（58.7%）、「中国が南シナ海でとっている行動が強引で違和感を覚えるから」（49.2%）、「国際的なルールと異なる行動をするから」（49.1%）だった。中国人の場合は、「中国を侵略した歴史についてきちんと謝罪し反省していないから」（77.5%）が突出して多く、「日本が魚釣島及び周辺諸島を『国有化』し、対立を引き起こしたから」（58.7%）が次いで多かった。2020年から最も増加したのは、「一部の政治家の言動が不適切だから」（21.0%）で、8.7ポイント上昇した。

「現在の日中関係」を「悪い」と判断している日本人は54.6%（2020年54.1%）で、半数を超えている。「良い」と判断している日本人は2.6%（2020年3.2%）だった。一方、「悪い」と判断している中国人は42.6%（2020年22.6%）で、20ポイント増えた。「良い」と判断している中国人は10.6%（2020年22.1%）で、11.5ポイント減った。日本人と中国人の認識は異なっている。

「日中関係の発展を妨げるもの」の設問では、

「領土をめぐる対立」を日本人の56.7%、中国人の62.4%がそれぞれ挙げ、いずれも突出して多かった。日本人は領土問題に次いで、「日中両政府の間に政治的信頼関係ができていないこと」(39.6%)、「日中両国民の間に信頼関係ができていないこと」(33.0%)を挙げた。中国人は領土問題に次いで、「日中両政府の間に政治的信頼関係ができていないこと」が29.3%で、2020年から10.4ポイント上昇した。

「日中関係は現在重要か」の設問では、「重要」と考える日本人は66.4%(2020年64.2%)だった。「重要」と考える中国人は70.9%(2020年74.7%)だった。「重要ではない」と考える中国人は22.4%で、2020年から13.1ポイント上昇した。これは尖閣諸島をめぐる対立が激化した時(2013年24.0%)に次ぐ高さだった。

「日中関係向上のために有効なこと」の設問では、日本人は「世界のルールに基づく自由貿易体制の推進や他国間の国際協力など国際課題の解決に向けた協力」(31.9%)、「両国政府間の信頼向上」(31.1%)、「尖閣諸島に関する領土問題の解決への努力」(26.3%)。中国人は「歴史問題での和解」(55.2%)が2020年より13.3ポイント上昇した。次いで「両国政府間の信頼向上」が37.0%だったが、2020年45.4%だった「首脳間交流の活発化」は28.5%で、16.9ポイント下落した。

(3) 中国共産党 100 年をめぐる報道

中国共産党は2021年7月1日に創建100周年を迎えた。これに合わせて、日本の全国紙は、連載記事を掲載した。

日本経済新聞は、「分岐点の中国共産党100年」のタイトルで、上中下3回連載。初回(6月28日)は『「開放」から再び『統制』へノ一

党支配、揺らぎ警戒」の見出しで、経済運営を中心に分析。「強権の道／経済を原動力に」と題した関連特集記事で、歴代の主な最高指導者と政治手法の分析、年表を載せた。

朝日新聞は、連載記事「中国共産党100年／『強国』の現在地」の第1回(6月29日)は、創建記念日に合わせて突貫工事が進む新型コロナウイルスのワクチン製造工場の建設現場や中国全土に拡大する高速鉄道網を取り上げ、国力の増強、国際社会との摩擦を分析した。第2回(6月30日)は「不動産神話、政府のカネ生む」との見出しで、「バブル」の危険性をはらむ不動産開発の実態を指摘した。第3回(7月1日)は「新疆、モスクにらむ監視カメラ」との見出しで、少数民族地域の問題を取り上げた。

読売新聞は、連載記事「中国共産党100年／きしむ大国」の第1回(6月27日)で、チベット自治区、新疆ウイグル自治区のルポを掲載。宗教政策、漢語(公用語)教育、町の再開発事業を取り上げた。第2回(6月28日)は習近平総書記と他の歴代指導者の政治手法の比較、第3回(6月29日)は香港の一国二制度を分析、第4回(6月30日)は、共産党と巨大企業経営者の緊張関係を取り上げた。第5回(7月1日)は、対外政策を取り上げ、受け入れられない海外の言説には強く反論し、中国の立場を頑なに主張する姿勢を論じた。

毎日新聞は、連載形式ではなく、「中国共産党100年」のワッペンを作り、6月29日には、「台湾統一行き詰まり」との見出しで、武力路線と平和路線をそれぞれ分析した。7月1日は、同じワッペンを付けた記事で、「権力集中、強国化の源」の見出しをつけ、年表とともに、中国共産党の100年を振り返った。

各紙は社説でも取り上げた。

日本経済新聞は7月2日、「中国共産党は世

界との溝埋める努力を」の見出しで、「中国共産党という存在が今ほど世界中で意識された時代はない。習近平政権はその影響力の大きさを自覚しつつ、世界とどう折り合いをつけていくのか熟慮する必要がある」と主張した。

朝日新聞は7月2日、「誰のための統治なのか」との見出しで、「習氏はきのう『中国人民の幸福を求める』のが党創設からの使命だと述べた。ならば改めて、結党の志に戻るべきだ」と指摘した。

読売新聞は7月2日、「強国路線拡大には無理がある」との見出しで、「対外的な強硬姿勢は、諸外国との不必要な摩擦を引き起こし、かえって国益を損なう。大国となった中国は、そのことを自覚すべきだ」と強調した。

毎日新聞は7月1日、「分断を招く大国では困る」との見出しで、「世界の分断を招かぬよう、責任ある大国として、対話へと軸足を移すべきだ」と主張した。

各紙に共通しているのは、中国の国力増大を客観的に認めると同時に、今後の経済運営と政治手法、国際社会との関係に重大な関心を示している点である、と言える。

日本の主流メディアの中国報道を概観すると、中国の経済規模が日本を追い越し、国力増大が明確になった2010年以降、中国の国際的な影響力を警戒する姿勢が目立つようになった。中国では2012年11月、習近平総書記が選出され、その後、強力なリーダー像を築き上げた。日本では2012年12月、第2次安倍晋三内閣が誕生し、その後、中国に厳しい姿勢を示すことで支持者の心をつかんできた。こうした日中間の政治的緊張も反映して、日本の主流メディアの中国報道は、厳しい論調が続いてきた、と見て良い。

第2章 国際政治をめぐる動き

(1) 日米首脳会談

2021年4月16日、ワシントンD.C.で日米首脳会談が行われ、菅義偉首相とジョー・バイデン大統領は、共同声明を発表した。声明は「台湾海峡の平和と安定の重要性」を明記した。東シナ海や南シナ海情勢のほか、「香港、新疆ウイグル自治区における人権状況への深刻な懸念」についても言及した。

台湾情勢が日米首脳共同文書に明記されたのは、毎日新聞によると、1969年の佐藤栄作首相とリチャード・ニクソン大統領の会談のみだ⁷。「台湾」言及は、52年ぶりのことで、1972年の日中国交正常化以降、初めてになる。

読売新聞によると、「共同声明の表現で最も調整が難航したのは、台湾問題だ⁸。3月に日本で開かれた外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会（2プラス2）では『台湾海峡の平和と安定の重要性を強調』との文言で一致した」が、『米側は表現を強めるよう求めた』。『これに対し、日本側は中国の反発を懸念して2プラス2と同レベルにとどめるよう主張し、綱引きが続いた』。両首脳による交渉の結果、米側の主張が通り、『「兩岸問題の平和的解決を促す」の一文を加えることで決着した』。

読売新聞によると、米側は、香港や新疆ウイグル自治区での人権状況についても、2プラス2共同発表より踏み込んだ表現を希望したが、日本が嫌がり、米側が妥協した。日本側は「日米のメッセージが過度に刺激的となり、中国を硬化させて、かえって緊張が高まる」事態を避けたかった、という。

日本経済新聞⁹によると、「米国の対中強硬への転機はドナルド・トランプ前政権だった。中

国経済を育てれば民主化が進むと考える（バラク・）オバマ政権までの『関与政策』を覆し、関税措置などで貿易赤字を減らすよう迫った。「当初は対中で弱腰になるとの見方もあった（ジョー・）バイデン米大統領。（4月）14日にアフガニスタン駐留米軍の9月までの撤収を表明した際、中国を『21世紀型の脅威』と説明し、対中国に資源を集中する姿勢を明確にした」。バイデン政権は「同盟国や友好国を引き入れて中国を囲い込む団体戦へと戦術を変えた」。最優先の仲間は日本だという。

新華社通信¹⁰によると、中国外務省報道官は、日米首脳共同声明について、「台湾、釣魚島（尖閣諸島）は中国の領土。香港、新疆に関わることは完全に中国の内政だ。南海（南シナ海）諸島と周辺海域は議論の余地のない主権を有している。米日共同声明に対して強い不満と断固とした反対を表明し、双方に厳正な申し入れをした」と語った。

（2）7カ国（G7）首脳会談

2021年6月11日～13日、英国コーンウォールで、G7(7カ国)首脳会議が開かれ、日本の菅義偉首相のほか、米国、フランス、ドイツ、英国、イタリア、カナダ、欧州連合（EU）の首脳が出席した。首脳声明では「台湾海峡の平和及び安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的な解決を促す」と記した。台湾海峡の平和に言及するのは、G7首脳会議が始まった1975年以来初めて。中国に強い姿勢を示すことによって米国内での政権基盤を固めようとするバイデン大統領にとっては、満足のいく結果だったようだ。

日本経済新聞¹¹によると、首脳声明は「1975年のランブイエ以来、サミットの歴史で初めて

『台湾海峡の平和と安定』と記した。日本政府関係者によると、菅義偉首相と（ジョー・）バイデン米大統領が欧州諸国の慎重論を押し切って盛り込んだという。

毎日新聞¹²は、外交筋の話として次のように報じた。声明で「中国を名指して批判することには、欧州側に慎重論があり、取りまとめは難航したという。そのため、バイデン氏は菅義偉首相に協力を求めた。『ともに議論をリードしよう』。サミット2日目の（6月）12日、討議の合間に語りかけたという」。「経済状況の悪化を懸念し中国との関係維持に腐心する日本政府だが、首相はサミットでバイデン氏との連携を優先し、G7の結束を呼びかけた」。

共同通信¹³によると、「（菅）首相は、欧州各国の説得に腐心するバイデン氏の『補佐役』として動いた」。「バイデン政権は中国に対抗する民主主義連合の形成に前のめり。米高官らはサミット期間中『われわれの価値を反映した選択肢を示す』との言葉を繰り返した」。「フランスの（エマニュエル・）マクロン大統領とアンゲラ・メルケル氏（ドイツ首相）が日米の強い主張を『受け入れる形で決着した』（外交筋）のは最終日（6月）13日朝。当初、中国を名指ししての批判に消極的だった英国の（ボリス・）ジョンソン首相も強硬論に加わった」。

同じ共同通信によると、日米両首脳の「満足感」をよそに、「G7内には依然濃淡が」残った、という。「中国の巨大経済圏構想『一帯一路』に参加するイタリアの（マリオ・）ドラギ首相は閉幕後、対中関係は『協力、競争、率直さが必要だ』と強調。マクロン氏も『G7は中国に敵対するクラブではない』。メルケル氏は気候変動分野での協力を中国に求め『中国抜きに解決策は得られない』と訴えた」。

(3) 北京冬季五輪への対応

2022年2月の北京冬季五輪・パラリンピックについて、米国政府は12月6日、選手団以外の外交使節団を派遣しない「外交ボイコット」を発表した。

日本経済新聞¹⁴によると、新疆ウイグル自治区などでの中国の人権弾圧に抗議する狙いがある。サキ大統領報道官は「バイデン政権は22年の北京冬季五輪・パラリンピックにいかなる外交・公式代表も派遣しない。中国がウイグルで大量虐殺や人道上の罪を犯し、その他の人権侵害を続けていることを考慮した」と述べた。米国の選手団は通常通りに派遣し「全面的に支援し、百パーセント応援する」と語った。

オーストラリア、英国、カナダが米国に同調する中、日本は対応に苦慮した。政府は12月24日、政府代表団を派遣しない方針を発表、閣僚など政府高官の派遣を見送る。米国や英国などと足並みをそろえる一方、「外交ボイコット」との表現は使わず、中国に一定の配慮を示した。

読売新聞¹⁵によると、岸田首相は24日、中国に自由、基本的人権の尊重、法の支配の保障を働きかけていることを指摘した上で、「北京五輪への対応については、これらの点も総合的に勘案し、自ら判断を行った」と語った。北京大会には、日本オリンピック委員会（JOC）の山下泰裕会長、日本パラリンピック委員会（JPC）の森和之会長、東京五輪・パラリンピック大会組織委員会の橋本聖子会長が出席。日本選手団も予定通り参加する。自民党の安倍晋三元首相らが政府に「外交的ボイコット」を求めていたが、首相は「日本から出席のあり方について特定の名称を用いることは考えていない」と語った。

2021年の東京五輪に対し、中国は全面支持の立場を示してきた。札幌は2030年冬季五輪の招致を表明している。2022年は、日中国交正常化50年の節目でもある。中国は最大の貿易相手国であり、多数の日本企業が中国ビジネスに携わり、利益を上げている。そうした現実の下で、日本政府は、米中両国の立場をそれぞれ配慮しなければならない状況にある。

第3章 経済活動をめぐる動き

(1) 中国の人権問題をめぐる制裁

中国の少数民族問題をめぐって、欧米と中国が対立している。少数民族の集住地域で生産されている商品は、「強制労働」の恐れがあるとして、米国や欧州連合（EU）が輸入を禁止。中国が対抗措置を発動し、対立が激化している。

米国は2021年1月、新疆ウイグル自治区で生産された綿製品とトマトの輸入を禁止した。CNN¹⁶によると、米税関・国境警備局（CBP）は「もとにした情報から、収容所の収容者や受刑者を労働力として活用し、強制労働を行っている実態が合理的に示唆される」と説明した。国務省は、新疆ウイグル自治区では100万人を超えるウイグル族並びに少数派のイスラム教徒が大規模な収容施設に拘留されている、と推定している。中国政府は、疑惑を否定している。

日本経済新聞¹⁷によると、欧州連合（EU）は3月22日開いた外相理事会で、中国での少数民族ウイグル族の不当な扱いが人権侵害にあたるとして、中国の当局者らへの制裁を採択した。対中制裁は約30年ぶり、同日付で発動した。EUが中国に制裁するのは、EUの前身組織の時代を含めて、1989年の天安門事件以来。

日本経済新聞の別の記事¹⁸によると、ウイグル族の不当な扱いをめぐる、米国、英国、カナダは3月22日、中国政府当局者らへの制裁を発表した。プリンケン国務長官は声明で「国際的に非難が広がるなかで中国がウイグル自治区でジェノサイド（民族大量虐殺）や人道に対する罪を続けている」と強く批判した。「我々は世界中の同盟国と連携し、中国による犯罪行為の即時停止と犠牲者のための正義を訴えていく」と強調した。

中国外務省の華春瑩報道官は3月23日の定例会見¹⁹で、「米国、カナダ、英国、EUが嘘と虚偽情報に基づき、人権を理由に中国の新疆ウイグル自治区の関係者と機関を制裁したが、中国はこれを強く非難する。中国外務省の責任者はすでにEUと英国の駐中国大使を呼び出し、厳正な申し入れを行った。22日夜、中国側は直ちに厳正な立場を表明するとともに、EUの関係機関と個人を制裁すると宣言した。すでに米側とカナダ側にも厳正な申し入れを行った」と述べた。

ウイグル問題が世界的によく知られるようになったきっかけの一つは、2月に流れたニュース報道だった。毎日新聞²⁰によると、「世界中に大きなショックが広がったのは2月初旬、英BBCの報道がきっかけだった」。「『私の役目は彼女たちの服を脱がせ、動けないように手錠をかけることでした』。報道は、新疆ウイグル自治区の施設にいた女性らの証言を基に、施設内で組織的な性暴力が行われていたという内容だった。中国政府は『うそを広めている』と否定したが、人権重視を掲げる欧米各国からは懸念や非難の表明が相次いだ。」

BBCの報道²¹は、「『彼らの目標は、すべての人を破壊すること』キャンプに収容されたウイグル人が組織的なレイプを主張」の見出しで伝えられた。

BBCの別の報道²²によると、「カナダ下院は（2月）22日、中国が新疆ウイグル自治区でイスラム教徒少数民族に対しジェノサイド（集団殺害）を行っているとする動議を賛成多数で採択した」。

ロイター²³によると、オランダ下院も2月25日、新疆におけるジェノサイドに関する決議を欧州で初めて可決した。

（2）日本企業への影響

少数民族の人権問題を巡る中国と欧米との対立は、産業界にも波紋を広げた。人権侵害の疑いがある新疆産の商品の一つとして、「新疆綿」の問題が持ち上がった。世界的なアパレルブランド企業は国際社会から、「強制労働が疑われる商品」の取引停止や削減を求められた。スウェーデンのH&Mは2020年9月、新疆に工場を持つ中国企業との取引を停止し、同自治区産の原材料を使用しない、と表明した。他のアパレル企業も同様の態度表明をした。「新疆産の原材料を使用しない」と表明した外国企業に対し、中国メディアや消費者による不買運動が拡大した。

新疆の人権問題に絡んで欧米が制裁を発動した後、中国共産主義青年団が2021年3月24日、SNSで「うわさを流し、新疆綿をボイコットしながら、金儲けをするのか」と発信し、H&Mを批判した。その後、中国メディアと消費者によるH&Mへの不買運動が爆発的に拡大した。

アパレルブランド企業にとって、中国は最重要市場の一つ。国際社会と中国政府と消費者の板挟みになり、窮地に追い込まれた。

日本経済新聞²⁴によると、中国のネット上では、米ナイキ、独アディダス、英バーバリー、日本のユニクロ（ファーストリテイリング）が批

判にさらされている。H&Mは、ネット通販から締め出され、ネット上の地図やクチコミサイトから店舗情報はすべて消えた。無印良品(MUJI)を運営する良品計画は、「新疆綿」の使用を続ける、と表明している。

日本経済新聞は、アパレル主要50社の「新疆綿」への対応(5月19日時点)を調べ、5月22日に結果を報じた。使用14社、不使用16社、調査中7社、無回答13社だった。「使用」と答えた企業のうち4社は「継続」と答えた。

(3)「ジェノサイド」認定と日本の態度

読売新聞²⁵によると、仏司法当局は、新疆での人権問題を巡り、「人道に対する罪」の隠匿の疑いで、ユニクロの仏法人など4社に対する捜査を始めた。民間組織(NGO)が告発していた。告発は、オーストラリア政府によって設立された国家安全保障政策シンクタンク、オーストラリア戦略政策研究所の報告書「Uyghurs for Sale」(2020年3月1日発表)に基づいている²⁶。

日本語仮訳「売り物のウイグル人—新疆地区を越えての『再教育』、強制労働と監視—」は、日本の国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」が公式サイトに掲載している²⁷。報告書は、アップル、ナイキ、アディダス、ユニクロを含む83の国際的な有名ブランドが、ウイグルその他の少数民族に対する強制労働によって何らかの利益を得ている、と指摘している。また、多数のウイグル人が新疆から他の地域へ強制移住させられていることにも言及している。

毎日新聞²⁸によると、ウイグル問題に関して、他国に先駆けて強い対応を取ったのが米国。ドナルド・トランプ政権のマイク・ポンペオ国務長官は、退任を目前に控えた2021年1月

19日、中国政府の好意を「ジェノサイド」と認定した。

中国政府は、「内政干渉」と強く反論している。

毎日新聞は同じ記事の中で、次のように伝えている。1948年に国連で採択されたジェノサイド条約²⁹は、人種や民族、宗教によるグループを破壊する目的で(1)メンバーを殺害する(2)重大な身体的・精神的危害を与える(3)身体的な破壊をもたらすための生活条件を課す(4)出生を防止する措置を強制する(5)子供たちを別のグループに強制的に移す——と定義している³⁰。

毎日新聞は、さらに、「ポンペオ氏は中国政府のどのような行為が『ジェノサイド』なのかや、ジェノサイド条約にどう関わるかを説明したわけではない。だが、ポンペオ氏の後任のプリンケン国務長官は『ウイグル人にジェノサイドが行われたという私の見解に変化はない』と明言した。国際法上の犯罪である「ジェノサイド」を持ち出して対中圧力を強める手法は、バイデン政権誕生後も引き継がれることになった。それに対し、日本政府は中国政府の行為が『ジェノサイド』に当たるのかどうか、はっきりとした見解は示していない。「茂木敏充外相は1月29日の記者会見で米国の『ジェノサイド』認定について問われた際、『新疆ウイグル自治区に関しては、重大な人権侵害が行われているという報告が数多く出されている。今般の米国の判断は強い問題意識の表れだろう』と理解を示した。そのうえで『わが国としても深刻に懸念している』と米国と歩調を合わせたものの、『ジェノサイド』かどうかの評価には踏み込まなかった。

ウイグル問題をめぐって、日本は、米国とは一定の距離を置いている。

(4) 米国によるウイグル製品禁輸

バイデン大統領は12月23日、「ウイグル強制労働防止法案」に署名し、同法が成立した。少数民族の強制労働問題を理由に、中国新疆ウイグル自治区からの輸入を原則として禁じた。180日後の2022年6月に施行される。

朝日新聞³¹によると、「同法は米議会が先導し、超党派の圧倒的な支持で成立へと至った。輸入品の一部でも新疆産であれば強制労働によるものとみなし、輸入者がそれを否定する証拠を示せなければ、米税関・国境警備局（CBP）が輸入を差し止める」という。

中国ビジネスに関わる日本企業は、米国と中国の板挟みにあい、苦しい対応を迫られる。日本経済新聞³²によると、「完成品だけでなく、部材が新疆ウイグル自治区の生産であれば対象になる。米国で事業を展開する日本企業は、製品の製造工程に同自治区が関わっていないか調達先を2次、3次まで確認する必要がある」。「米政府によると、綿製品の世界生産の2割を占めるほか、太陽光パネルに使うシリコン部材の世界生産の45%を担う」。「携帯電話などの電子機器、靴、手袋、麺、印刷物、おもちゃ、ヘアウィッグなども主要な製品だ。今後は生産拠点や調達先をほかの地域へ変更するメーカーが出てくる可能性がある」。

終わりに 日本の立ち位置

(1) 日本経済にとっての米中両国

日本と米中両国の経済関係を簡単に振り返ってみよう。ジェトロ世界貿易投資報告（2020年版）³³によると、2019年の世界貿易は、輸出ベースで18兆5,047億ドル（前年比2.9%減）。

うち米国は、1兆6,452億ドル（前年比1.2%減、世界シェア8.9%＝世界2位）。中国は、2兆4,979億ドル（同0.3%増、シェア13.5%＝世界1位）。日本は、7,057億ドル（同4.4%減、シェア3.8%＝世界5位）。

輸入ベースで見ると、世界貿易は19兆0,290億ドル（前年比3.1%減）。うち米国は、2兆4,984億ドル（前年比1.7%減、世界シェア13.1%＝世界1位）。中国は、2兆0,686億ドル（同1.9%減、シェア10.9%＝世界2位）。日本は、7,208億ドル（同3.7%減、シェア3.8%＝世界4位）。

輸出入合計（世界の貿易相手国）でみると、中国は世界1位、米国は2位となっている。日本の貿易相手国としても、1位は中国、2位は米国だった。

中国は「世界の工場」として、各国に輸出すると同時に、米国に次ぐ「世界の市場」として、各国から輸入している。2010年以降、米中両国の貿易総額はほぼ拮抗、世界にとって両国はともに重要な貿易相手国となっている。

国・地域別にみると、総じて中国向けの輸出シェアが大きくなっている。日本、韓国、台湾、ASEANは、中間財輸出で中国向けシェアが上昇している。つまり日本、韓国、台湾、ASEANは、中国とつながるGVC（グローバル・バリュー・チェーン）に組み入れられている。

グローバル・バリュー・チェーン（global value chain）とは、国際分業体制の下で、複数の国・地域にまたがって製造するプロセスのこと。アップルのiPhoneを例に取ると、日本、韓国、台湾、ASEANなどで製造された部品（中間財）を中国各地の工場に集められる。そこで加工・組み立てされ、完成品（最終財）が世界各国に輸出され、販売されている。アップルの本社は米国である。日本、韓国、台湾、ASEANは、中間財輸出を通じて中国と強い結

びつきを有している。同時に、対米付加価値輸出のうち、かなりの部分を中国経由で輸出している。

経済のグローバル化の中で、米国と中国は、日本経済にとって不可分の関係である。また、米国と中国にとっても、日本経済の重要性は小さくない。

(2) 最大の自動車市場としての中国

2017年は、世界で9,680万台の自動車が販売された。メーカー別に見ると、①フォルクスワーゲン1,074万台(中国販売418万台)、②ルノー日産三菱1,060万台(中国販売151万台)、③トヨタ1,038万台(中国販売129万台)だった。

中国での販売台数は、世界一多い2,912万台。うち独系メーカーは484万台(シェア19%)、日系420万台(17%)、民族系(中国国産ブランド)1,087万台(43%)だった。

中国以外の国別の順位は、②米国1,758万台③日本523万台④ドイツ381万台だった。フォルクスワーゲンの中国販売台数は、ドイツ全メーカーのドイツ国内販売台数を上回っており、中国への依存を示している。

日系自動車メーカー8社は2017年、日本国内の生産が919万台、海外生産が1,927万台、合計2,846万台。輸出443万台、国内販売は472万台。比較対象として、中国販売は455万台となっている。

トヨタ自動車は2020年、世界で952万台を販売(前年比11.3%減)し、5年ぶりに世界一となった。4年連続首位だった独フォルクスワーゲン(VW)グループは930万台(15.2%減)で、2位になった³⁴。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたが、両社の明暗が分かれたのは中国市場だった。トヨタ

は、コロナの影響が比較的小さかった高価格帯の車種に強く、179万台(10.9%増)を販売、8年連続で過去最高を更新した。VWは低価格帯の販売低迷が響き、384万台(9.1%減)にとどまった。

中国での日系大手5社の2020年の販売は、517万台(1.7%増)で、2年連続で500万台を超えた³⁵。

日本の2020年の国内市場は、459万台(11.5%減)だった。このうち軽自動車は171万台(10.1%減)で、軽自動車を除くと、288万台(12.3%減)³⁶。日本のメーカーにとって、中国市場の重要性は明らかだ。

(3) 識者・経営者の見方

朝日新聞は2021年5月～6月、全国の主要企業100社を対象にアンケート調査を実施した。米中関係の見通しについて質問したところ、66社が「現状と変わらない」と答え、「摩擦が激しくなる」が10社、「関係改善に向かう」は3社だった³⁷。

バイデン氏の勝利が確実となった直後の2020年11月の前回調査から、「摩擦」は9社増え、「改善」は10社減った。昨秋よりも関係改善の期待が薄れ、三菱重工業の泉沢清次社長は「トランプ政権の対中政策の原則をバイデン政権も引き継いでいる」と語った。ウイグル問題のような中国国内の人権問題が両国間の新たな火種になるとの見方も多かった。

対立が及ぼす事業への影響について、37社が「ある」と答えた。日本ガイシの小林茂社長は「前政権と『変わらない』ということなので、結構厳しい状態だ」と述べた。住友化学の岩田圭一社長は「グローバルサプライチェーンの見直しの動きが本格化する可能性がある」と懸念

を示した。

田中明彦・政策研究大学院大学学長は、毎日新聞紙上でスウェーデンのイエーテボリ大学V-Dem研究所の報告書を提示しながら、次のように語っている³⁸。

「V-Demの政治体制の四つの区分にそって、19年段階で国内総生産（GDP）の世界全体に占める比率を計算してみると、閉鎖専制国が17%、選挙専制国が12%、選挙民主国が11%、自由民主国は60%となる。閉鎖専制国のほとんど（13・6%）は中国である。つまり、自由民主国は32カ国しかないが、その経済規模は依然として世界を圧倒している。この市場規模と経済力を過小評価する理由はない。」

「結局、民主主義諸国にとって外的な脅威となるのは中国のみである。その中国に対しても自由民主国全体の経済規模は圧倒的に大きいのである。主要7カ国（G7）諸国のGDPだけで世界の45%を占めている。21世紀にはいつてからの中国の目覚ましい高度成長に幻惑されて、中国人も世界の多くの人々も、未来は専制国のもとにあるように錯覚してきた。自由主義的な民主制の国々が真剣に連帯していけば、統治形態としての民主主義の優位性を示していくことは十分可能であろう。」

バイデン政権の誕生に伴い、日本国内でも、中国との政治体制の違いに注目し、中国との対決を重視する見方は、かなり浸透している、と言えるだろう。

国分良成・前防衛大学校長は、日本経済新聞に対し、次のように答えている³⁹。

「日本は対話と抑止、国際的な連携強化で中国に対処するしかない。特に対話での外交力は重要だ。かつての米ソ冷戦と米中冷戦は違う。中国はソ連と違って国際経済に深く入り込んで

いる。中国からみても国際システムに入らなければ生きてゆけない。」

「中国外交の現状はかなり苦しい。その辺に着目して相手も妥協できる批判や提言ができるかだ。中国が簡単に聞き入れるとは思えないが、それぐらいしか手がない。」

中国との対決を重視する見方が広がる一方で、対話による外交の重要性を訴える見方も、中国ウォッチャーの間では少なくない。

宮本雄二・元中国大使は、毎日新聞に対し、次のように語っている⁴⁰。

「中国も米国と正面切ってけんかするつもりはないが、自分たちの核心的利益を米国が押さえつけようとすれば断固として抵抗する、との方針は変わっていない。そうすると、必ず両国が軍事や経済でぶつかることになるが、ぶつかれば次第に角が取れていく。経済に影響が出れば双方の政策が修正され、台湾で軍事衝突しそうな事態に直面すれば、逆バネが利いて必ず修正される。それが5年、場合によっては10年続くことで新たな安定した米中関係が浮上してくるだろう。その間の危機管理が特に重要だ。」

「その米中関係は、右手で殴り合いながら左手で握手したり、ニコニコしながら机の下で蹴飛ばし合ったりする関係でしようが、すぐリングに上がって殴り合うような関係ではなくなる。それが関係が安定するということだ。実践の積み上げでしか構築できない。」

「日本は（台湾に対する中国の立場を「十分理解し、尊重」するとした）72年の日中共同声明の基本線を守らなければならない。中国が、日本は『一つの中国』政策を放棄したと認識すれば、中国には強硬手段に出る以外の選択肢がない。台湾の独立を阻止するためには、中国は米国と戦争になっても軍事的行動を取らざるを得なくなる。それが台湾問題だ。非常に敏感な

難しい問題だけに、政治家には慎重に発言をしてほしいと思う。」

「ただ、中国の経済は日本にとって極めて重要。私は多くの経済専門家に、中国経済を抜きにした日本経済再生の道はあるのかと質問してきたが、策を示せる専門家に会ったことは一度もない。可能な限り中国市場から利益を得て、日本経済を活性化させていくしか方法はない。中国と安全保障面で問題があればあるほど、外交・経済分野での中国との協力を倍加することで、バランスを取る必要がある。」

「バイデン政権が打ち出した競争と協力の関係のもとでの平和共存は、日中関係にも適用できる。両国の首脳が直接話し合いながら、競争と協力という相反するものを内包した新しい日中関係を構築しなければいけない時代に入っている。」

日本と中国との関係においては、安全保障上での懸念が増している。だからこそ、外交努力と経済交流を一層拡大させることで、関係を安定化する必要性が増している、との認識だ。

読売新聞は、中国共産党創設100年を受けた社説を掲載した。その中で、次のように主張している⁴¹。

「台湾海峡で有事が起きた場合は、日本も甚大な影響を受けることが避けられない。日米首脳会談に続き、先進7か国（G7）首脳会議の成果文書でも初めて、台湾問題が明記された。G7の結束強化は不可欠である。」

「中国は海洋、サイバー、宇宙など幅広い領域で影響力拡大を図っている。菅政権は緊張感をもって、対応を急がねばならない。尖閣諸島など東シナ海の安定を守るため、不測の事態を想定した体制を整備すべきだ。」

その上で、日中両国の経済関係および東アジアの安定に対する両国関係の重要性を念頭に、

次のように強調している。

「一方で、日本にとって中国は、経済面でも東アジアの安定においても極めて重要な隣国である。対立一辺倒で自ら緊張を高めるような言動は避けるべきだろう。」

最後は、「日本は米欧などと連携し、中国が法の支配、自由、人権などの普遍的価値観や国際ルールを尊重するよう、対話で粘り強く促していくことが重要だ。」と結んでいる。

読売新聞は、政権よりの論調で知られる日本最大の新聞社だ。そのような新聞社だが、「対立一辺倒で自ら緊張を高めるような言動は避けるべき」と、政府および政治家に釘を刺している。

この論考で繰り返し指摘してきたように、日中関係は、経済分野の結びつきを考えるだけで、その重要性ははっきり理解できるはずだ。今ももっとも必要とされることは、「対立」を煽るのではなく、「対話」によって関係を少しでも好転させる努力だ。この一文を結論としたい。

注

- 1 小林良樹(2009)『中国における対日感情』の実態と悪化要因に関する研究』早稲田大学アジア太平洋研究科博士論文
- 2 日本国際問題研究所(2012)「日米中関係の中長期的展望」平成23年度外務省国際問題調査研究・提言事業報告書 https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H23_Japan_US_China/AllReports.pdf (2021年5月30日アクセス)
- 3 江藤名保子(2019)「日中関係の再考—競合を前提とした協調戦略の展開」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」令和元年第3号(通巻第138号) https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r138/r138_07.pdf (2021年6月4日アクセス)
- 4 高原明生(2020)「中国の内政と日中関係」『中国の対外政策と諸外国の対中政策』日本国際問題研究所 https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/R01_China/Jiia_china_research_report_2020.pdf (2021年6月4日アクセス)

- 5 外交に関する世論調査 <https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-gaiko/index.html> (2022年1月30日アクセス)
- 6 第17回日中共同世論調査(言論NPO) <https://www.genron-npo.net/world/archives/11542-2.html> (2022年1月4日アクセス)
- 7 毎日新聞2021年4月17日夕刊「日米『台湾海峡の平和重要』」<https://mainichi.jp/articles/20210417/dde/001/010/031000c> (2021年7月5日アクセス)
- 8 読売新聞2021年4月18日「日本慎重、米強硬」<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210417-OYT1T50346/> (2021年7月5日アクセス)
- 9 日本経済新聞2021年4月19日「米の対中圧力、重層的に」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN1704V0X10C21A4000000/> (2021年7月5日アクセス)
- 10 新華社2021年4月17日「外交部發言人就美日領導人聯合聲明涉華消極內容答記者問」http://www.xinhuanet.com/world/2021-04/18/c_1127342555.htm (2021年7月5日アクセス)
- 11 日本経済新聞2021年6月15日「試される民主主義陣営」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODE070Q20X00C21A6000000/> (2021年7月6日アクセス)
- 12 毎日新聞2021年6月15日「対中結束狙い、米主導」<https://mainichi.jp/articles/20210615/ddm/003/030/112000c> (2021年7月6日アクセス)
- 13 西日本新聞2021年6月15日(共同)「『台湾』記載、日米が直談判」<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/755091/> (2021年7月5日アクセス)
- 14 日本経済新聞2021年12月7日夕刊「北京五輪、外交ボイコット」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN06D020W1A201C2000000/> (2022年1月4日)
- 15 読売新聞2021年12月25日「人権考慮、閣僚派遣見送り」<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20211225-OYT1T50019/> (2022年1月4日アクセス)
- 16 CNN 2021年1月13日「US bans cotton and tomato products from China's Xinjiang region over forced labor concerns」<https://edition.cnn.com/2021/01/13/china/us-blocks-cotton-tomato-imports-xinjiang-intl/index.html> (2021年7月6日アクセス)
- 17 日本経済新聞2021年3月22日「EU、30年ぶり対中制裁決定」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR2204T0S1A320C2000000/> (2021年7月6日アクセス)
- 18 日本経済新聞2021年3月23日「米英カナダも対中制裁」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN22C1H0S1A320C2000000/> (2021年7月6日アクセス)
- 19 Foreign Ministry Spokesperson Hua Chunying's Regular Press Conference on March 23, 2021 (official site) https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/t1863508.shtml (2021年7月7日アクセス)
- 20 毎日新聞2021年4月10日「ウイグル問題、踏み込まぬ日本」<https://mainichi.jp/articles/20210410/dde/007/030/024000c> (2021年7月6日アクセス)
- 21 BBC 2021年2月2日「Their goal is to destroy everyone': Uighur camp detainees allege systematic rape」<https://www.bbc.com/news/world-asia-china-55794071> (2021年7月6日アクセス)
- 22 BBC 2021年2月23日「Canada's parliament declares China's treatment of Uighurs 'genocide'」<https://www.bbc.com/news/world-us-canada-56163220> (2021年7月6日アクセス)
- 23 ロイター 2021年2月26日「Dutch parliament: China's treatment of Uighurs is genocide」<https://www.reuters.com/article/us-netherlands-china-uyghurs-idUSKBN2AP2CI> (2021年7月6日アクセス)
- 24 日本経済新聞2021年4月3日「ウイグル対応、アパレル苦悩」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM01CFI0R00C21A4000000/> (2021年7月7日アクセス)
- 25 読売新聞2021年7月3日「ユニクロ捜査、告発が発端」<https://www.yomiuri.co.jp/world/20210703-OYT1T50055/> (2021年7月9日アクセス)
- 26 Vicky Xiuzhong Xu 他「Uyghurs for Sale / 'Re-education', forced labour and surveillance beyond Xinjiang」2020年3月1日 オーストラリア戦略政策研究所 <https://s3-ap-southeast-2.amazonaws.com/ad-aspi/2021-04/Uyghurs%20for%20sale%2019%20April%202021.pdf?VersionId=CifExOIYXRwRJRjTR.kMqSgL9cx7nKia8> (2021年7月8日アクセス)
- 27 「売り物のウイグル人」(日本語仮訳) <https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2020/08/884619c6c323ea22fe2f7bda7da0b11b.pdf> (2021年7月8日アクセス)
- 28 毎日新聞2021年4月10日夕刊「ウイグル問題、踏み込まぬ日本」<https://mainichi.jp/articles/20210410/dde/007/030/024000c> (2021年7月9日アクセス)
- 29 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(ジェノサイド条約)/データベース「世界と日本」(代表:

- 田中明彦)
<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/mt/19481209.T1J.html> (2021年7月9日アクセス)
- 30 Genocide convention
https://www.un.org/en/genocideprevention/documents/atrocities-crimes/Doc1_Convention%20on%20the%20Prevention%20and%20Punishment%20of%20the%20Crime%20of%20Genocide.pdf (2021年7月9日アクセス)
- 31 朝日新聞2021年12月25日「ウイグル製品禁輸、中国反発」
https://digital.asahi.com/articles/DA3S15154248.html?iref=pc_ss_date_article (2022年1月4日アクセス)
- 32 日本経済新聞2021年12月20日「米、人権軸に対中規制強化」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN170G80X11C21A2000000/> (2022年1月4日アクセス)
- 33 ジェトロ世界貿易投資報告(2020年版)
<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2020.html> (2021年7月12日アクセス)
- 34 朝日新聞2021年1月28日「トヨタ、世界販売台数5年ぶり首位」
https://digital.asahi.com/articles/ASP1X4CXWP1XULFA00B.html?iref=pc_ss_date_article (2021年7月13日アクセス)
- 35 日本経済新聞2021年1月8日「中国新車販売、日系5社2年連続500万台超」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM084XQ0Y1A100C2000000/> (2021年7月13日アクセス)
- 36 日本経済新聞2021年1月5日「20年の国内新車販売台数、コロナで前年比11.5%減少」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ043HV0U1A100C2000000/> (2021年7月13日アクセス)
- 37 朝日新聞2021年6月15日「米中関係『変わらない』66社、薄れる期待」
https://digital.asahi.com/articles/ASP6C577FP68ULFA02Z.html?iref=pc_ss_date_article (2021年7月13日アクセス)
- 38 毎日新聞2021年5月13日「専制・中国との競争」
<https://mainichi.jp/articles/20210513/ddm/004/070/020000c> (2021年7月14日アクセス)
- 39 日本経済新聞2021年6月12日「中国共産党支配の行方」
<https://www.nikkei.com/article/DGXKZO73042480Y1A610C2TCS000/> (2021年7月13日アクセス)
- 40 毎日新聞2021年7月13日「米中、日中／新たな2国間関係どう築く」
<https://mainichi.jp/articles/20210713/>

- k00/00m/010/002000c (2021年7月13日アクセス)
- 41 読売新聞2021年7月2日「中国共産党100年強国路線拡大には無理がある」
<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20210701-OYT1T50232/> (2021年7月14日アクセス)

参考文献

- 愛知大学国際中国学研究センターシンポジウム
 報告書(2005)「第三の視点から日中関係を見る」『激動する世界と中国—現代中国学の構築に向けて—第1部』
https://iccs.aichi-u.ac.jp/archives/report/005/005_05_03.pdf
- 天児慧(2006)『中国・アジア・日本—大国化する「巨竜」は脅威か』、ちくま書房
- 家近亮子、松田康博、段瑞聡編著(2012)『岐路に立つ日中関係—過去との対話・未来への模索』晃洋書房
- 江藤名保子(2019)「日中関係の再考—競合を前提とした協調戦略の展開」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」令和元年第3号(通巻第138号)
https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r138/r138_07.pdf
- 神谷万丈(2019)『「競争戦略」のための「協力戦略」—日本の自由で開かれたインド太平洋戦略(構想)の複合的構造』一般財団法人鹿島平和研究所
http://www.kiip.or.jp/taskforce/doc/anzen20190215_Kamiya%20Matake.pdf
- 国分良成(2017)『中国政治から見た日中関係』岩波書店
- シーラ・A・スミス(2021)「バイデン政権：インド太平洋地域におけるコアリション・アプローチ」『国際問題』2021年6月No.701,41-52頁
- 朱健栄(2005)『胡錦濤 対日戦略の本音 ナショナリズムの苦悩』角川書店

- 高井潔司（2002）「東アジアの政治摩擦とメディア構造」、日中コミュニケーション研究会編『日中相互理解とメディアの役割』日本僑報社、pp.38-48
- 高原明生（2020）「中国の内政と日中関係」『中国の対外政策と諸外国の対中政策』日本国際問題研究所
https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/R01_China/Jiia_china_research_report_2020.pdf
- 高原秀介（2013）「日中関係におけるアメリカの影響（日米中関係とアジア地域の安定化）」京都産業大学世界問題研究所紀要 第28巻 pp.339-345
- 田中明彦（1991）『日中関係 1945-1990』東京大学出版会
- 毛里和子（2006）『日中関係一戦後から新しい時代へ』岩波書店
- European Parliament (2021) Briefing G7 summit, June 2021 Asserting democratic values in the post-crisis context, Retrieved June 29,2021,
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690648/EPRS_BRI\(2021\)690648_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690648/EPRS_BRI(2021)690648_EN.pdf)
- Hirotsugu Aida（2021）, Challenges Facing the Biden Administration. International Affairs, No.701, 53-54
- JETRO (2020), Global Trade and Investment Report 2020 -A global economy with increasing uncertainty and the future of digitalization- Retrieved July 30, 2021,
<https://www.jetro.go.jp/en/news/releases/2020/b79alae9claf7f8d.html>
- Yoshikazu Kato (2019) , Asia Global Papers Working Paper, US-Japan-China Trilateral Relations: How their dynamics will shape Asia Pacific, Retrieved June 1, 2021,
<https://www.asiaglobalinstitute.hku.hk/storage/app/media/Research/asiaglobal-papers-us-china-japan-relations.pdf>
- 馮昭奎（2016）《中国外交大棋局中的中日美關係—基于系統論視角的分析》《当代世界》2016年02期、12-15頁

〈研究論文〉

地球規模で展開が進む SDGs とその報道に関する一考察：

—The New York Times と朝日新聞の比較を中心に—

賈 曦*

沈 霄虹[†]

アルン デソーザ[§]

音 好宏**

はじめに

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

米国においては、トランプ政権が2019年11月、正式にパリ協定を離脱。2021年に発表された「Sustainable Development Report 2021」によれば、米国は世界の SDGs ランキングで32位であり、OECD 国の中に最下位となっている。ただし州政府に一定の自治権があり、かつ多様な価値観が共存するため、特に州政府の SDGs への取り組みが注目されている。その他、米国内の多くの企業や大学なども SDGs への協力姿勢も維持している。

一方、日本政府は先進国として積極的に取り

組んでおり、中長期国家戦略として2016年12月に SDGs 実施指針を策定し、8つの優先課題が定められている。また、この実施指針の下に、日本政府においては、毎年 SDGs アクションプランが策定されており、各省の SDGs に対する施策をまとめている。いわゆる日本の SDGs モデルである¹。

しかし世界経済フォーラムフランスの調査会社 IPSOS の調査 (2019) によれば、日本の SDGs 認知率は、調査対象となった世界28か国の中で、英国と並んで最も低く、また、SDGs の各ゴールの重要度を問う質問に対しても、「たいして重要ではない」、「全く重要ではない」という否定的な回答が最も多かった²。また米国も日本と英国と並んで、世界平均から大きな開きが見られる。

各国国民の SDGs に対する認識が弱い原因は様々であるが、その有力な一つの要因は SDGs の報道にあるのではないか。マスメディアは、国民の主な情報源として、非常に重要である。また、国際貢献、国益だけではなく、国民の立

*長崎県立大学国際社会学部准教授

[†]江戸川大学メディアコミュニケーション学部非常勤講師

[§]清泉女子大学文学部非常勤講師

**上智大学文学部新聞学科教授

場で議題設定を行うことはメディアの責任でもある。

	国名	聞いたことがある	よく知っている
	世界平均	74%	26%
1	トルコ	92%	53%
2	中国	90%	52%
3	インド	89%	55%
4	ペルー	87%	37%
5	ブラジル	87%	32%
6	スウェーデン	87%	33%
7	マレーシア	87%	29%
8	サウジアラビア	83%	51%
9	メキシコ	83%	32%
10	南アフリカ	83%	27%
11	ハンガリー	80%	20%
12	チリ	79%	29%
13	ポーランド	79%	26%
14	スペイン	79%	22%
15	ドイツ	79%	17%
16	シンガポール	77%	35%
17	ロシア	77%	21%
18	韓国	74%	19%
19	イタリア	74%	11%
20	アルゼンチン	73%	22%
21	ベルギー	67%	16%
22	オランダ	66%	18%
23	フランス	54%	11%
24	オーストラリア	51%	16%
25	カナダ	51%	11%
26	アメリカ	50%	20%
27	イギリス	49%	13%
28	日本	49%	8%

(出典: SDG Journal <https://SDGs-support.or.jp/journal/awareness-of-SDGs/>)

元ソース世界経済フォーラム 2019年9月23日記事より

<https://www.weforum.org/press/2019/09/global-survey-shows-74-are-aware-of-the-sustainable-development-goals/>)

このような問題意識のもとに、本稿ではSDGsと密接な関係を示しているカトリック教会においてSDGsの位置づけを明確にした上で、教会の枠をこえた市民社会におけるSDGs報道に着目し、米国の国内に影響力が大きいThe New York Timesと日本国内で最初にSDGsを報道した『朝日新聞』を事例に、2015年1月1日～2020年12月31日の6年間の記事を分析し、SDGs報道の特徴をまとめて、分析していきたい。

1 持続可能な発展

1) 持続可能な開発の概念の発展

記事内容を考察する前に、まず持続可能な開発という概念について考察を加える。

1960年代、世界の先進主要国では産業の近代化における負の側面に注目が集まった。例えば、深刻な公害問題もそれと伴って続発し、良識のある人々の間に不安が広がっていった。そのような背景の下、ローマクラブは、「人類の危機に関するプロジェクト」を立ち上げ、当時MITのデニス・メドウズ博士を中心とする研究チームに「人類社会の来るべき危機の諸要因とその相互作用を全体として把握しうるようなモデルを作成し、将来の危機の様相の展望を回避するための方途の検討」を委託した。その成果として、報告書『成長の限界』が1972年にローマクラブから発表された。この報告書は工業化による経済成長と世界人口がそのまま成長を続けるならば、食糧不足、環境破壊によって100年以内地球上の成長の限界に達することをシミュレーションし、環境汚染、天然資源の枯渇、飢餓などの負の側面を拡大することで世界に警鐘を鳴らした。

世界の資源枯渇や人口増加が懸念される中、1972年に国連人間環境会議(通称ストックホルム会議)を開催した。会議で採択された人間環境宣言は成長の限界の主張を色濃く反映した。しかし、同時に先進国と途上国の環境汚染に関する認識の相違も浮き彫りとなった。また、環境保全と経済成長は対立概念として受け止められ、経済成長を犠牲にしないと環境保全できないという考え方が大勢を占めていた。

1982年に、日本政府の「21世紀における地球環境の理想とその実現に向けた戦略の策定」を目的とする特別委員会の設置の提案を

受け、国連が1984年に「環境と開発に関する世界委員会(WCED=World Commission on Environment and Development)」（通称ブルントラント委員会）を発足させた。同委員会は1987年に報告書「Our Common Future」を公表し、持続可能な開発はその中心的な考え方として取り上げた概念である。同報告書は「持続的な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような発展を行うべき」と主張し、持続可能な開発がすべての国・地域が目指すべき発展の方向性として位置付けられた。さらに1992年「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルのリオデジャネイロで開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」が採択された。それによって、持続可能な開発が世界各国の共通理念として強く打ち出された。環境保全と経済成長に加えて、途上国の貧困や教育など人間の社会的側面の充実の重要性が指摘される、環境・経済・社会の3要素は、持続可能な発展を支える「トリプル・ボトムライン」とも言われるようになった。また、このトリプル・ボトムラインの実現に向けてどのような「制度」が実施されているかという点を評価に加えて、環境・経済・社会・制度の4要素で構成される「持続可能な発展指標」が多くの国で策定されるようになった。

リオ地球サミットから10年後、「持続可能な開発に関する世界サミット」が南アフリカのヨハネスブルクで開催され、「ヨハネスブルク宣言」が採択され、様々なステークホルダーの取り組みの重要性が確認された。さらに2012年の「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）に、「我々の求める未来」が成果文書として採択された。環境保全と経済成長が対立するものでは

なく、両立し互いに支えあうものであるべき概念として発展された。環境保全と経済成長は、人間社会の良好な発展の両輪として位置づけられたのである。

2015年には、3月に仙台防災枠組(Sendai Framework for Disaster Risk Reduction)、7月に開発資金に関するアディスアベバ行動アジェンダ(Addis Ababa Action Agenda on Financing for Development)、12月に気候変動に関するパリ協定(Paris Agreement on Climate Change)などを含む持続可能な開発を支援する多くの国連協定が採択された。

最終的に持続可能な開発目標(SDGs)は2015年9月18日に開催された第69回国連総会(UNGA69)において、国連を構成する全加盟国によって承認された。この全世界で採択された国連決議のタイトルは「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」であり、すべての加盟国の政治指導者は、2030年までに段階的にこれらの目標を達成するために協力することに合意した。この決定後、多くの国々がこの目標に基づき、これらの実行に向かって開発のための省庁、財政構造、予算配分を再構築している。

また国連の経済社会局(UNDESA)も、持続可能な開発目標課(DSDG)を設置し、SDGsに関する十分な情報の提供や、加盟国のSDGsの現状を把握するための「グローバル持続可能な開発報告書(Global Sustainable Development Report = GSDR)」を毎年発行している。このように、国連や各国政府は、他のすべてのステークホルダーとともに、より良い世界の構築ために協力する舞台を整える努力し続けてはいる。

実際、2030アジェンダのスローガンは「誰一人取り残さない」であり、すべての政府はすべての国民、なかでも女性、障害者、先住民族、子

供などの弱者を年次予算と計画に含める姿勢を示している。

ところで、SDGsが採択される前には、ミレニアム開発目標(2000-2015)が採択されていた。しかしこれは、すべてのステークホルダーが開発に関与していないなど、大きな欠点があった。そのため、政治家、学者、投資家、実業家、市民社会活動家、宗教指導者、そして脆弱なコミュニティなどを中心に多方面から議論が生じ、次の段階が検討された。その結果、開発の過程で「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ために、人類が達成すべき17の目標と169のターゲット、230の指標が浮かび上がった。これらの目標は、「人 people」「地球 planet」「繁栄 prosperity」「平和 peace」「パートナーシップ partnership」という5つの「P」に対応するものである。基本的に169のターゲットに分かれているため、指標で測定することができると考えられている。こうして、各国は、169のターゲットに対する自国の現状を厳密に監修し、自国の開発状況を明確に把握する必要があるという共通理解に到達したのである。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身に取り組むユニバーサル(普遍的)なものである。

「貧困をなくそう(No Poverty)」、「飢餓をゼロに(Zero hunger)」、「すべての人に健康と福祉を(Good Health and Well-being)」、「質の高い教育をみんなに(Quality Education)」、「ジェンダー平等を実現しよう(Gender Equality)」、「働きがいも経済成長も(Decent Work³ and Economic Growth)」などを念頭に変革のプロセスと密接に関連する目標が掲げられている。また、安全な水とトイレ(Clean Water and Sanitation)、クリーンエネルギー(Affordable and Clean Energy)、持続可能な都市(Sustainable Cities and Communities)、責任ある

消費と生産(Responsible Consumption and Production)、気候変動対策(Climate Action)、海の豊かさの持続(Life below Water)、そして、陸の豊かさの持続(Life on Land)などを中心にした環境の課題についても議論されている。例えば、「SDG9：産業と技術革新の基盤をつくろう(Industry, Innovation and Infrastructure)」は、産業、イノベーション、インフラを通じた経済発展において重要な役割を担っている。正義については、「人や国の不平等をなくそう(Reduced Inequalities)」「平和と公正をすべてのひとに(Peace, Justice and Strong Institutions)」の目標が有効である。

2) カトリック教会とSDGs

実際、持続可能な開発目標に関わっているのは、国連と各国政府だけではない。

バチカン市国は教会の代表として、国連聖座常設監視団に出席している。また、カトリック教会に所属し、200カ国以上で活動している165以上の救済活動・開発団体の連合体である国際カリタスも参加している。ローマカトリック教会と関係している男女修道会、及び一般信徒も、約200の修道会を代表するECOSOCに認定された約30の信仰組織(宗教NGO)を通じて国連に参加している。これらの宗教団体はすべて、RUN(Religious at United Nations = 国連における宗教団体)と呼ばれる非公式な組織として機能している。UNANIMA、VIVAT、Franciscan International、JCoR(Justice Coalition of Religious)など、他の宗教団体の連合体もある。国連に関係している団体の中には、20年も前から活動している団体もあれば、最近になって活動に携わりはじめた団体もある。

国連組織の活動は非常に広大であり、その様々な加盟団体を通しての教会の存在はあまり

重要でないように思われることもある。教会という組織が世界の様々な現場で携わっている活動の範囲と比較すると、国連に対するその影響は各国政府に比べて小規模なものかもしれないが、カトリックの信念に基づく社会奉仕団体や宗教団体が関与すべき分野であることも確かだ。そこでは、教会が活動する場所での様々な FBO、NGO、地方政府、様々なステークホルダー間のネットワークが重要であり、教会は、支援の対象者を包括的にケアする個々の組織として活動するのではなく、教会の社会活動に関わるすべての関係者や協働者とともにミッションに取り組むべきである。

上記のように、世界中から関心を集めている SDGs は、教会が世界の他の宗教や信仰者とともに、同じ目標を掲げて活動するための共通のプラットフォームを提供している。

また、Sustainable Development Goals and the Catholic Church: Catholic Social Teaching and the UN's Agenda 2030 (Routledge New Critical Thinking in Religion, Theology and Biblical Studies)⁴の中で、持続可能な開発目標の課題について、カトリック教会の立場は明確に示されている。ラウトレッジ・シリーズの一冊として2020年12月にイギリスで発行された本書では、カトリックの社会教説と国連の SDGs の整合性と不一致の両方を明らかにしている。教皇フランシスコの回勅⁵『ラウダート・シ』⁶の発行を通して、現代のカトリック教会は、これまで以上に環境と開発に関する懸念を表明している。

『ラウダート・シ』の中で、カトリック教会が社会的な事柄に継続的に関与していることは、開発をめぐる問題において重要なパートナーになる可能性があることを示している。しかし、『ラウダート・シ』に表現されているこれらの神学的な声明や言及がどのように実践されるの

かという疑問は残る。

本書において、比較法を用いて SDGs の17のゴールの政治的・法的側面が、カトリックの社会教義によってどのように扱われているかを、複数の分野の著者によって評価されている。各章では、カトリック教会がどのようにアジェンダ2030の目標によって定義された持続可能な開発の概念を評価しているかという問いに答えるとともに、グローバル開発の現代の意義と、課題に貢献できるかについて評価している。

アジェンダ2030の実施において、国際社会とカトリック教会がどのような協力関係を築けるかを検証した本書は、カトリック研究、宗教学、宗教社会学、環境学とともに、開発学の研究者にとって興味深い内容となっている。

カトリック教会が主張している SDGs とは、国連の加盟国に対する開発アジェンダの一部である。SDGs は、政府、市民社会、支援機関、及び国民の開発のための方向性を提供している。言うまでもなく、カトリック教会や市民社会の多くは、SDGs を善意の人々が世界の変革や刷新のために他者と協働するための共通の道筋であると認識している。つまり、カトリック教会は、SDGs が開発言説 (development discourse) における未来であると理解している。

カトリック教会が期待している SDGs は、互いに関連し合った統合的なシステムである。教会の立場としては、どれか一つの目標を完全に達成するには、関連する他の目標も十分なレベルに達している必要がある。例えば、飢餓をゼロにするという結果を達成するためには、世界から貧困を減らし、不平等をなくし、ディーセント・ワークと経済成長を確認する必要がある。しかし、他の関連する SDGs を念頭に置くことで、特定の文脈でより緊急性の高い SDGs への取り組みを開始することができる。開発の

現場では、このようなフレームワークによって、ミクロの世界でそれぞれの役割を果たすため、マクロの世界で到達する目標が見えるところがあると思われる。

3) 持続可能な開発と内発的な発展

「内発的な発展」の概念は、1970年代半ば以降提唱されたものであり、高度経済成長を支える一方で、公害、地域の不均等発展をもたらした戦後の「外発型」の地域開発を乗り越え、自律的、環境調和的、かつ、地域住民主体の地域形成を主張するものである⁷。

その中心人物である鶴見和子は、明治時代の思想家である南方熊楠や柳田国男の研究を通じて、日本の近代化の過程で、これらの思想家が、欧米を模範とする近代化ではなく、日本の伝統的な思想を発掘し、その上に立つ多様な発展方向を示唆していたことを明らかにした。

すなわち、内発的な発展は、各地域固有の資源をベースにして、それぞれの地域の固有伝統、文化にもとづきつつ、地域住民の主導により進められる発展パターンである⁸。

鶴見和子は、地域主義のインパクトを受け止めつつ、国連の発展途上国計画の転換を主張する endogenous development というが概念に根差した開発理論を重ね、独自の概念を構築した。

鶴見によると、「内発的な発展」の内容として、次の4点が挙げられている⁹。

- ① 単位は、近代化論の単位としての国民国家ではなく、「地域」であること。
- ② 発展の目標は、基本的要求の充足という人類共通のものであること。
- ③ 目標達成への経路と、社会変化の過程は、多様なものであること。
- ④ 地域住民の自己変革と主体性を重んじるものであること。

この4点の他に、南北問題への視座、生態学的条件への配慮、社会運動としての性格、すぐれた伝統の革新的再創造など、いくつかの具体的な指針が盛り込まれている。

上述した持続可能な開発と同じく、鶴見和子の内発的な発展も発展概念をめぐる一つの潮流と言える。ただし、多様な利害関係者によって受け入れられることを優先する持続可能な開発概念に対し、内発的な発展論は、近代化論に対抗する理論として、近代化論に拠らない発展の在り方を提示し、外来型開発に対置されるものとして捉えられる。つまり、経済成長の一元的重視に変わって、人間の発展を中心に置き、全体社会を単位として考えるのではなく、地域という小さな単位として、「それぞれの地域の住民の創意工夫によって自分達の自然環境にあった、自分たちの文化的な伝統に見合った、そして人々の生活の必要に応じた発展をそれぞれ違う形で、それぞれの地域でやっていくことが必要」¹⁰ としている。その意味で、欧米社会発のグローバルスタンダードが必ずしも日本の社会の実情に適応できないのではないかとの問題意識が反映されている。

2 研究方法

大石裕によれば、マスメディアないしジャーナリストは、個々の社会的な出来事に関する報道、解説、論評を通して人々に影響を及ぼすが、それと同時にメディアは潜在的な影響力を行使している。そして人々は、そうした価値やイデオロギーを受容することを通じて、結果的に既存の政治社会システムの安定や維持に参加しているととらえられる。メディア・フレームという概念は、マスメディアのこの種の影響力を問題にしたのである¹¹。

また、内容分析という手法は、20世紀初頭における科学的なコミュニケーション研究の隆盛、世界大戦期に高まったプロパガンダへの関心、ラジオやテレビといったマスメディアの普及などを背景として発展してきた。プロパガンダや説得的コミュニケーションがどのような効果をもたらすのか、あるいはそれらのメッセージがどのような過程を経て生産されてきたのかを明らかにするにあたり、何よりもまずコミュニケーションの内容そのものを客観的かつ実証的に捉えなければならないというモチベーションに基づいて発展してきた¹²。

新聞の内容分析は、計量的な分析(テキストマイニング)、及び質的な分析を含んでいる。前者は様々なソフトを利用して、記事のキーワード、出現頻度などの分布を簡単に図式することができる。後者は、中立の立場(送り手及び受け手の間に立つ)で、新聞の内容、論点をまとめ分析する。

本稿のSDGsの関連報道分析では、The New York Timesと朝日新聞のSDGs関連記事を対象に、フレーム分析及び内容分析により比較・検討を行いたい。

対象記事：対象紙において「SDGs」または「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の語を含む記事

対象時期：2015年1月1日～2020年12月31日

調査データベース：Nexis Uni(The New York

Times)及び聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞)

調査対象：紙媒体とウェブ(The New York Times)、朝刊・夕刊・デジタル(朝日新聞)

記事の抽出方法：それぞれのデータベースを使い、期間中新聞記事において、キーワードの文字を含む記事を全部抽出し、その後、目視によって関連記事を選別し、分析を行った。

3 The New York Times の記事分析

1) 全体な記事内容

The New York Timesにおいて、6年間のSDGsにおける関連報道は計72件があり、そのうち、紙媒体の記事が56件で、全体の78%を占め、ウェブ記事が16件で、22%を占める。

表1 The New York Times における SDGs 関連の記事件数(2015 - 2020)

	件数	割合
紙媒体	56	78%
ウェブ	16	22%
合 計	72	100%

また、記事の種類別でみると、報道記事が一番多く、33件があり、全体記事の46%を占めており、その次はオピニオンの記事で、全体の24%となる。最も少ないのは社説であり、6年間に1件のみとなっている。

表2 The New York Times における記事種類別件数(2015 - 2020)

報道記事	社説	特別報道	レター	リスト	オピニオン	その他	合計
33	1	2	7	1	17	11	72
46%	1%	3%	10%	1%	24%	15%	100%

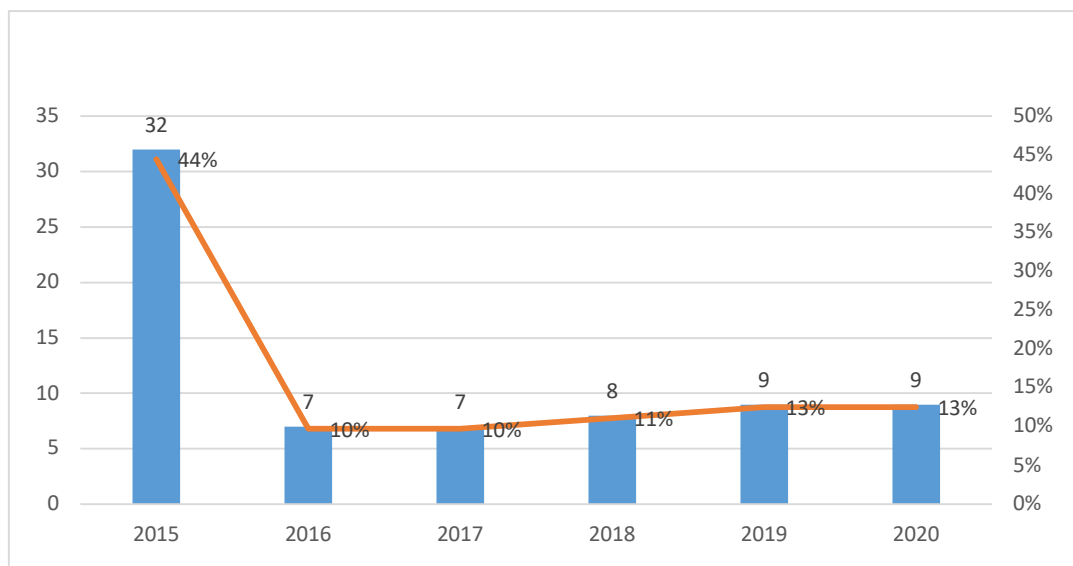
その72件の記事を年別に見てみると、SDGs（持続可能な開発目標）が採択された2015年に最も多く、32件に上った。SDGsの採択が世界的に注目されたことで、大いに報道されたと考えられる。その翌年の2016年から一気に下がり、毎年10件以下の件数での報道となっている。

2015年の報道は、SDGsの17の目標の内容を紹介するものが1件しかなかった。代わりに国際的な視点から各目標をめぐる現状を紹介しつつ、その現実に対する人々の考え方を提示する記事が多くみられる。特に国連の報道や各機関の報告書に基づき報道されるものが多い。その中に普通の報道記事も16件で最も多いが、オピニオン(9)や社説(1)、特別報道(1)など多様な形式でSDGs関連報道が行われていた。

また、この時期の報道は、ジェンダー平等、貧困問題、平和問題（難民問題、人権問題）が大きく取り上げられている。世界全体より、発展途上国、特にアフリカや南アジアなど後発発展途上国に焦点を当てている。

2016年の報道においても問題の提示がメインで、特に国の不平等とジェンダー平等を扱う報道が目立つ。また対象地域も発展途上国だけでなく、先進国（アメリカも含む）も対象になった。記事の件数は一気に下がり、7件となった。また、この時期の議題提示は、オピニオンではなく、レターにより読者に提示されている気候変動に関する教育（Education about climate）や国際社会の薬物政策（International Drug policy）。

図1 『The New York Times』の年別SDGs関連報道の件数



2017年以後の報道から、米国国内のSDGsへの取り組みを検証したり、問題点を提示するものが現れ、米国などの先進国のSDGsの取り組みに関する報道が多くなってきている。この時期から、経済発展に関する報道や社会ビジネスによる貧困格差の軽減など、国内の社会課題に関する報道が増えてきて、さらに2019年グローバル経済、ESG、イノベーションなど民間企業に関する記事が多く見受けられる。

2020年の報道において、パンデミックや気候変動がキーワードとなり、国際社会が直面する危機を意識して報道されられると思われる。

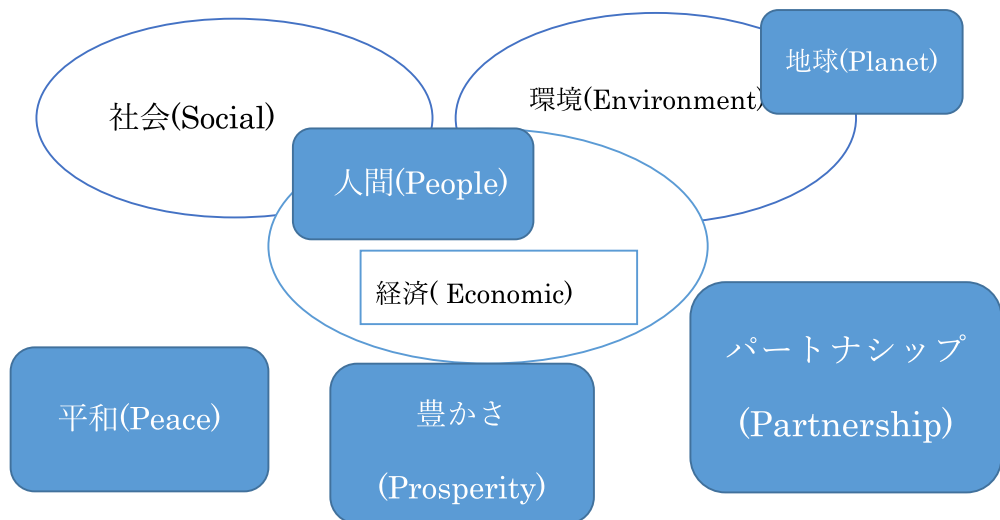
全体的にみると、理念の解釈より、争点を提示し、議論してもらう議題提示型の記事が多く、また、日常生活に浸透しているジェンダー平等がコンスタントな議題となっている。

2) 内容分析

(1) 報道記事のフレーム分析

SDGsの17ゴールを、その共通性から5つの重要領域にカテゴライズすることができる。ここで、「5P」を借用して「特集報道」のフレーム分析を行う。

図2 SDGsの5つの重要領域



参照：国連「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」

表3 5P 基準

5P	G1 ～ 17	領域	補足
人間(People)のゴール: 貧困をなくし、人として生きられる社会を作る (社会)	(G1-6)	「社会開発」、「人間開発」	日本国内の間: 題相対的貧困、ジェンダー平等
繁栄(Prosperity)のゴール: 「つづかない」経済から「つづく」経済 (経済)	(G7-11)	「持続可能」、「平等」、「国間の格差」、「発展途上の環境」	国際 発展途上国
地球(Planet)のゴール: 「地球一個分」の生産と消費への移行 (環境)	(G12-15)	「地球環境」(気候変動、生物多様化)	国際
平和(Peace)のゴール: 暴力・犯罪の防止と、公正な参加型民主主義によるガバナンス (社会)	(G16)	「ガバナンス」(平和、公平、) 権、自由、民主主義、市民社会	国際: 先進国と発展途上国、権威主義と民主主義
パートナーシップ (Partnership)のゴール: 持続可能な社会に向けたシェアリング (社会・経済・環境)	(G17)	パートナーシップ	国際: 先進国と途上国 国内: 政府、民間セクター、市民社会など
その他	(G1-17) または、その以外	二つまたは二つ以上	SDGs 概念・理念紹介、教会関連など

表4 The New York Times の報道記事のフレーム別件数

人間	繁栄	地球	平和	パートナーシップ	その他
13	6	1	4	3	6

The New York Times には2016年から2020年まで、33件の報道記事が掲載されている。その中、最も多かったのは「P1人間」(13件、39%)であり、「P3地球」は1件(3%)しかなかった。その背景として、国連は社会問題に対しては「人間中心」のアプローチがあり、個人、家族、地域社会を中心におく開発戦略を促進している。特に国連が取り組んでいる保健、教育、人口のような問題、そして女性、子どもや高齢者など、社会発展や開発の主流から取り残された人々、社会的弱者に注目していると言える。また、米国国内では、地球温暖化問題に関する科学的なデータを自分なりの誤った見方で解釈したり、地球温暖化問題は思想問題、経済問題、さらに政治問題としてとらえる人達の間に分断が起きることにも関係あると思われる¹³。その他に分類した6件の記事の中にも、「P1人間」の視点で考察する記事は2件があり、それぞれ「P1人間・P3地球」、「P1人間・P4平和」である。

また「P4平和」分野では4件があり、内戦問題、難民問題が取り上げられ、議題を提示するとともに、紛争解決に宗教の力を発揮するなど議論も展開している。「Pope to Address the Humble and the powerful Alike in a Three-City U.S. Visit」は教皇フランシスコの最初の米国訪問が「教皇としてのカリスマ性及び独特な人格魅力を活かし、米国の様々な社会問題、特に難民問題の解決に挑戦するヒントを与えていると論じ、SDGs との関連を明らかにする。

(2) 「社説」「オピニオン」「特別報道」の内容分析

The New York Times において、2015年から2020年までの6年間、1件のSDGs関連社説が1件のみとなっているが、オピニオンの記事が2015年に9件、2017年に3件、2018年1件、2019

年と2020年に2件ずつある。

社説はとても少ないが、新聞社として、論点を提示するではなく、オピニオンの形で多様な論点と視点を読者に提示する姿勢も伺える。

オピニオンの全体的な傾向を見ると、ポジティブな視点と中立的な視点が並んで、それぞれ9件がある。特に最初段階の2015年にSDGsが採択された直後、世界の現状にはたくさん改善するところがあるが、SDGsへの取り組みにより、成果が得られるとの期待が読み取れる。ネガティブな視点の記事は2件のみであるが、論点の提示においては大きな意味がある。一つは、ノーベル賞受賞者のオピニオンで、大量の援助が入ることにより、被援助国の政治体制を改悪し、国として長期的成長計画の必要性が感じられなくなり、長い目で見ると被援助国に大きなダメージを与えると警告する。SDGsへの取り組みの中で、発展途上国に対する財政面、技術面、管理面などあらゆる側面で援助が求められる中、国際援助の在り方について考え直すきっかけになるものである。もう一つの記事は、元国連事務総長のコフィー・アッタ・アナンによる世界のリーダーに発した警告である。パートナーシップの重要性がますます高くなる中、国連等の国際機構の効率の悪さ、各国政府の危機に対する認識の不足及び協力体制の不備を指摘し、協働体制を整えないとSDGsの実現は不可能であると警告した。

また、フレームからみると、「地球」にあたるは1件で最も少なく、「人間」領域が最も重視されている。特に飢餓、教育やジェンダー平等の分野に集中している。報道記事と似たような傾向がみられる。また、繁栄とパートナーシップ分野の記事が同じく4件があり、グリーンエネルギーや官民提携の取り組みの重要性に注目する傾向がみられる。

表5 The New York Times の社説・オピニオン

タイトル	日付	キーワード	フレーム (5P)		視点	type
Redefining Mental Illness	2015/1/18	メンタルヘルス	人間		＋－	オピニオン
Spin, Substance and Pope Francis's Environmental Encyclical	2015/4/28	教皇 環境に関する回勅	地球		＋	オピニオン
A Vatican Declaration Seeks Equitable Clean-Energy Access in a Livable Climate	2015/4/28	グリーンエネルギー、エコシステム	繁栄		＋	オピニオン
Hope for Eradicating World Hunger	2015/6/25	飢餓 衛生栄養 貧困	人間		＋	特別報道
Green Energy for the Poor	2015/9/10	グリーンエネルギー 貧困 ビジネスモデル	地球		＋	オピニオン
A Day for an Ecology-Minded Pope and Sustainable Development Goals	2015/9/25	教皇 平和 公正 環境	平和		＋	オピニオン
The United Nations Targets Online Harassment	2015/9/25	オンライン暴力 ジェンダー平等	人間		＋－	オピニオン
How Surgery Can Fight Poverty	2015/9/26	外科手術 貧困	人間		＋－	オピニオン
An Ambitious Development Agenda	2015/9/28	SDGs 解釈曖昧 現実 パートナリーシップ	パートナリーシップ		＋－	社説
What Angus Deaton, the Latest Nobel Winner, Says About Foreign Aid	2015/10/12	貧困、開発援助	パートナリーシップ		－	オピニオン

タイトル	日付	キーワード	フレーム (5P)		視点	type
A Times Course for Young World Changers Asks, 'Sustain What?'	2015/12/31	教育 持続性 気候変動	人間		+	オピニオン
'Yes, We Need to Do Better': World Leaders Talk Democracy; World Review	2017/9/20	民主主義 課題	平和		+ -	オピニオン
A Warning for World Leaders from Kofi Annan; World Review	2017/9/20	協力 効率 問題解決	パートナ シップ		-	オピニオン
Giving Capitalism a Social Conscience; Fixes	2017/10/10	社会ビジネス 極端な貧富格差 軽減	繁栄		+	オピニオン
An Action Agenda	2018/10/1	ジェンダー平等 優先事項	人間		+ -	特別報道
Throwing Open the Schoolhouse Doors, Once and For All; Turning Points	2018/12/4	教育 企業投資 官民提携	パートナ シップ		+ -	オピニオン
Beware The Mideast's Falling Pillars	2019/3/20	平和 雇用 ジェンダー平等	その他	人間・繁栄・ 平和	+	オピニオン
African Entrepreneurs Will Drive the Next Digital Revolution; Turning Points	2019/12/5	成長 イノベーション	繁栄		+	オピニオン
A Time to Save the Sick and Rescue the Planet	2020/4/28	協力 パンデミック 気候変動	その他	人間・地球・ パートナ シップ	+ -	オピニオン
Give the A.I. Economy a Human Touch; Turning Points	2020/12/10	AI 主導の経済 人間主体 のサービス		繁栄	+ -	オピニオン

ポジティブ +、ネガティブ -、中立 + -

4 朝日新聞の記事分析

1) 時期別の分析

『朝日新聞』の6年間のSDGsにおける関連報道は計341件があり、大きく4つの時期に分けることができる(図3)。つまり初期(2015～16年)、上昇期(2017～2018年)、ピーク期(2019年)、下降期(2020年(新型コロナ期))である。

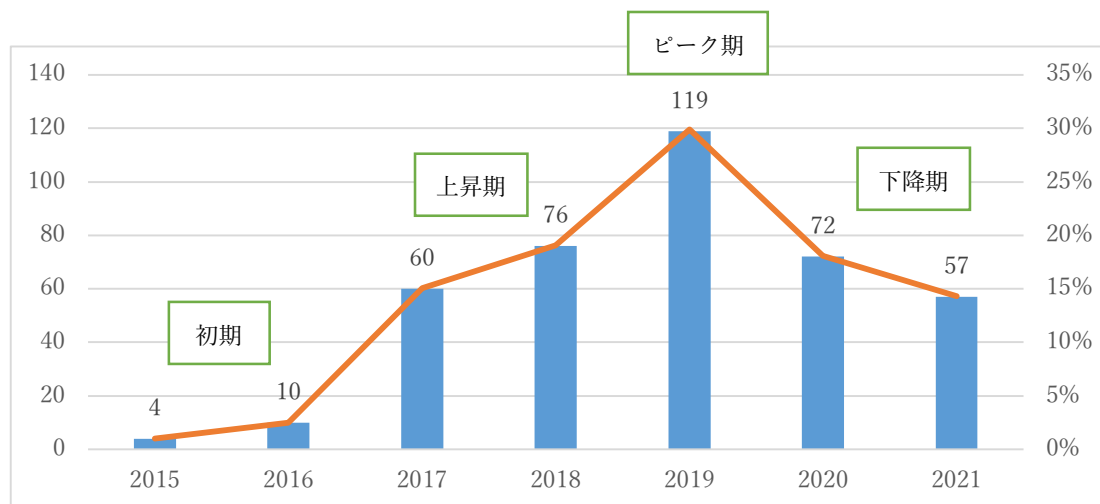
表6 朝日新聞の記事件数

朝日新聞	件数	割合
朝刊	311	91%
夕刊	28	8%
デジタル	2	1%
合計	341	100%

表7 朝日新聞記事種類別件数

報道記事	社説・論説	特集記事	コラム	オピニオン	その他	合計
88	6	158	77	8	4	341
26%	2%	46%	23%	2%	1%	100%

図3 『朝日新聞』の年別SDGs関連報道の件数



初期段階の記事では、SDGs の前身の MDGs や、基本の理念・概念を紹介する記事がほとんどであり、理念概念型報道と言える。例えば、「貧困、残された8億人 サハラ以南・南アジアに集中 『半減目標は達成』国連報告」(2015年7月8日)のという記事は、MDGs の概念を紹介しながら、様々な貧困国家の事例を取り上げている。また、「(いちからわかる!)地球発展の行動計画、国連総会で決まったね」(2015年10月10)という記事は、Q & A の形で SDGs と MDGs の基本的な内容、理念を紹介した。(「私の視点」)国連の開発目標 17分野、日本の努力に注目」(2016年1月9日)は、政府間交渉の共同議長を務めた立場から、新たな国際合意の意義と、日本への期待について述べながら、17ゴールについて詳しく解釈している。

全体的見れば、初期の報道記事では、国連や先進国の立場を反映した報道が多かったが、「社説」や「オピニオン」ではより現実的な問題を提示した。また、発信者の肩書を見ると、国際機関に所属する方が少なくない。例えば、「ケニア国連大使 開発アジェンダ政府間交渉共同議長」、「国連人口基金東京事務所長」、「グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)」などである。

初期の報道は、貧困問題、ジェンダー平等など問題は (G1、G5) を目に入れ、発展途上国 (マセル、バングラデシュなど) を注目したが、自国の関連問題などでは、ほとんど提示してなかった (難民政策1件)。

次に上昇期の記事を見てみる。2017年から朝日新聞の SDGs に関する記事件数は急増し、2015年と2016年の約9倍の136件であった。そのなか、報道記事54件、論説・社説4件、特集記事51件、コラム25件、オピニオン1件、その他1件であった。出現頻度が最も高いのは

「SDGs」、「企業」、「目標」である。

この時期の SDGs に関する報道件数の増加背景の一つは、朝日新聞社は2018年9月に国連、SDGs メディア協定の創設メンバーになったと考えられる。

全体的にみるとこの時期の記事は理理解釈が相変わらず多かったが、少しずつ議題提示型報道へ移行する傾向が見られる。概念解釈の記事は「教え○○」というコラムで多く掲載された。例えば、「教えて2030年までに世界で取り組む目標」(2017/02/07)、「教えて! SDGs: 1~12回」(2017/05/10~06/03)は、基本目標を紹介しながら、SDGs はグローバル化に伴う問題と国内の社会課題が底流でつながっていることに注目し、国民の暮らしとの関わりを中心に、横断的な対応を促した。そのほか、「(教えて)新しい環境基本計画、どんなもの」という関連領域の内容も掲載した。

また、SDGs 概念の普及に関して多くの記事が掲載され、民間の活発な様子は新聞を通じて見られる。例えば、ゲーム、音楽、メディア (ネット、TV 記事、映像祭)、吉本興業など。そして SDGs と NIE である。

この時期の議題提示型報道は、「(日本)企業の対応」を中心に展開している。例えば、「企業—社会 (投資) 生産、環境、人権、「気候変動」「働きがい・雇用」「消費・生産」などである。日本政府の「牽引型」の役割、政府の自己アピールなど記事もあるが、深い議論はほとんどなかった。地方自治体の動きもたくさん紹介したが、SDGs とのつながりが弱く、若干強引な記事もあった。

「環境」—社会、「気候変動」—貧困の関連報道は、先進国と途上国 (アフリカ諸国、中東紛争地域) の紹介が多く、日本国内の相対的貧困に関する記事は極めて少ない。また日本国内の

食料廃置、働き方改革(女性)に関する報道もあったが、表面的なものがほとんどである。

2019年、朝日のSDGs関連記事関連記事はピークに入り、前年と比べ37%増、計119件報道があった。そのなか、報道記事61件、特集記事14件、コラム40件、オピニオン2件、その他2件であった。報道量から見ると、ピーク期に入ったと言える。出現頻度が最も高いのは「SDGs」、「目標」、「社会」である。

この年の年初、朝日新聞は地方メディアと連携して、一連の報道を行った(朝日×HTB¹⁴)。2019年1月1日～2020年5月30日まで計35件報道(朝日×HTB)があり、その中2019年は31件、2020年は4件。それは日本政府が提示した日本のSDGsモデルの②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりに関わるであろう。

また、北海道以外のSDGsと地方に関する報道も多かった。具体的な取材事例(ワークショップ、実践)などがたくさんに取り上げられているが、解説がほとんどである。「SDGs未来都市」をキーワードで、地方都市を紹介する記事も少なくなく計7件があったが、主に三重県志摩市、秋田県の仙北など3市町、宮城県東松島市、山形県飯豊町、北九州市、小国町、熊本県熊本市(SDGsモデル都市)などである。その中、ポジティブな見方が多かったが、行政批判も見られる。例えば、2019年8月21日の「国補助受けられず 県SDGs事業の一部、減額補正へ 甘い見通し、県議ら批判/滋賀県」などが挙げられる。

そのほか、地方メディア、地方の教育機関(大中小学校)との連携、SDGs関連の映像コンテスト行うなど様々な記事もあった。民間の積極的な姿勢を紹介する一方、議論型の報道はなかった。

2020年は東京五輪の開催の年なので、SDGsと五輪関連の記事も現れたが、主に地球環境を

守ることを訴える内容だった。

初期段階(2015～16)、上昇期(2017～18)と比べると、2019年の報道件数は増えたが、引き続きSDGs理念、基本概念の紹介している一方、民間の普及や展開なども数多くの報道が流された。しかし、朝日新聞としての論点は曖昧であり、社説は1件もなかった。

本来は、報道の増加によって、多様な論点、知見を現れ、理念概念型報道から議題提示型、議論型(多元化)へ進むはずだが、以上の報道内容から見ると、表面的な報道の水準が続いた。それは上昇期に似たような傾向だった。

2020年からSDGs関連報道の件数は減り始め、計72件だった。そのなか、報道記事31件、特集記事30件、コラム10件、その他1件であった。出現頻度の高い言葉は、「SDGs」、「日本」、「目標」、この時期はSDGsの報道件数の下降期といえる。主な背景は新型コロナウイルスの発生及び感染拡大である。一方、東京オリンピックの延期によって、オリンピックとSDGsに関わる記事はほとんどなかった。

SDGsの17ゴール中の貧困、飢餓、ジェンダー平等など問題は、新型コロナウイルス感染拡大のなか、さらに顕著となった。そのなか、「先進国の相対的貧困」、「労働者環境」、「後進国のワクチン分配」、「コロナ禍と福祉」は主要な議題となったが、報道記事として多く取り上げられるが、深い分析、議論は相変わらず少なく、社説は2019年と同様に1件もなかった。このような状況で、具体的なSDGsの展開より、新型コロナ感染がもたらした医療問題、経済復興報道に偏重した。

2) 「特集報道」のフレーム分析

日本の記事に関しても、同じく「5P」を借用して「特集報道」のフレーム分析を行う。

表 8 特集報道

日付	タイトル	件数
2016/05/09	「2030 未来をつくろう」	3 件
2017/01/31 ~ 2020/12/25	「2030 SDGs で変える」(新聞キャンペーン)	85 件
2017/05/10 ~ 06/03	「教えて! SDGs: 1 ~ 12」(エスディーズ)	12 件
2017/11/15	「グローブ 199 号 <SDGs で見える世界>」	8 件
2019/01/01 ~ 2020/05/30	「未来へのものさし # SDGs 北海道」	39 件
2020/10/18 ~ 2020/12/31	「共生の SDGs コロナの先の 2030」	11 件

表 9 「特集報道」のフレーム別件数(全体)

人間	繁栄	地球	平和	パートナーシップ	その他
29	29	46	1	20	43

朝日新聞は2015年から2020年まで、主に6本計157件のSDGs特集報道を出した。最も多かったのは「P3地球」(46件)であり、「P4平和」は1件しかなかった(表9)。表10に示したように、「P2地球」分野では、「地球一個分」の生産と消費への移行で主に環境に関わることであって、地球の環境を守ることは、日本の企業、メ

ディア、国民に浸透し、社会通念となった。「その他」のなかでは、SDGs 概念・基本理念の紹介は13件(「教えて! SDGs: 1 ~ 12」の12件と「グローブ199号 <SDGs で見える世界>」の1件)、企業の視点でSDGsを考察する記事も多かった。

表 10 特集報道のフレーム別件数(各テーマ)

テーマ \ 5P	タイトル	件数	地球	平和	パートナーシップ	その他
「2030 未来をつくろう」	1	1	-	-	1	-
「2030 SDGs で変える」	14	6	26	1	8	30
「教えて! SDGs: 1 ~ 12」	-	-	-	-	-	12
「グローブ 199 号 <SDGs で見える世界>」	-	1	4	-	2	1
「未来へのものさし # SDGs 北海道」	6	10	14	-	9	-
「共生の SDGs コロナの先の 2030」	8	1	2	-	-	-

「2030 SDGs で変える」は計85件があり、そのなか(2030 SDGs で変える)「トップが語る: 1 ~ 10」というシリーズ報道は、企業のトップや、OBの取材記事だった。10件の記事の中、「人間」6件、「繁栄」3件、「地球」は1件であった。多く提示するのは、労働者の人

権、労働環境、ジェンダー平等で、次は産業発展と地球環境の問題であった。取材対象は各企業の社長が最も多かった、そのほか、経団連の会長、全国銀行会長であった、女性社長は一人しかいなく、ジェンダー平等を提示、重要視を言及する社長は2 ~ 3割しかいなかった。

表11 (2030 SDGsで変える)「トップが語る：1～10」(2018/08/22～09/06)

タイトル	5P
トップが語る：1 中西宏明・経団連会長	「繁栄」
トップが語る：2 藤原弘治・全国銀行協会会長	「繁栄」
トップが語る：3 清水洋史・不二製油グループ本社社長	「人間」
トップが語る：4 日高祥博・ヤマハ発動機社長	「繁栄」
トップが語る：5 藺田綾子・クレアン社長	「人間」
トップが語る：6 沢田道隆・花王社長	「地球」
トップが語る：7 高岡浩三・ネスレ日本社長	「人間」
トップが語る：8 片野坂真哉・ANAホールディングス社長	「人間」
トップが語る：9 桜田謙悟・SOMPOホールディングス社長	「人間」
トップが語る：9 桜田謙悟・SOMPOホールディングス社長	「人間」

また、「教えて！SDGs：1～12」という特集報道では、朝日は2017年5月10の記事で以下のように説明した。

SDGsは、グローバル化に伴う問題と国内の社会課題が底流でつながっていることに注目

し、横断的な対応を促すものです。私たちの暮らしへのかかわりを中心に、12回の予定で紹介します。

このような報道は、概念理念型報道と言える。

表12 (2030 SDGsで変える)「教えて！SDGs：1～12」2017/05/10～06/03

タイトル	キーワードなど	17G	5P
「1 持続可能な開発への目標」	図あり、MDGS、SDGSの関連性など	G7,8,11,13	その他、二つまたは二つ以上の領域、SDGs概念・理念紹介
「2 日本の取り組み、進んでいるの？」	図あり、貧困問題の日本政府の対応	G1,5,13	
「3 理解深めるための取り組みは？」	図あり、市民活動	G12,14	
「4 食品ロスを減らすには？」	図あり、賞味期限緩和	G9,12	
「5 働き方改革、なぜ必要なの？」	図あり、待機児童問題、過労死	G8	
「6 気候変動、どんな影響があるの？」	図あり、極端な大雨や台風	G13	
「7 これからの「いい会社」とは？」	図あり、ESG投資、責任投資原則(PRI)	G7	
「8 豊かな海・きれいな水、どう守る？」	図あり、環境負荷、水産資源	G14	
「9 買い物のとき意識することは？」	図あり、エシカル消費	G4,5,12	
「10 再生エネルギーを広めるには？」	図あり、再生エネ	G7	
「11 日本で男女平等、なぜ難しいの？」	図あり、ワンオペ育児、「ジェンダー」、男女格差	G5,10	
「12 担い手を育てる取り組みは」	図あり、「持続可能」	G10,13,14,15	

この12件の報道は内容はやさしい紹介から難しい内容解説へ一步一步進む構成であり、読者にとって非常にわかりやすかった。SDGs 初心者にとって、理念から国内の動き、さらに各分野の展開について、容易に理解できる。しかし、深い論点・議論の展開は相変わらず弱い。

そして、「未来へのものさし # SDGs 北海道」報道は、計38件記事があった、掲載時期は2019年1月から2020年5月までである。その下で、「シリーズ報道」は7件、「統一地方選、模索する現場」は5件、「2030年私たちは」報道は6件。その他、子供食堂、環境、地元のSDGs 民間活動（映画祭）なども数多く報道された（表13）。

朝日新聞のSDGs 報道において、地方の報道の割合は非常に高く、特に北海道の地元メディアとの連携して、地元の取材に大きく力を入れ

ていることがわかる。そこからは、日本の「地方創生 SDGs」が、地方自治によって牽引されていることがわかる。神奈川県や愛知県のような大きな県から、横浜市、岡山市のような政令指定都市、さらには岡山県栗倉村や北海道下川町のような町村に至るまで、年間30程度の特色ある地方自治体作りが評価され、政府から「SDGs 未来都市」として認定されている。15

「未来へのものさし # SDGs 北海道」のシリーズ報道の5P フレームを分けてみると、「# SDGs 北海道：1～7」は「人間」領域は4件、「地球」は3件。「統一地方選、模索する現場」は、「パートナシップ」3件、「繁栄」2件、「2030年私たちは」は「繁栄」4件、「地球」2件だった。各シリーズ報道が強調する点は異なっている。

表 13 「未来へのものさし # SDGs 北海道」のシリーズ報道

シリーズ報道のテーマ	タイトル	5P
# SDGs 北海道：1～7 2019/01/0～01/08	捨てずに食べ終わるために／北海道	「人間」
	「もったいない」この服誰かに／北海道	「人間」
	森を失わず、育てながら使う／北海道	「地球」
	人と自然と、つながり学んで／北海道	「地球」
	野生サケ繁殖、産卵床づくり／北海道	「地球」
	流さず臭わず、バイオトイレ／北海道	「人間」
	シングルマザー、働く場求めて／北海道	「人間」
統一地方選、模索する現場 (1, 5 なし) 2019/03/01～03/08	2 空き家増え、先細る農村／北海道	「パートナシップ」
	3 買い物弱者、生まぬために／北海道	「繁栄」
	4 バス生き残りへ、工夫重ねる／北海道	「パートナシップ」
	6 幕別「公私同居」の高校再編／北海道	「繁栄」
	7 除雪、担い手も高齢化／北海道	「パートナシップ」
2030年私たちは 2019/12/03～12/28	1 農業をもっと魅力的に／北海道未来へのものさし # SDGs 北海道	「繁栄」
	2 「いいね」と思われる酪農に／北海道	「繁栄」
	3 食材使い尽くす料理人／北海道	「繁栄」
	4 働き方改革、電話対応やめた／北海道	「繁栄」
	5 環境問題解決、英語で考える／北海道	「地球」
	6 海を汚さない美容室めざす／北海道	「地球」

3 「社説・論説」、「オピニオン」の内容分析

朝日新聞は、6年間(2015～2020)の間、計6件のSDGs関連社説を掲載した(表14)。2016、17、18年に各2件ずつに出したが、2019年以降は1件もなかった。

社説とは、新聞・雑誌などに、その社の主張として掲げた論説である。現在の日本の新聞の社説は一般に無署名であり、社が責任を負う形になっている。SDGsは国際的に重要なテーマであるにも関わらず、6年間に6件しかない。原因として考えられるのは、新聞社のSDGsに対する理解、新聞社としての役割の認識、さらに、国内外の環境などにつながる。しかしながら、この6件の社説の論点、視点、フレームなどの分析、さらに、「オピニオン」記事との比較する

必要がある。

社説の全体的な傾向を見ると、ネガティブ、批判的な視点がやや強く、計4件があった。特に2018年の2件は行政、政党の政策に対する不満が強かった。SDGsの日本政府の対応や、官僚制度、与党に対する不信感が現れた。ところが、2016と2017年の社説は批判より、問題点、具体的な提案が少なくなった。特に2018年以後、政府のSDGs施策に対する期待が不満に転換していることが考えられる。

また、各社説のフレームからみると、「パートナーシップ」に当るのは1件で、ほとんどの社説では「その他」(二つまた二つ以上領域)に関わる。共通点としてほとんどの社説は「繁栄」領域が重視され、特に企業の活動を注目している。例えば、2017年8月28日の社説は、日本の企業に対する期待は高いと読み解くことができる。

表14 社説・論説

日付	タイトル	視点	キーワード	5P
2016/02/21(朝刊)	(社説)世界の貧困と不平等「分配」を共有できるか	－	資金の確保 企業、人、政府	その他(「人間・繁栄」)
2016/05/26(朝刊)	(社説)持続する世界 G7の決意が問われる	－	資金の確保 G7	その他(「人間・繁栄・地球・パートナーシップ」)
2017/04/15(朝刊)	(社説)飢饉の脅威 紛争が つくる人災だ	＋－	資金、支援 日本、企業、人	その他(「人間・繁栄・平和」・パートナーシップ)
2017/08/28(朝刊)	(社説)企業とSDGs 業務 を見直す機会に	＋	資金、E S G 投資、 日本の企業	その他(「繁栄・地球・パートナーシップ」)
2018/04/23(朝刊)	(社説)環境基本計画 「言 いっ放し」にするな	－	環境基本計画 言いっ放し	その他(「繁栄・地球」)
2018/09/17(朝刊)	(社説)政府とSDGs かけ 声に終わらぬよう	－	日本政府 SDGsの理念、 政策、施策	「パートナーシップ」

ポジティブ＋、ネガティブ－、中立＋－

「オピニオン」紙面の「私の視点」などのコラム及び有識者の記事についても、社説と同様な方法で分析する。

2015年から2019年、「オピニオン」記事は計

7件が掲載された。時間軸から見ると、件数分布は2015年は1件、2016年2件、2017年は1件、2019は3件、2020年は0件だった。

寄稿者は国際機構の代表者、研究者などがほ

とんどである。全体的見ると中立の視点の記事が3件、ポジティブ、ネガティブは各2件であった。5Pの領域を見るとパートナーシップに当るものが最も多く、計4件(1件「繁栄・パートナーシップ」)であった。寄稿者の中、国際機構の担当者が半数以上のため、中立の視点も半部にあった。その中、SDGsに対して、最も批判的な

記事は2019年4月17日の夕刊に掲載された国際政治学者の藤原帰一の記事だった。藤原は、SDGsの理念を否定するではなく、紛争が絶えずことや近年国際協力が弱くなることなどによって実現の難しさを強調した。結論として、国際協力の大事さ、積極的に日本を含む先進国と発展途上国の間の協力を呼びかけている。

表 15 朝日新聞オピニオン

日付	タイトル	視点	キーワード	5P
2015/10/10(朝刊)	(私の視点) 持続的開発目標 企業は技術や発想生かせ 有馬利男(グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)	+	企業技術活かせ 支援	「繁栄・パートナーシップ」
2016/01/09(朝刊)	(私の視点) 国連の開発目標 17分野、日本の努力に注目 マチャリア・カマウ(ケニア国連大使 開発アジェンダ政府間交渉共同議長)	+	SDGs 日本への 期待	「パートナーシップ」
2016/03/05(朝刊)	(私の視点) グローバルヘルスと日本 女性の健康・権利に力を 佐崎淳子(国連人口基金東京事務所長)	+-	女性、グローバルヘルス、リプロダクティブヘルス	「人間」
2017/06/27(朝刊)	(パブリックエディターから)SDGsと国谷さん 人権と環境、希望を語る場を 小島慶子エッセイスト	+-	ジェンダー平等	「人間」
2019/03/30(朝刊)	(私の視点) 東京五輪と SDGs 適切な木材調達、進めて 川上豊幸(米環境NGO「レインフォレスト・アクション・ネットワーク〈RAN〉」日本代表)	-	東京五輪・パラリンピック、東京五輪、熱帯林の破壊	「地球」
2019/04/17(夕刊)	(時事小言)SDGs、高まる関心 「国境越える」可能かも 藤原帰一(国際政治学者)	-	SDGs、少数派の夢、実現難しい、国際関係	「パートナーシップ」
2019/08/01(朝刊)	(私の視点)SDGs 我々の包摂性を高めよう アミーナ・モハメッド(国連副事務総長)	+-	包摂性、モハメッド	「パートナーシップ」

ポジティブ+、ネガティブ-、中立+-

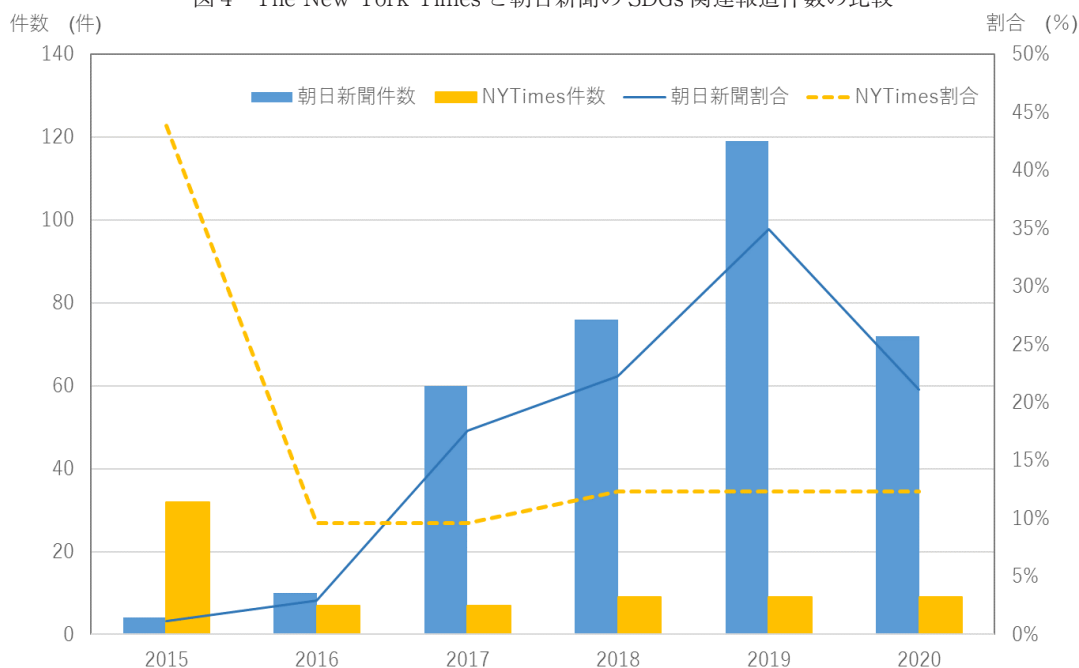
「オピニオン」は、「社説」と異なり、筆者の名前、所属などが明確である。さらに各分野の有識者の視点で書かれたものは、論点が多様であることが読者にとって有益である。SDGs 関連報道の関連記事は、「社説」は日本国内のこと、日本の政治政党、企業を注目し、一定程度で議論を展開していると言える。一方、「オピニオン」では、関連記事の件数は「社説」とあまり変わりはないが、国際的な視点が多く、読者にとって視野を広げることができる。いずれにしても、両方とも報道件数が少ないことは、SDGs に関する議論ができなくなる主な原因となる。2020年、東京オリンピックの延期、新型コロナウイルスの拡散によって、メディアの目はSDGs に向かなくなった。議論型の報道へ移行するため、この二つのジャンルの記事が増えなければならない。

5 両紙における SDGs 報道の在り方の比較

以上のように、今日、バズワードとなっている SDGs について、2015年から2020年まで The New York Times と朝日新聞の関連記事報道を比較すると、大きな相違点がみられる。

まず SDGs を取り上げる時期のずれがみられる。The New York Times が SDGs の採択された2015年に大いに報道したが、その後一定の報道量を維持しながら、報道ブームが形成されていなかった。アメリカ国内が SDGs への関心度が高くないことにも背景にあると考えられる。それに対し、日本が2015年、2016年の段階では、SDGs の認知率が低く、人々の関心の的になっていないことが原因だと思われる。また2017年以降認知率が高まることにつれ、報道頻度も高くなり、2019年にピークに達した。しかし、2020年以降メディアの関心度が下がる傾向がある。

図4 The New York Times と朝日新聞の SDGs 関連報道件数の比較



両紙の報道内容に関しても、大きな違いがみられる。The New York Times の記事は西洋社会の人間開発という理念のもと、人間が中心という傾向がはっきり見え、特にジェンダー平等、福祉健康、貧困、教育等に関する内容が、時期問わずに多く報道されている。また、SDGs の基本理念や概念を紹介する記事がほとんど見当たらない。一部の理念はすでに人々の考えに浸透しており、改めて紹介する必要がないと考えられる。そのため、世界における各目標の現状を具体的な事例を挙げながら、明らかにし、さらに直面している課題を提示するなど、マスメディアとしての議題設定が見られる。また、国際機関（特に国連）の立場から報ずるものが多く見受けられた。

日本の場合、特に初期段階、SDGs の前身である MDGs や SDGs の基本概念の紹介が多く、議題設定も後期に出てきているが、日本の企業の対応を中心に展開しており、社会問題の報道も形式になるケースが多い。さらに、気候変動への対応が遅れ、国際社会に批判されることもあり、パンデミックの反省と相乗し、一転して地球環境を保護しないといけないと環境意識が高まり、環境問題（フレーム分析で地球分野）の報道記事が数多く存在している。米国では、大量生産・大量消費・大量廃棄の観念が国民の意識に根付いているため、気候変動の問題に対しても記事に大きく取り上げることがなかった。

また、日本において行政側が積極的に推進する SDGs と地方創生は、朝日新聞は多く紙面を割いているが、The New York Times の紙面では全然見られない。米国では、日本と異なり、中央政府ではなく、州政府など、地方政府がより大きな力を持っているという事実もあり、外来型開発で発展してきた日本で起きた地方の過疎化などの問題が現れていないため、地方創生の

視点から見る SDGs の議論は全く出ていなかった。日本においては、行政側が大いに推進される結果として、内発的發展論がベースにした地方創生が SDGs の一つ特徴となり、SDGs の推進が地域コミュニティの基本計画を見直す絶好のチャンスにつながっている。

また、The New York Times の報道にあるものの、日本の SDGs 報道の中にあまり現れていない分野もある。「平和」と「宗教」に関する内容である。今日変わりつつある日本の国際協力体制とも関係があり、人間の安全保障という概念が日本ではあまり浸透していないことにも関連していると思われる。

宗教に関しては、もともと国連と密接な関係をもつカトリック教会は、SDGs の内容の一部をうまく教義と融合し、最も関わりが深い「パートナーシップで目標を達成しよう (partnership for the goals)」に基づいて、SDGs に積極関わっている。また、各目標の関連性を重視する上、目標の達成基準が高くなり、マスメディアの議題設定するほどの影響力を発揮できていない結果だと考えられる。

もちろん、The New York Times の報道にしても、朝日新聞の報道にしても、SDGs という国際的議題に対して、立場が曖昧になり、国際的立場、自国政府の立場、企業の立場、国民の立場に立脚した報道が両紙にもみられる。報道の多様性が現れることにもなるが、SDGs の複雑性にも起因するのではなかろうか。

おわりに

SDGs は、持続可能な社会を実現するための重要な指針として採択され、もうすでに6年がたった。この国際的な目標の達成には、国際社会全体でその認識を深めることが不可欠であ

る。

しかし、SDGsは包括的なものであり、社会、環境、経済の複雑な領域の中体系的な構造も持たないまま、持続可能な発展を体系的かつ構造的な理解するには、社会問題に対する意識の高まり及び社会価値観の変革も必要となってくる。その中で、多くの人にとって、メディアは最も重要な情報源であり、メディアが果たす役割は無視できない。

ここ数年、SDGsへ積極的な関与をし、独自の取り組みを展開するメディア事業者も多く現れてきたが、各国におけるSDGsに関する報道の在り方は大きく異なっている。今回の調査で明らかになるように、New York Times及び朝日新聞におけるSDGs報道の関心度、報道時期及び注目する分野には大きな差異がみられるが、両紙とも扱うテーマ、また議題設定に関わる内容にアンバランスがみられる。持続可能な目標(SDGs)自体が多岐にわたる概念であり、また米国と日本にはそれぞれの社会事情があるとともに、両国の政策決定過程における時の政権の意志も大きく関与することが考えられる。

米国においては、パリ協定から脱退することが象徴しているように、トランプ政権はSDGsに消極的であり、SDGsを掲げる国連と一緒に取り組む姿勢がほとんど見られなかった。また、米国は伝統的に「マルチ(多国間)外交を自らの政策推進に利用しよう」というスタンスの影響もあると考える。

それに対し、日本においては、SDGsが提示している地球規模の課題は、日本自身にとっても大きな危機であるという認識の下で、政府の施策としてパートナーシップ作り、各ステークホルダーの取り組みを支援する政策を打ち出すなど、2016年以降積極的に関与してきた。このような環境の下で、米国と日本のメディアも、異

なる報道の在り方を見せることになった理由の一つと思われる。

SDGsの掲げる目標は、先に見たように、その成立の経緯からして、できるだけ多くの国々、人々がその利害を越え、人類共通のテーマとして取り組めるよう腐心して構成されたものであることがわかる。しかし、それでもなお、その個々の目標の受け入れ、展開には、国や社会により、大きな差があることがわかる。

SDGsという国際的なキャンペーンがそれぞれの国でどう受け入れられ、また、その行動目標を各国の有力メディアがどう向き合い、どう取り上げているのかを比較検討することは、グローバル化が進む現代社会において、地球規模の課題を人類がどう克服していくことができるのかを考える有用な手がかりを得ることになるのではなかろうか。

もちろん、今回の調査では米国の一紙と日本の一紙を比較したのみであり、米国全体の報道の在り方、また日本の新聞メディアの全体の状況を把握できたわけではない。ただ、両国の代表的な2紙の比較により、その傾向は提示できたと考えられる。今後、地方紙を含め、国内の他の新聞紙、さらに欧米先進国だけではなく、インドや中国など近代化のスピードの著しい国々の新聞紙と比較しながら、研究を進めていきたい。

謝辞

本稿は、公益信託高橋信三記念放送文化振興基金の2021年度研究調査助成を受けた研究テーマ「日本のメディアにおけるSDGs報道に関する一考察：欧米におけるSDGs報道との比較の視点から」の研究成果の一部である。ご支援いただいた高橋信三記念放送文化振興基金に深く感謝申し上げます。

注

- 1 ①ビジネスイノベーション、SDGs と連動するソサエティ 5.0 の推進、② SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③ SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワメント。
- 2 南 博、稲場 雅紀著 (2020)『SDGs 危機の時代の羅針盤』岩波新書
- 3 1999 年に ILO (国際労働機関) が提唱した考えであり、公正なグローバル化、貧困の克服、人間の尊厳、雇用における差別的撤廃といった労働における基本的な価値の実現を目指している。decent は「適正な、まともな」といった意味で、decent work は日本では「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されている。働く機会と十分な収入の確保、労働における権利の確保、ワークライフバランス、労働安全衛生の確保、男女平等などの公正な労働の確保、の要素が含まれている。「人を大切に一人権から考える CSR ガイドブック」【一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)】から引用されている。
- 4 Katarzyna Cichos, Jarosław A. Sobkowiak, Ryszard F. Sadowski, Beata Zbarachewicz, Radosław Zenderowski and Stanisław Dziekoński (2020) Sustainable Development Goals and the Catholic Church: Catholic Social Teaching and the UN's Agenda 2030. London: Taylor & Francis Ltd, United Kingdom.
- 5 カトリック教会公文書とは、ローマカトリック教会が信ずる掟や教義に基づいて、教会の権威者が発行する文書を指している。しばしば、ローマ教皇や教皇の委任を受けた代理者が直接表明する公式な見解を、一般に「教皇文書」と呼ばれる場合がある。「教皇文書」には、その内容や対象による区分があるが、その区分は長い歴史の中で変遷を重ねている。本論文に関係している教会公文書に関して説明する。とくに、回勅 (Encyclical)、使徒的勸告 (Apostolic Exhortation)、使徒的書簡 (Apostolic Letter)、教令 (Decree) の四つの説明をしておきたい。回勅とは、教皇が教皇としての権威をもって、全世界の司教、信徒に宛てて出す文書であり、教皇の出す公文書の中で最も重要な文書に位置づけられるものである。使徒的勸告は、第二バチカン公会議以後、四年に一度開催されるシノドス (世界代表司教会議) において、世界中の司教の代表が討議し出した結論を、教皇がそれに手を加えて発表するものであり、そのほとんどは使徒的勸告と呼ばれ、回勅の次に位置づけられる。この中には四年に一度のシノドスの実である『信徒の使命と召命』、『奉獻生活』や 2000 年の大聖年準備特別シノドスの実である『アジアにおける教会』などがある。使徒的書簡とは、教皇が書簡の形で出すもので、使徒的勸告の次に位置づけられている。『女性の尊厳と使命』、『新千年期の初めに』、『おとめマリアのロザリオ』などを挙げるができる。教令とは、教皇が自発的に出すものである。
- 6 教皇フランシスコが 2015 年に発行した回勅『ラウダート・シ』であり、「あなたはたたえられますように！」という意味のイタリア語の言葉である。この表現は、12 世紀から 13 世紀にかけてイタリアに生き、地球のすべてのものは神が造られた恵みと受け取って、自然界、動物や鳥たちを大切にしたいアッシジの聖フランシスコに由来する。その背後に、何よりもあらゆる人々は神から大切にされ、貧しい人々、病気の人々、社会から見捨てられている人々が大切にされているという考えがあり、弱者に対する教会の姿勢を示している教皇フランシスコは、このアッシジの聖フランシスコの生き方を大切にしたいと考え、本回勅を全世界に向かって発行した。アッシジの聖フランシスコは環境保護の聖人とも言われている中で、「ラウダート・シ」は「ともに暮らす家を大切に」をサブタイトルとして、地球を「家」ととらえ、教会としての地球環境に対する考えを表している。教皇フランシスコ (2016 年) 瀬本正之・吉川まみ訳『ラウダート・シーとともに暮らす家を大切に』カトリック中央協議会。
- 7 松宮朝 (2001) 「『内発的發展』概念をめぐる諸問題—内発的發展論の展開に向けての試論」『社会福祉研究』3(1)、愛知県立大学文字文化財研究所 pp.45-54
- 8 川田侃・鶴見和子 (1989) 第二章
- 9 鶴見和子 (1996) 『内発的發展論の展開』筑摩書房
- 10 鶴見和子 (1996) 『鶴見和子曼荼羅〈9〉環の巻—内発的發展論によるパラダイム転換』藤原書店、p.391
- 11 大石裕 (2011) 『コミュニケーション研究—社会の中のメディア第 3 版』慶應義塾大学出版会
- 12 千葉涼 (2019) 「内容分析研究の現状と今後の展望」マス・コミュニケーション研究 No.95
- 13 日テレ news24 「SDGs 研究第一人者に聞く…米国の実情は」 <https://www.news24.jp/articles/2021/12/31/101003622.html>
- 14 朝日新聞北海道報道センターは 2019 年、SDGs の報道に積極的に取り組み、元日～1 月 8 日の朝刊道内面に連載企画「未来へのものさし # SDGs 北海道」を展開。HTB も同じタイトルで特集などを放送している。
- 15 南博ら、2020、p74

参考文献

- Bruno Ribes et al., (1981) Domination or Sharing. Endogenous Development and the Transfer of Technology, The UNESCO Press

- Daniel Riffe, Stephen Lacy, Brendan R. Watson, and Frederick Fico(2019) *Analyzing Media Messages* Routledge
- Hartwick, J. M., et al.,(1986) *The economics of Natural Resource Use*, Harper & Row New York
- J.L.Reiffers et al.,(1982) *Transnational Corporations and Endogenous Development*, UNESCO
- Katarzyna Cichos, Jarosław A. Sobkowiak, Ryszard F. Sadowski, Beata Zbarachewicz, Radosław Zenderowski and Stanisław Dziekoński (2020) *Sustainable Development Goals and the Catholic Church: Catholic Social Teaching and the UN's Agenda 2030*. London: Taylor & Francis Ltd, United Kingdom.
- MacNeil, J. et al.,(1991) *Beyond Interdependence-the Meshing of the World's Economy and the Earth's Ecology* Oxford University Press
- Svagava Janouskova, Tomas Hak, Vlastimil Necas and Bedrich Moldan
- World Commission on Environment and Development(1987), *Our Common Future*, Oxford University Press
- 石上文正 (2004)「フレーム分析の可能性について—9.11テロ・イラク戦争関連の報道を中心に—」時事英語学研究 2004 巻 43 号
- 大石裕 (2011)『コミュニケーション研究—社会の中のメディア第3版』慶應義塾大学出版会
- 大石裕 (2004)「ニュースの視点：言説分析と内容分析」法学研究 77 巻 1 号
- 小此木潔 (2016)「新聞による議題設定と有権者の意識変化」上智大学コミュニケーション学会、第 47 号
- 千葉涼 (2019)「内容分析研究の現状と今後の展望」マス・コミュニケーション研究 No.95 p. 27-40
- 鶴見 和子、川田 侃 (1989) 内発的発展論 東大出版会
- 鶴見和子 (1996)『内発的発展論の展開』筑摩書房
- 鶴見和子 (1996)『鶴見和子曼荼羅〈9〉環の巻—内発的発展論によるパラダイム転換』藤原書店
- 鶴見和子 (1997)『社会変動と個人』藤原書店
- 鶴見和子 (1999)『内発的発展論によるパラダイム転換』南 博、稲場 雅紀著 (2020)『SDGs 危機の時代の羅針盤』岩波新書
- 南 博、稲場 雅紀 (2020)『SDGs 危機の時代の羅針盤』岩波新書

〈研究論文〉

「文化商品」の輸出入に関わる産業群の海外戦略

～長崎県の食品関連産業の海外進出企業の戦略からの一考察～

河又 貴洋*

Ⅰ. はじめに

長崎の「和華蘭」文化は、江戸時代の唯一公式交易港の役割を背景に和洋中の折衷文化として、俗に「ちゃんぽん文化」とも言われ、西洋・中華の様式を長崎なりの地産地消を活かして独自の文化を創造してきた。その象徴的なものが食文化にあり、「チャンポン」「皿うどん」「ハトシ」といった長崎独自の中華料理から、「カステラ」や「卓袱料理」という西洋伝来の菓子・料理を長崎風にアレンジした長崎名物を創造し、地域ブランド名を確立してきた。このことは、とりわけ食文化に象徴されるように、「文化は変容・融合して受容される」とも言えよう。しかるに、食文化という「文化商品」の開発・販売を行うに当たり、どのような観点での戦略が必要となるのか、本調査研究では長崎を拠点とする多業種にわたる企業の海外戦略を紐解きながら、モノ中心の貿易体制からコトの輸出入をも含む文化商品（製品の）の海外戦略を考察・検討するものとする。

Ⅱ. 食をめぐる文化財と文化商品（製品）

文化財といえば、広義では「人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所

産のこと」を意味するが、一般的には文化財保護の文脈で用いられ、わが国では「文化財保護法」（昭和25年制定、昭和29年、43年、50年、平成8年改正）において「歴史上又は芸術上価値の高いもの」及び「学術上価値の高い歴史資料」とされていた判断基準によって指定された建造物に加え、①建造物以外の有形文化財（近代以降の史料、美術工芸品など）、②有形民俗文化財（近代農具のコレクションや船大工の職人の技能など）、③記念物（炭坑・鉱山跡、公園や旅館の庭園など）も登録の対象となっている。また、平成17年には文化的景観も追加され、「地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地」（棚田や里山、用水路など）も固有の文化を象徴する所産となっている。これらの財は保護の対象であり、それ自体を経済的取引の対象とするものではないが、その文化的価値を一種の知的財産とみなし、商業ベースでの観光資源として、付帯あるいは関連する財・サービスを提供することは可能であり、今日では地域の名所・物産創造のブランディングに一役買っているのが現実である。

このような文化財の経済的価値を増進する潮流は、ユネスコ（UNESCO：国際連合教育科学文化機関）が指定する世界遺産（World Heritage Site）に見ることができるが、1972年

*国際社会学部国際社会学科准教授

のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化財、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことで、移動が不可能な不動産が対象となっている。したがってその経済的価値は国境を越えた取引の対象ではなく、サービス貿易による原資となるか、付帯・関連財（商品・製品・情報財）を伴う取引・消費が貿易の対象となる。一方、ユネスコは2003年の総会において「無形文化遺産の保護に関する条約」を採択し、「口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術といった無形文化遺産」についても登録し、保護の対象とすることを締約国に求めることとなった。日本においては翌2004年に締結、2006年からの発効となり、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎などが重要無形文化財として、また「甕（こしき）島のトシドン」（鹿児島）や「奥能登のあえのこと」（石川）なども重要無形民俗文化財として登録されている。その登録リストの中に、「和食；日本人の伝統的な食文化」が登録承認されたのが2013年、韓国のキムジャン文化とともにアジアの食文化が無形文化遺産として認知されたのは、記憶に新しいところかもしれない。しかしながら、多くの日本人にとって「和食」なるものが何であるかの共通理解があったであろうか。というのも、日本の食習慣は多様化し、多様な文化の食品が混在・融合してきているのが現状であり、そこに「和食」の保護・継承が求められていることの査証でもあろう。しかし一方で、「和食」文化のアイデンティティ（固有性）は他文化市場への開拓の可能性を潜在的に有することでもある。本論文は、食文化を基底とする商品の海外市場開拓（輸出入から直接投資、業

務提携）の可能性を、「食」という「文化商品」の特徴を明らかにしながら、長崎県下の食品関連産業の海外進出動向を踏まえながら考察し、海外戦略の方途を検討するものである。

1. ユネスコ無形文化遺産となった「和食」と文化景観

日本を代表する「食」が諸外国においてどのように認識・評価されているかを思い巡らせば、日本語がそのまま外国語に移植されている言葉に思い当たることになろう。Sushi(寿司)、Tempura(天ぷら)、Sukiyaki(すき焼き)、Wagyu(和牛)、Sake(日本酒)といったところが挙げられようが、これらをもって「和食」を代表するものと捉えることはできるであろうか。

無形文化遺産登録で示された「和食」の定義を確認すれば、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」とされ、以下の4つの特徴を有するものとみなされている。

- (1) 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重
- (2) 健康的な食生活を支える栄養バランス
- (3) 自然の美しさや季節の移ろいの表現
- (4) 正月などの年中行事との密接な関わり

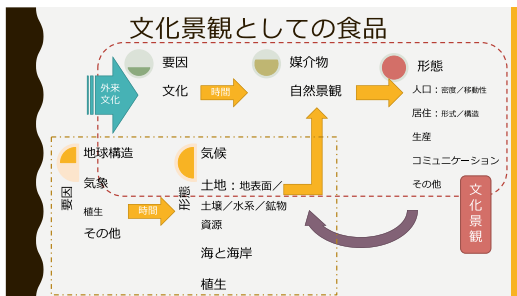
この説明では、具体的な料理や食品が挙げられているものではないが、「習わし」＝「慣習」としての和食であり、年中行事との係わりから地域における伝統料理がその対象となろう。この点に関わり、金田（2020）は、「和食は、「多様で新鮮な食材」の生産や生産地の景観など、人によってつくられる、管理されている要素と必然的に強くかかわっている」との認識を示しているが、そこには地産地消を基軸とする中世から近世に整えられた物流体制に支えられた伝統料理が念頭に置かれている。しかしながら、

文明開化以降の近代・現代に至っては、近代的流通革命により「多様で新鮮な食材」の範囲は拡大し、西洋からの食文化の移入、そして戦後の復興期におけるオリンピックや万博博覧会を通じて、世界の多様な食文化を認知することになり、食習慣は大幅に変わってきていることも確かである。ある意味で、食の多様化が自国のアイデンティティとしての食習慣を再認識することにもなった。

いずれにせよ、このような自国の食文化に対する眼差しは、自然環境や文化的環境の相互作用によって複合化される風土の「文化景観」の一形態としての食文化（食習慣）を捉え直す契機となる。そこで、以下、文化地理学における景観論を整理しながら、景観に組み込まれた食文化を再考する。

文化景観研究は、サウアーによる文化景観形成モデルを出発点として、人間の手が加わっていない自然景観に対する文化の働きかけによって結果形成されるというモデル（いわば線形モデル）に始まり、それに対する反論を含め多様な研究が促された（図表1 参照）¹。

図表1. 文化景観としての「食」



出所) サウアーによる文化景観形成のモデル (Sauer, 1963) を基にしながら、「文化有機体説」を踏まえて、改編

サウアーのモデルは景観の地域差が文化の地域差であり、時代的变化も集団手による差異も

文化の差とされたが、無機体レベルから有機体レベル、心理レベル、そして文化レベルで「超有機体」説を唱える学説もあり、文化を他のレベルと説明してはならず、文化は文化で説明しなければならず「テキスト」が重要とする主張もある。また特定の階級による「ものの見方」から文化景観を捉える学説もあり、文化領域が持つ意味や特定の観念（イデオロギー）の解釈もある。これらの観点からも、「食」は地域住民の生活または生業の理解に不可欠な自然景観との関わり合いと社会的諸関係（資本循環・人種・権力・ジェンダーなど）とも無関係ではなく、諸関係の複合体として捉える必要があろう。そして、文化景観の基をなす文化自体にも、他文化との接触・接続による文化変容が起こり得る。日本におけるアンパン（あんことパンのマッチング）、カレーパン（欧風カレーと揚げパンとの融合）、カレーライス（欧風カレーとごはんのコンビネーション）が独自の食の形態をもたらしたことは、それらが食される空間設定においても文化景観の変化を物語るものである。そして、今日のラーメン文化は中華に源を発しながらも日本的な風景や習わしの中に新たな文化景観を構成してきている²。

なお、その景観は一体的というよりもモザイク化し、各所（各品）にそれぞれのルーツの背景を持ちながらも、それらが交錯し、調和と分離が煩雑に入り乱れながら曼荼羅絵を構成している。

2. 文化商品（製品）としての「景観に組み込まれた食と食品」

ある土地の気候・気象・地形・地質・景色（景観）などの総称という概念としての「風土（climate）」は、人間や国家あるいは歴史も大きな自然環境の下にあるとして人間の作用に自

然環境が及ぼす影響を踏まえながらも、文芸、美術、宗教、風習などあらゆる人間生活の表現が見出される「場」として、食もまた「景観に組み込まれた」食品と食事が複合的に織りなす地域に根差した文化の核心的行為の一端であると捉えることができる。このことは、観光における消費行動においても他文化との接触に伴う文化変容への糸口でもある（異文化体験）。とりわけ、文化経済学における研究での「観光と文化」では、旅行の目的は、日本のインバウンド観光の調査で多くの国からの観光客にとっての第一の関心事である³。

しかし、ここで一般的に捉えられがちな文化政策やメディア政策を踏まえると、コンテンツ中心の文化・メディア政策にあって、「食」は独自のポジショニングを持つことになる。文化とメディアの政策は高級文化とポピュラー文化に象徴される、選別と拡散を中心機能とし、政治・理念と経済・技術をその統合基盤に置きながら、個別的文化和普遍的文明とに重きを置くものと捉えられる（図表2参照）。

図表2. 「食」をめぐる文化メディア政策と商品戦略

文化政策	⇄	メディア政策
選別 concentration	中心機能	拡散 dissemination
政治・理念	統合基盤	経済・技術
個別的文化 Kultur		普遍的文明 Civilization
国粋（日本主義）→	国民化	← 国際（多文化主義）
高級文化（文化財）	主要対象	ポピュラー文化（文化商品）
「和食」「伝統料理」「高級料亭・レストラン」「高級菓子」	食品・料理	「大衆食」「家庭料理」「ファミリーレストラン」「ファストフード」「スナック菓子」
書物・建築・博物館	影響	新聞雑誌・交通・博覧会
保護主義	理念	自由主義
文化教育による再生産	形式	文化産業による需要創出
公的領域	領域	私的領域
インター・ナショナル 国民国家 Control 志向	⇒	トランス・ナショナル 世界帝国 Connect 志向

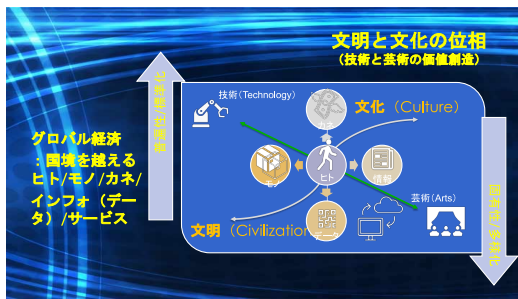
出所）佐藤卓己・渡辺靖・柴内康文編（2012年）『ソフト・パワーのメディア文化政策—国際発信力を求めて』新曜社、15頁を参考に、食文化について加筆して作成

そして、文化政策は高級文化（high culture）を保護（文化教育による継承）し、メディア政策は大衆文化（popular culture）を自由に拡散（文化産業による需要創出）し、それぞれの「文化財（cultural property）」と「文化商品（cultural goods）」の価値を高めようとする。これらの観点を「食文化」に応用すれば、前者の高級文化を支えるのは、「和食」「伝統料理」や「高級料亭・レストラン」、そして「高級菓子」といった文化財であり、後者のポピュラー文化では「大衆食」「家庭料理」や「ファミリーレストラン」「ファストフード」店と「スナック菓子」といった文化商品がその対象となる。

さらに、「文化と文明」の観点からそれらの対象となる知識・情報を捉えれば、文化は芸術（Arts）の領域を掌り、著作権や肖像権、意匠権をもって保護の対象となり得るが、文明は技術（Technology）をもって、その権利を特許や商標、種苗法によって行使する（図表3参照）。すなわち、個別・固有の文化価値を追求する文化財に対し、普遍・利便的な価値を訴求する文化商品に区分される。そこで、「食」の価値はどちらに位置づけられるものであろうか。先の「無形文化遺産」の観点に立てば前者に重きが置かれることになろうが、こと「食品」となれば後者の「文化商品」として取引きされることになる。そして、ここで重要な特徴は、コンテンツに基づく価値評価と違い、「食」は経験に基づいてのみ評価されるものであるという点である。人間の味覚は5つの基本味（甘味、塩味、酸味、苦味、うま味）に加え、辛味をもって、食欲という本能の上に「嗜好」という文化を築き上げられてきた。食事という行為は、味覚のみならず、嗅覚・聴覚・視覚・触覚の五感を駆使したものであり、コンテンツ化された情

報は参照指標でしかありえず、したがって味覚や嗅覚の情報に関しては、特許や著作権にはせず、「秘伝」という文化によって伝承・継承・改編されてきた⁴。したがって、食に関わる技術については、普遍化・標準化は可能であったとしても、食の本質の「味」についてはその時代の嗜好の変化を汲み取りながらの進化における変異と適合を繰り返した産物として理解されるものである。

図表3. 文明と文化の位相（技術と芸術の価値創造）



Ⅲ. 文化商品としての食品・外食産業

1. 食品産業の技術革新と海外展開

食のグローバル化を歴史的に俯瞰すれば⁵、人類史における初期に人類ホモサピエンスは狩猟採集を食糧の獲得手段として移動をしながら、その地で獲得できる食材を得ていた。そこから農業革命が起こり、栽培する知識(気象学、天文学、占星術)を得て定住する地域に文明(四大河文明 river civilization: エジプト文明/ナイル川、メソポタミア文明/チグリス・ユーフラテス川、インダス文明/ガンジス川、中国文明/黄河・長江)が生み出される。そして、富の集中化が図られるとともに食は宴を介して権力者の語り場となる。そこに食文化が形成されていく。そこには加工技術(調理方法)の発達が見られるも、気候変動や地域紛争にも影響を

受け、食の栄華と飢饉とに見舞われながら、食材の保存方法の知恵を得て交易の範囲を拡大させてきた。そして、大航海時代を通じてヨーロッパは多様な食材の発見を伴って独自の食文化を誕生せしめることになる。一方で朝貢貿易体制によりアジア地域の中核として中国もまた、広域での多様な食文化を生み出していく。そこに見られるのは人々の移動と各地の気候に適した植生の移植・交配可能性による新たな農業革命がもたらされたとも言えるグローバル化がもたらされた。

さらに、産業革命は人々の働き方からライフスタイル、さらに都市空間を変え、食習慣をも変容させた。その象徴が、アメリカを中心とする栄養学に基づく食産業の登場である。アメリカの食産業として、しばしば取り上げられるのが、ケロッグのコーンフレーク、ハインツのトマト・ケチャップ、コカ・コーラの炭酸飲料、そしてクラフトのチーズである。これらのアメリカ食品産業を支えたのが、栄養学におけるカロリーやビタミンなどの概念であり、また食品加工技術のイノベーションともいえる冷蔵・冷凍技術の発達とともに食肉処理場での流れ作業方式があり、大量の食肉を多時間で処理することが可能となった⁶。これにより、食品の価格は低下するとともに、一般家庭のキッチン作業を効率化する機器も開発されていく。オーブン、ガスレンジ、冷蔵庫、食器洗い機等が大衆の消費財と家庭の食卓を変容させることになる。そして、モータリゼーションの発達と同期して外食産業が興隆する。その一助として、タイヤ製造企業の実業家が、美食と道案内の情報を載せたガイドブックを刊行することになったのは、画期的な事象であった。

食品の大量生産・大量消費は、就労環境の確立とも相まって、注文してからすぐに食べられ

る手軽な料理を提供する「ファストフード」を登場させることになる。その代表格が今日のKFCのフライドチキンやマクドナルドのハンバーガーである。そして、この食文化が大戦後の電子レンジやレトルト技術の発明・開発・普及により、ファストフード店のフランチャイズ方式によるグローバルな事業へと展開していくことになる。加えて、インスタント食品（乾麺類のみならず、冷凍食品やレトルト食品）のように、調理が簡便で携行・保存が利く商品の開発が、食品市場のグローバル化を推進してきている。

そして今日、世界の各地において食はグローバル化により均質化するかに見えながらも、風土ないし郷土の料理を覆いながらも多様な食文化が競演し、それぞれの地で文化変容ももたらしながら独自の共存共栄し、新たな食文化を誕生させ、「グローカル（グローバルかつローカル）市場」を形成してきている。といのも、第一次産品においては風土との適合性や鮮度、フード・マイレージの問題が輸送技術の発達した現代であっても、重要であるところでもある。

2. 長崎県の食品関連産業の海外展開

「食」の経済活動は、第2次産業に区分される農業・漁業が中心で、食材を加工（調理）する営みの多くは家庭内労働（内食）として経済統計に表れることがなかった。しかし、サービス産業の拡充と食品加工及び保存技術の革新に伴い、食品加工業から外食・中食⁷のサービス化が増進し、大きな産業群を形成するようになってきている。また、インバウンド需要に沸いた新型コロナウイルスの感染拡大前は、前述のように日本を訪れる観光客の第一の目的が「日本食を食べる」ことであったことから、食品関連産業は活況を呈していた。

九州・沖縄地区の外食産業の動向をみても、新型コロナウイルスのパンデミック以前は、インバウンド需要の高まりで日本の外食産業は訪日客による活況を呈していた。九州・沖縄地区においても業界全体で2017年度に過去最高の売り上げを更新し、持ち帰り弁当店の「ほっともっと」（中食）や定食店「やよい軒」（飲食）を展開する（株）プレナス（福岡市）がトップの座を堅持する一方で、福岡を拠点とするラーメン店の「一蘭」や「力の源カンパニー（ラーメン店「博多一風堂」）」は2017年度から2019年度にかけて訪日外国人を取り込み、売上げを伸ばしていた⁸。しかし2020年度は新型コロナの感染拡大の影響から大幅な下げ幅となり、打撃を受けることとなった⁹。なお、2020年度の売上げでは、（株）プレナスが18年連続でトップの座を占めながらも、前年比で売上げが5.9%減少するなど苦境を強いられている。また、（株）一蘭も34.1%の大幅な売り上げ減となり、ランキングを1つ落として4位となった。

長崎県下の外食産業でランキング（上位50位）入りをしているのは、2017年度当時で、和食レストラン「庄屋」「雑魚屋」や定食店「百葉」、てんぷら専門店の「那かむら」を手掛ける（株）庄屋フードシステム（佐世保市）が13位、イタリアンレストラン「マルゲリータ」と和食レストラン「百葉旬」の（株）ハルフードシステムが39位を占めていた。しかし、コロナ禍の2020年度には庄屋フードが上位50位内に15位で留まるのみとなった。ただし、長崎県ゆかりの外食企業と言えば、プレナスも佐世保市で創業された会社（1976年）であり、「長崎ちゃんぽん」の外食チェーンを展開するリンガーハットは本社が東京でありながら、本店を長崎市に置いており、ともに海外市場への展開を図ってきている。以下、外食企業のみならず、長崎県

に製造拠点を置く食品関連産業で海外での事業を展開している会社を取上げ、それぞれの海外ビジネス戦略を追うことにする。

2-1. カステラ製造・販売業の海外戦略(須崎屋、菓秀苑森長)

(1) 株式会社 須崎屋

(代表取締役社長 伊藤 剛)¹⁰

南島原市に店舗を構える須崎屋は、慶応3年(1867年)創業の老舗企業。元々は長崎港から現在の南島原市の口之津港・須川港・堂崎港に砂糖などを運ぶ海運業から、船荷の砂糖を活かしたカステラ店を開業したとのことで、長崎のカステラ業界にあってはその立地が特徴的ではあるが、それ故にか、海外への進出にも積極的である。現在の店主(社長)は6代目で中小企業診断士の資格を有し、自営業者との交流活動にも積極的である。

須崎屋の名物は三代目・伊藤萬吉が製法を完成させたという「五三焼かすてら」を再製させ、一貫した手焼きにこだわり高級品の差別化を図るとともに、姉妹品の「五三焼プリン」の二品に特化して事業を展開している(しかしながら、「五三焼カステラ」は商標ではなく他業者の参入もあり、差別化の効果は限定的と言わざるを得ない)。販路は、南島原市という観光地長崎市との地理的ハンディはあるが福岡空港や長崎空港、長崎駅にハウステンボスと、交通の要所と観光ポイント(テーマパーク)の販売店に「箱物」(贈答品)商品を出品し、全国の百貨店(三越、伊勢丹、阪急百貨店)等にも商品を卸しており、売り上げの6~7割は関東首都圏ということである。一方、新型コロナウイルス禍にあって、菓籠り需要への対応として「袋物」(自宅品)を生協やスーパーマーケット、コンビニエンスストア(セブンイレブン)に卸

しており、現在では売上の比率が贈答品(3割):自宅品(7割)と逆転している状況である。国内の流通では、卸売業者である三菱食品と国分グループ、ISC 伊藤忠食品との取引がある。

海外への進出は、香港での展示会をきっかけに、3年前から香港、シンガポール、カナダはバンクーバーの3地域へと販路を拡大してきている(売上は1千~2千万円/年間)。しかしながら、現在コロナ禍で海外の販売をストップしており、日本政府の「ジャパンプランド」事業を活用して海外販売を再開したいと考えているが、未だ活路は見いだせない状況である。海外への販路開拓にあっては、日系の小売百貨店及び卸売りの国分グループに依存せざる得ず、購買層も日系の駐在員や現地の親日派の富裕層が主で、ご進物品としての販売が7割、残り3割がご自宅品というところであるという。アジアの市場開拓にあっては、カステラは「台湾カステラ」(300~400円)という一般的な菓子(スポンジケーキ)があり、中華系の人々には認知されているので、その高級品としてジャパンプランドの長崎「五三焼カステラ」(一本2,000円)のセグメントは確立しているともいう。今後はアラブ首長国連邦の富裕層も魅力的な市場と考えている。また、宗教上の理由からアルコール類を口にしない文化圏では甘いものへの嗜好もあるので、開拓の余地があると考えている。

海外への広報に関しては、ネット発信を重視しており、HPは当初より4か国語で展開しており、海外からのインバウンド需要(特に、クルーズ船での中国人観光客)に対応する戦略をとっている。特にインフリューエンサーへの情報発信と拡散効果を期待し、一部外部への委託も行っている。文化商品としてのカステラ販売にあっては、キリスト教文化との一体性の歴史を踏まえ、大浦天主堂での販売では「ラファエ

口絵画」をモチーフしたパッケージを導入しており、海外でのビジネスにおいてもキリスト教文化との親和性をもって販売戦略を打っていきたいと考えている。加えて、キリスト教文化に絡めて欧州への凱旋販売戦略を打っていききたいという構想もあるということであった。

食品を扱うに当たっては、賞味期限がどうしても問題となるが、須崎屋のカステラにあっては国内が30日間、海外へは冷凍技術を用いて180日間としている。また、添加物についても適正分量をクリアしながら180日間以上の賞味期限を確保している。

一方で、商品の製造拠点は現在南島原市の工場のみであるが、現在大阪のとある菓子メーカーの買収の話があり、展開次第では大阪の工場を海外展開の拠点とすることも検討中とのことであった。とりわけ、海外への輸出を考えれば神戸港が輸出の重要拠点となり得るので、大阪の工場とのアクセスも考慮して検討しているとのことであった。その点で、神戸港を拠点とする食品貿易・輸出業のクラウン貿易(株)との取引もできればとの話もなされていた。また、10年先には海外での製造も実現させたいとの構想もあり、コロナ前にベトナムのハノイ大学大学院の学生2名をリクルートしていたが、現在仕切り直しの状況である。なお、人材については長崎県企業として、地元大学への求人も進めていきたいと要望もあり、佐世保校の卒業生で東彼杵出身の喜々津さんも入社2年目ながら、香港での展示会には社長とともに出向き、将来は「海外事業部長」にと嘱望されているようであった。

(2) 菓秀苑 森長 (+株)わかたむ

(代表取締役社長 森 淳)¹¹

寛政5年(1793年)の菓秀苑森長(もりちょう)は、今年で228年を迎える老舗企業で現当

主・森淳氏は7代目となる。長崎街道(シュガーロード)の一面で「おこし」専門店としてその伝統を守りつつも、昭和44年(1969年)に開催された第24回国民体育大会(長崎国体)を機に、先代がカステラの製造販売にも乗り出し、平成21年(2009年)には「生カステラ」を販売、平成26年(2014年)から、国内のカステラ市場の競争激化を背景に、海外市場への展開を図る。現在、諫早市を製造拠点としながら、百貨店やスーパーへの販売を首都圏を中心としながら、全国に展開中である。

海外展開では、(株)わかたむ(若杉社長)にコンサルティング業務を委託し、中国・東南アジアでの展示会やJETROの展示会等に出品し、販路の拡大を図り、現在では10か国(中国、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、カナダ、UAE、オランダ、ロシア)でカステラを販売するに至っている。なお、流通は日本の大手商社の食品部門、食品専門商社を通じて行っている。

タイ・バンコク市場への進出では、当初の2014～2016年では富裕層と在タイ邦人のアップミドルが顧客の中心であったが、2017年来バンコク市民の所得水準の上昇に伴い、ミドルクラスの顧客層を含め、ショッピングモールやコンビニを含め40店舗に販路を拡大するとともに、現地での製造にも乗り出している。その業務展開は従業員2,000人規模のペーカリーショップとの業務提携により、委託製造の契約を取り結ぶまでになっていたが、コロナ禍で提携は現在ペンディング状態。当初は研究生を受け入れて、カステラ製造のノウハウを伝授し、バンコクでの製造に漕ぎ着けたいところ。製品はパッケージに日本の「森長」カステラを明記する形で、ブランド化を図るという(デザインもコンサルして)。製造販売のスキームについ

ては江崎先生が詳細にヒアリングとサゼッション。また、長崎の食品産業の海外展開にあっては、産学官連携による資本集約の必要性も議論になるところである。

なお、(株)わかたむ は外国人留学生を研修生（インターン）として受け入れ、海外事業展開で協力を得ていたが、このコロナ禍での留学生の帰国で、インターン体制は途絶え、これまで培ってきた人脈で、海外事業をサポートさせているとのことであった。

スイーツ文化におけるカステラの差別化（優位性）は、濃厚な甘みにあり、東南アジア市場では独自のセグメントとなり得るとの話であったが、フルーツ王国にあって甘味料は多様であり「日本」は「長崎」の「カステラ」の風味がどのように受け入れられるのか（高級菓子から一般的パウンドケーキの一種としての和洋菓子までのレンジで、どの程度の価格帯に設定させるか）を吟味するとともに、タイと日本（長崎）の文化融合で新たな創作菓子（例えば、原料としての水飴にココナッツミルクを代用したカステラなど）の開発の道もあり得るかもしれない。

2-2. 食品加工業の海外戦略（相浦缶詰、アリアケ・ジャパン）

（3）相浦缶詰株式会社

（代表取締役 加納 洋二郎）¹²

日本近海産のイワシ・サバ及び九州産のミカン・甘夏を中心に OEM（original equipment manufacturer：他社ブランド製品の製造）でマルハ、ニチロ、はごろも、明治屋等の缶詰製品を製造（商品開発や ISO 品質基準取得は委託業者と共同で行う）しており、昭和24年創業で今期（9月期）が72期目に当たる老舗企業である。元来、缶詰産業は輸出産業として海外へ

の輸出が中心であったが近年中国等の台頭で現在では国内市場が中心である。日本の缶詰産業は現在、千葉県銚子市以北の東・北日本には多くの会社があるが、西日本には相浦缶詰のみである。佐世保市相浦の本社施設では製造は行っておらず、松浦の工場が国内生産の拠点であり、160名ほどの従業員を抱えている。

現在海外では、シンガポールに貿易業務の会社（SOBI MARINE PTE.LTD.）を置き、インドネシア（P.T.MARINECIPTA AGUNG @ジャワ島：水産物加工、冷凍加工）とマレーシア（PROTIGAM FOOD INDUSTRIES SDN. BHD.：水産物缶詰製造 <https://www.protigam.com.my/>）、そしてメキシコ（PRODUCTOS MARINOS ABC S.A. DE C.V.：水産物加工、冷凍加工 <https://pmabc.com.mx/>）に現地法人との合弁会社を設立し、日本で仕入れたイワシ・サバを輸入して（日本産魚の品質を考えれば、現地南洋の海産物の商品化は困難）缶詰加工を行い、第三国への輸出も視野に入れながらも、東南アジアでの事業展開は中国企業との市場競争もあり、日本国内への輸出に切り替えている一方で、欧州企業からの委託製造も手掛ける。インドネシアとマレーシアへの進出に当たっては三井物産との取引関係から現地法人との合弁に漕ぎつけ、東南アジア市場での中華系企業との争いを避け、現地化を進めている。東南アジアは成長市場でもあり、市場拡大を狙いたいところではあるが、インドネシアの現政権下にあつては国内産業の保護政策と国民間の格差の問題が市場の拡がりを制限されている面もある（TPP：環太平洋経済パートナーシップで自由化が促進されることに期待）。なお、インドネシアとマレーシアはムスリム国でもあるが、水産品に関してはハラル問題もそれほど厳しくなく、対応はしてい

る。現在のマレーシア加工・製造所のトップは、日本への留学経験者を日本で採用し、日本での職業訓練を経て、現地に着任し、現地法人とのパートナーシップに貢献するとともに、生産管理の要職をも担っている貴重な人材である。

メキシコの工場においても北米州諸国の市場への供給よりも日本への水産加工の冷凍食材輸出が中心である。日本市場でのイワシの不漁期には北米からのイワシ供給の拠点となった。北米市場においては東南アジアでのように日系商社・三井物産との関係もなく、現地市場の開拓（元来、海産物市場では需要が限定的）には消極的である。

現在、ネット通販などの販売チャンネルの拡大で自社ブランド（“ABC”）の開発にも着手している（スーパーマーケット等の小売りへの卸しはOEM取引企業との関係もあり避けている）。ブランド開発にあっては女性社員の登用も進めたいところで、会社のHP作成に当たっては女性社員のセンスを全面的に採用している（女性人材活用については「吉光報告」を参照）。なお、労働集約型の缶詰産業においては従業員及びパート労働の主軸は女性であり、現状では人手不足であり、インドネシアの系列工場から人材の派遣で不足分を補っているとのこと。会社のHPでは「海外拠点を展開。グローバルに活躍できます！・・・本人の希望に合わせて海外拠点のリーダーとしてのキャリアパスも目指せます。」と求人を募集喚起しているが、人材確保が当面の課題でもある（日本人学生と留学生とで有望なグローバル人材は、と問われれば日本におけるグローバル人材育成の課題が頭をもたげるところでもある）。また、みかんや甘夏などの缶詰生産においては、地元長崎産の柑橘類の供給に多くを依存しているところから、みかん農家の後継者不足によりミカン生産

の減少が懸念されるところでもあり、供給元の開拓・確保が課題ともなっている。

（4）アリアケジャパン株式会社

（代表取締役社長 田川 智樹）¹³

アリアケジャパンが経営戦略として掲げる3つの強みの1つである「高度な生産能力・技術力」は、知的財産権としてのマスマプロダクション（大量生産）の製法にあり、生産能力とはハード（生産設備）に集約・具現化されたものである。したがって、「ハードは絶対に出さない（開示することはない）」とのことである。食文化の中でも味を決する出汁を主力商品とするアリアケジャパンにとって、その技術力は生産設備の自動化（コンピュータ制御された大規模工場）によって、海外における生産体制の7極化（日本・中国・台湾・フランス。ベルギー・オランダ・インドネシア）にあっても、操作の簡略化や技術知識の移転が容易になることで、現地の食材・原材料をもとに現地の食文化（味覚に対する嗜好）を踏まえて「最適地生産方式」を構築している。さらに、味覚の科学的解析を担う各地のシンクタンク機能をネットワークで結び、各地固有の食文化の特徴を引き出しながら相互の融合・相乗効果（日本の調味料を欧州へ、欧州の調味料を日本へと）を狙った戦略を取っている。

元来、味覚・嗅覚に関わる知的財産は、成分分析は可能であっても配合（調合）に不可逆性があり、出汁や香水などは「秘伝」とされ、特許のような制度をもって開示、排他的権利によって保護されるよりも、秘匿することで優位性が確保される。ゆえに、PB（プライベート・ブランド—日本的伝統では「のれん」としての商標）と一体となった商品の味覚配合は門外不出であり、リンガーハットや日清製粉、東洋

水産、サンヨー食品、泰明堂（マルタイラーメン）、そしてセブンイレブンといった顧客ブランドのインスタント・スープの製法（調合）は秘密保持を徹底・原則とするところである。

なお、海外進出は1985年に米国 カルフォルニア州に現地法人、子会社「ARIAKE U.S.A., Inc.」を設立し、日本で調達できない原材料を米国市場で調達し、加工して調味ベースをつくり、日本に輸出していたが、ウォルマートの買収戦略の余波を受け、同業他社との安売り合戦から撤退を余儀なくされ、2018年に同業の米国 Kerry Holding Co., に譲渡することとなった。しかしながら、譲渡契約は5年ということで、2023年に買い戻すことになるかどうかは、今後の米国市場の動向（COVID-19の世界的な影響で、外食産業の回復には4年はかかるであろうし、EC（電子商取引）を介して小売りに転化した加工食品産業へのシフトは必須であるとしても）次第によることになろう。

なお、同社の有価証券報告書によれば、連結海外子会社の事業から日本での事業のための天然調味料の製造・供給とともに、現地や諸外国への販売も手掛けており、グローバルの天然調味料の委託製造販売（ODM：Original Design Manufacturing）としての地位を確立してきている。具体的には中国での青島アリアケ食品有限公司では、天然調味料の製造と中国内及び海外ユーザーへの販売を手掛け、台湾での製造でも中国や東南アジアへの販売も行い、R.P. Natural Ingredients S.A.S.（フランス）や Ariake Europe N.V.（ベルギー）、Hanningsen Nederland B.V.（連結海外孫会社、オランダ）での天然調味料の製造でも欧州地域のユーザーへの販売とともに日本への供給も行っている。その他にも PT. Ariake Europe Indonesia（インドネシア）では資金を援助しながら、天然調

味料の製造を行い、主として東南アジアで販売するとともに、日本への供給も行っており、Europe を社名に織り込んでいる。そこに4、多様な天然調味料の文化への適応戦略を読み取ることが出来よう。

2-3. 外食（中食）業の海外戦略（リンガーハット、プレナス）

（5）株式会社リンガーハット

「長崎ちゃんぽん」と「とんかつ」を主力商品とし、それぞれの店舗「リンガーハット」及び「浜勝」の運営を行う「飲食」の外食企業であり、佐賀・静岡・京都に食材加工工場を持ち、全国各地の店舗への食材提供体制を敷いている。リンガーハット（ちゃんぽん）事業では、米国ハワイをはじめ、タイ・バンコク、カンボジア・プノンペン、フィリピン・マニラにも子会社を置き、現地フランチャイズ店に対する経営指導管理及び資金貸与を行っている。また、台湾・台北とインドネシア・ジャカルタに持分法適用関連子会社を置き、チャンポン事業のコンサルティング及び資金貸与に当たっている。なお、海外の直営店舗としては、米国ハワイ及びタイ・バンコクのちゃんぽんとんかつの店舗があり、カンボジアにもちゃんぽん店が開設されている。なお、2013年に合併会社として香港に店舗を開設し、独自メニューも開発するなど中国へのゲートウェー都市に基点を置いたが、2020年7月をもって閉店となっている。浜勝はとんかつ専門のレストランチェーンであるが、独自の漬物も子会社の（株）ミヤタ（大村市）で製造販売しているとともに、長崎総本店として長崎伝統料理の卓袱（しっぽく）を提供する店舗も有する。

リンガーハットの海外展開で注目されるのは、長崎ちゃんぽんを“アジア食”にしようと、

タイ・バンコクでの出店に意欲を見せていたところにある¹⁴。中国に始まる麺文化は広くアジアに分布し、東南アジアにおいても各国それぞれに独自の麺文化を形成している。タイにおいても「クイッティオ」と呼ばれる米粉の細麺を基本とした魚醤や香葉（パクチー）を薬味としてあっさりとしたスープで味わうのが一般的である。それに対して、濃厚スープで太麺の具沢山のチャンポンをいかに浸透させるかは、非常に挑戦的な試みとも言えよう。しかし一方でタイへの事業進出は新たな商品開発につながった点も見逃せない。期間限定での日本でのメニューに「トムヤムクンちゃんぽん」がお目見えした¹⁵。トムヤムクンと言えば、辛味と酸味、複雑な香りが特徴的なエビを使ったスープのタイ伝統的料理である。このような文化融合商品は今後新たな“アジア食”の文化変容をもたらす可能性を秘めている¹⁶。

また、リンガーハットはカンボジアやフィリピンに子会社、台湾やインドネシアにも関連会社を置き、チャンポン事業に関する経営指導管理やコンサルティング業務を行っていることからアジアの食文化市場に一つのセグメントを獲得しうる可能性もある。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大は、リンガーハットの経営に大きなダメージを与えている。チャンポンは単にスープと麺でのレトルト食品化が困難であり、新鮮でバリエーション豊かな具沢山の麺料理であるがゆえに、店内飲食が基本の外食業ということが問題ともいえる。

(6) 株式会社プレナス

持ち帰り弁当店の「ほっともっと」（中食）や定食店「やよい軒」（飲食）を展開する（株）プレナスは、1960年創業の長崎県佐世保市での事務機器・金銭登録機の販売及び修理の事業を

行う会社を前身に、1987年に持ち帰り弁当チェーン「ほっかほっか亭」の九州・山口市区の事業を吸収・合併したことを機に外食産業に進出し、定食チェーン「めしや井（現やよい亭）」を展開し、さらに東日本地区の「ほっかほっか亭」をも吸収合併して当該事業の全国展開を図ってきている。九州・沖縄地区での外食産業においては最大の売り上げを誇る企業である。

プレナスの海外事業展開は、2010年の中国において北京好麦道餐飲管理有限公司の設立に始まり（「好麦道」と称する持ち帰り弁当類の販売）、オーストラリアや台湾、アメリカ（“YAYOI”店舗の展開）、シンガポール（“YAYOI”店舗及び“Hotto Motto”店舗の展開）、中国山東省威海市にも子会社や関連会社を置いている。また、連結子会社（株）プレナス・エムケイがMKレストラン事業において米穀・職人等の販売（すき焼きやタイ風鍋料理）を行っている。なお、このMKレストランはタイのMK Restaurant（タイで営業しているタイスキのチェーンストア）との提携事業でもある。また、シンガポールでは、MK Restaurant との合弁会社 Plenus & MK PTE, Ltd. で定食店と持ち帰り弁当店の運営を行っている。

これらの事業のように、プレナスは日本食を基本とする弁当&定食の事業を連結子会社を通じて展開しながらも、タイのMK Restaurant との提携で日本国内でのタイスキ商品やシンガポールでの出店を行ってきている。

加えて注目すべきは、2021年1月にプレナスは、輸向向けの稲作事業参入を発表した¹⁷。これにより、将来的には現地生産を目指し、自社生産によるコスト削減やPR効果に加え、新たな収益源としても期待している。埼玉県加須市での稲作ではITやロボットを活用した「スマート農業」を実施し、現在海外での現地で調達

している米を自社生産に切り替え、「日本産」としてのコメの提供でブランド化を図ろうとしている。このことは、弁当がBENTOUとして国際的にも認知されるようになり、日本ブランド商品化を目指す狙いが伺われる。また、中国市場を皮切りに持ち帰り弁当で海外進出を果たす際、温かな食品、それも「ご飯（お米）」をテイクアウトで提供することの真骨頂が、日本の冷や飯弁当ではなく、中国での食習慣へのマッチングを得られたことの査証であろう。

IV. 文化商品化するモノの製造と販売 —貿易構造からの考察—

グローバル経済の進展とともに「食」文化の交易を考察してみれば、人類の大移動とともに携行食物とともに移動先での食物による歓待から略奪まで、異動と交易に欠かせぬ物資の一つに食物・食品があった。大航海時代の交易で香辛料（特に胡椒）が交易の重要な物資であったように、また中国から英国への茶葉の輸送の際に、緑茶（Green Tea）から紅茶（Black Tea）が生まれ、英国でティータイムの習慣が根付いたように、財（goods）としての食材が他国の食文化や食習慣に影響を与え、文化の変容をもたらしてきた。

この食習慣の「創造的破壊」とも言えるグローバル文化経済学¹⁸の対象としての「食」の交易（輸出入から移出入まで）を、R. ボードウィンが提起するグローバリゼーションの3つの距離のコストから再考してみれば、改めて食の「距離」に関わる特性を見出すことになろう¹⁹。その、3つのコストである①モノを移動させるコスト、②アイデアを移動させるコスト、そして③ヒトを移動させるコストが、生産と消費の分離を阻む3つの制約を生んでいる。これらのコストの低下がグローバル化を促すことになる

が、その歴史的経緯をボードウィンは以下の時代区分で示している（図表4参照）。

- ▷ グローバリゼーション以前：高い貿易・通信・対面コスト→同一地域における生産と消費
- ▷ 第1の加速期（アンバンドリング）：貿易コストの低下→生産と消費の分離・・・「大いなる分解」
- ▷ 第2の加速期（アンバンドリング）：通信コストの低下→海外移転（オフショアリング）～生産工程の移転～、マーケティング、経営管理、技術ノウハウの移出・・・「グローバル・バリューチェーン革命」
- ▷ 次なるグローバリゼーション（第3のアンバンドリング）：対面コストの低下→「テレプレゼンス」「テレロボティクス」・・・「バーチャル移住」（国際テレコミュニケーション）

図表4. 世界経済大いなる収斂～ICT革命と「食」産業



出所) Baldwin, Richard (2016)を参考に加筆・図解

さて、食品産業のグローバル化をこの貿易・通信・対面コスト克服のアンバンドリングになぞらえてみれば、本来「食」はその食材の供給源たる土地に根差したところから、文化が発生してきたものである。それが人の移動に伴う新天地への食材の移植と新たな食材の確保による食文化の拡張性から、他地域との交易による新

食材（当地での確保が難しい食材・・・その典型が「塩の道」や香辛料貿易）であり、比較的保存しやすいものがそれである。したがって、生鮮食材については当該地での供給・獲得が不可欠でもある。しかし、輸送技術（保存と加工の技術を含め）が発達すると、鮮度を保ちながら素早く他地域の食材を手に入れることが可能となり、貿易される財の種類が増加し、その範囲も拡大、大量の食材が輸送されてくる。すると、地産地消で培われた食の嗜好（テイスト）が変化し、文化が変容を来す。また、加工（調理）技術が確立し、その手法を知識として伝授することが可能となれば、人を介して他の食文化で他地域に移植させることにもなる。そこに、人の移動を含め、情報通信技術の発達はい他の食文化の存在を知らしめ、食材の供給元を確認する術を与え、調達が困難であれば当地の食材を代用して、新たな食文化が創造されることにもなる。

江戸時代の長崎における和華蘭文化の誕生は、その時代における知識情報と調達しうる食材の制限の中で、風土の味覚に合わせて創造されたものでもある。「カステラ」然り²⁰、「ちゃんぽん」然り²¹である。加工・保存技術、とりわけ冷蔵冷凍技術の発達は、生鮮食材・食品の保存期間を延ばすことにもなり、解凍・加熱技術の発達により、レストランやファストフード店などの均質なメニューの拡充が地理的な広範に及ぶことにもなり得るものである。また、乾燥技術や真空パックのように、風味を保ちながら保存し、加熱処理で再生可能となれば、新たな商品開発にもつながるものとなる。乾麺からインスタント麺への変革は、インスタント食品の勃興を促すことにもなり、現在では多種多様なインスタント食品が世界中で製造・流通することにもなった。さらに、粉末から液状の調

味料は、地域固有の味わいを広範囲に拡張・認知されることにもなる。

改めて、長崎の食品関連産業の調査対象を「世界経済の大いなる収斂」で俯瞰すれば、カステラの長崎銘菓という生菓子をどこで製造し、販売するかは、食材の調達先と製造拠点、パッケージのデザイン制作と販路、地域セグメントの選定を踏まえながら、長崎独自の味覚を固辞しつつグローバル展開が可能か、地域特有の嗜好を踏まえた商品のバリエーションが必要かの検討を踏まえた商品開発が必要となることも十分に考え得るものである。長崎カステラが南蛮菓子のルーツから独自の進化を経たものであることを鑑みれば、別の地域で新たな変革をもたらす商品となりうる可能性はある。

また、加工保存技術を活かした缶詰加工にしろ、天然調味料の製造においても、魚介などの海産物から農産物の野菜やフルーツまでの食材と、その産地と加工場所をつなぐルートと製造コストを踏まえたフラグメンテーションが情報通信技術の応用により多地点コントロールを実現することにもなろう。

さらに、外食・中食産業に至ってもその事業展開において、食品メニューの開発は食材と加工品の調達を地域特性を踏まえて調整するバリエーションが求められるかもしれない。というのも、食は文化景観の一部として、長い歴史と風土を有するそれぞれの地域に受容されて初めてその地域の食文化となり得るからであり、そのような観点からも多様な文化の理解が必要な産業群であることを海外展開にあっては基点となる。

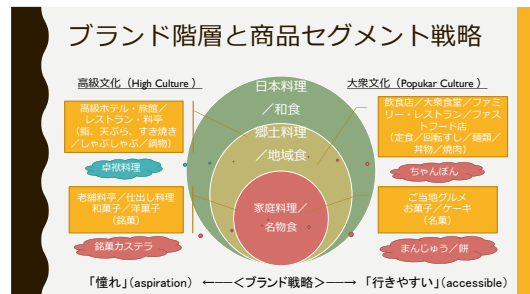
V. 結びにかえて ～地域ブランドの「文化商標」と商品ブランドの確立に向けて～

「食べる」を文化たらしめる根源には、ホモサピエンスが火を利用して調理したものを食べることで、消化するための腸への負担（エネルギー消費）が減り、脳の容積が増え、言語を習得できるようになったことにあるという。そして、習得した言語をもって、食を語り合う契機を得る。そして、食を伴う宴は権力者の語り場となり食事中の会話は親交の証しとなった。そして、食習慣の中に、礼儀・作法が重んじられ、美食を端麗する文化の高みを極めるまでに至った。一方で、生命維持のための本能としての食欲と栄養補給のための摂取観念との狭間で、食事は「個食」ないし「孤食」し、「共食」を楽しむ、「縁食」での出会いに心躍らせる機会を失わせてきている状況も垣間見られる²²。しかし、食事を介する他者との関係性形成は、人類が社会的生物たる源泉である。観光ビジネスのアイテムとしても食事は重要であり、他文化・異文化を認識・理解することで自己の文化を再認識・再編する可能性をも持ち合わせている。それは、自己の文化の「創造的破壊」をもたらしながらも、アイデンティティへの自覚と多様性への受容（歓待と寛容）を導く糸口となり得るものである。

これらの点を鑑みながら、食品産業の事業展開を熟考すれば、模倣と独自の、共有と専有の独占的競争市場におけるブランド（のれん）戦略の重要性を再考する必要がある。「和食」が世界無形文化遺産に登録されたことは、日本の食品関連産業にとっては日本の食品が高級文化として認定されたことを意味しながらも、それを国際的な市場において如何に活かしていく

かは、個々の食品内容を再考しながら世界の市場で評価される商品として確立しなければならない。長崎の事例を考えれば、日本ブランドとしての「和食」（高級文化）の路線として「卓袱料理」を思い描くことが可能であろうが、卓袱料理自体が長崎という地域における郷土に即した文化変容によって形作られたものと考えれば、他の地域に移植（輸出）することは困難である。したがって、長崎に訪れてその文化的景観の一部として食することが望まれ、高級文化嗜好の観光客へのアプローチが欠かせない。しかし、一般的な国内外からの観光客や長崎県民（既に長崎に関する知識や経験を通じた理解を有する）顧客層に対しては、高級な「長崎食」へ「憧れ」（aspiration）への誘いを示しつつ、多様な「長崎食品」への「行きやすさ」（accessibility）を提供することが肝要である（図表5参照）。

図表5. ブランド階層と商品セグメント戦略



世界に冠たるゴディバ（GODIVA）チョコレートは、チョコレート王国たるベルギーの国家的ブランドの下で、「王室御用達」の認可を得るブランドの一つであるが、世界的に事業を拡張しながら日本市場においてはジェローム・シュシャン氏がゴディバ・ジャパンの社長を務めながら大きく売り上げを伸ばしてきた²³。そのブランド戦略の基底には弓道家でもあるシュ

シャン氏が日本文化に精通し、日本の食文化の中にあつてチョコレートが、そしてゴディバのブランドがどのような存在であり、顧客との関係性をどのように構築すべきかを徹底的に考究した結果としての業績であり、そこにゴディバ・ブランドの戦略的事業展開が存在していた。

それこそが文化財的老舗価値としてのゴディバに対する顧客層の「憧れ」(aspiration)と「行きやすい」(accessible)の戦略があり、カジュアルな商品をコンビニエンスストアでも販売しながら、直営店を日本国内各紙に広げ、「憧れ」のブランドの堅持と顧客層への認知を確かなものにしていった。

これらの点を、日本の「和食」文化という国家ブランドから、長崎という和にあつて華(中華)もあり蘭(西洋)の文化が融合した地域ブランドの形成を、日本国内向けのみならず海外へも、その独自性を発信し、高級嗜好の憧れの食からポピュラーな食品群へのアクセスを容易にし、文化的景観の一部としての認知を深め・広めていくことが今後の長崎の食文化を支える食品関連産業群の企業にとって、それぞれのポジショニングを戦略的に打ち立てていくことが、海外への事業展開において重要であると確信する。そのためにも、「長崎 Nagasaki」という地域ブランドと個別の企業ブランド、そして各企業の商品ブランドの整合的連携構築に期待するところでもある。

注

- 1 中川忠・森正人・神田孝治(2006)及び森正人(2021)を参照。
- 2 清水真木(2017)を参照(28～29頁)。
- 3 山本史門「観光と文化」後藤和子・勝浦正樹編(2019)『文化経済学』(第11章)所収、257～284頁を参照。
- 4 香水やチューインガム等の香料の配合は特許化されずに専有される。成分分析は可能だとしても、その再現をもって同様の香りが実現するものではない。食における味も同様であり、暖簾分けによってその味は伝承されてきた。
- 5 ジャック・アタリ(2020年)やマーヴィン・ハリス(1994年)を参照。
- 6 保存食肉製造における高架移動滑車方式は、自動車製造でのフォード方式に導入されていくことになる(ジャック・アタリ『前掲書』180～181頁参照)。
- 7 中食(なかしょく)とは、レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手づくり料理を食べる内食の中間にあつて、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま食べることや、これら食品(日持ちしない食品)の総称としても用いられる(農林水産省資料より)。
- 8 「外食 訪日客で繁盛 九州・沖縄の企業 好調」(朝日新聞、2019年2月7日付)および帝国データバンク調査報告「九州・沖縄地区の外食産業売上高ランキング(2017年度)」(2019年2月5日発表)「同報告(2018年度)」(2020年3月31日発表)「同報告(2019年度)」(2020年12月4日発表)。
- 9 帝国データバンク調査報告「九州・沖縄地区の外食産業売上高ランキング(2020年度)」(2021年12月10日発表)。
- 10 2021年1月21日(木)にオンラインによるヒアリングを実施。
- 11 2021年1月25日(月)にオンラインによるヒアリングを実施。株式会社わかたむ(代表取締役社長)/株式会社葉秀苑森長(経営企画室室長)/公益財団法人国際労務管理財団(I.P.M.)(理事)を若杉和哉氏が務める。
- 12 2021年3月5日(金)にオンラインでのヒアリングを実施。
- 13 2021年3月16日(金)にオンラインによるヒアリングを実施。田川氏の肩書は当時ものであり、現同社相談役)。
- 14 NHK長崎制作「もしも、長崎が日本の中心だったらー長崎ちゃんぽんは“アジア食”になれるか?」(2019年6月14日放送)において、リンガーハットのタイでの事業戦略が番組化された。
- 15 2019年の夏限定メニューで登場。([タイでの出店経験を活かしたメニュー:リンガーハット「トムヤムクンちゃんぽん」]『アスキーグルメ』2019年08月22日配信記事[<https://ascii.jp/elem/000/001/921/1921390/>]より)。
- 16 リンガーハットの日本市場での展開は、夏の定番特別メニューになりつつある。
- 17 「プレナス、米作りに参入 海外店舗へ供給 P R 効果も」(朝日新聞、2021年1月16日付)。
- 18 文化経済の「創造的破壊」に関わる観点は、Tyler Cowen(2002)に拠る。
- 19 Richard Baldwin(2016)を参照。

- 20 スペインの焼き菓子「ビスコチョ」(Bizcocho) 説や、ポルトガルの焼き菓子「パン・デ・ロー」(pão de ló) 説があるが、日本で独自に発展した和菓子。
- 21 中国福建省の福建料理がルーツで、長崎独自に麺や具、スープも各店舗で独自に発展した。
- 22 「孤食」はひとりぼっちで食べること、「個食」：同じテーブルやちゃぶ台を囲んで座っていても別々のものを食べること（参考：久住昌之原作、谷口シロー作画『孤独のグルメ』）、「共食」は共同体の構成員で同じテーブルを囲んで食事をする（家族、親戚、集落の構成員など）～強いつながり（「家族絶対主義」～「一家団楽」、「給食」、「会食」）、そして、「縁食」は「世代も、性別も、宗教も、貧富も、国籍も問われず、誰にもオープンで、出ていくのも自由で、ただ「おいしいごはんを食べる」という一点のみでつながり、ほどけていく、他者とのゆるやかな並存の場」と定義される。藤原辰史(2020)を参考。
- 23 シュシヤン、ジェローム（2016）pp.64～71

参考文献

- 石毛直道（1993年）『食卓の文化史』（同時代ライブラリー136）岩波書店。
- 石毛直道（2015年）『日本の食文化史—旧石器時代から現代まで』岩波書店。
- 岩渕功一（2001年）『トランスナショナル・ジャパン—アジアをつなぐポピュラー文化』岩波書店。
- 大石芳裕（2017年）『実践的グローバル・マーケティング』（シリーズ・ケースで読み解く経営学2）ミネルヴァ書房。
- 金田彰裕（2020年）『和食の地理学—あの美味を生むのはどんな土地なのか』平凡社新書。
- 後藤和子・勝浦正樹編（2019年）『文化経済学—理論と実践に学ぶ』有斐閣。
- 佐藤卓己・渡辺靖・柴内康文編（2012年）『ソフト・パワーのメディア文化政策—国際発信力を求めて』新曜社。
- 清水真木（2017年）『新・風景論—哲学的考察』筑摩書房。
- シュシヤン、ジェローム（2016年）『ターゲット ゴディバはなぜ売上2倍を5年間で達成したのか?』高橋書店
- シュシヤン、ジェローム（2019年）『働くことを楽しもう。ゴディバ ジャパン社長の成功術』徳間書店
- 土井善晴・中島岳志（2020年）『料理と利他』ミシマ社。
- 中川忠・森正人・神田孝治（2006年）『文化地理学ガイダンス』ナカニシヤ出版。
- 秦孝治郎／坂本武人編（1993年）『露天市・縁日市』中公文庫。
- 藤原辰史（2020年）『縁食論（えんしょくろん）—孤食と共食のあいだ』ミシマ社。
- 森正人（2021年）『文化地理学講義—〈地理〉の誕生からポスト人間中心主義へ』新曜社。
- 和辻哲郎（1979年）『風土—人間学的考察』岩波文庫。
- Attali, Jacques (2019) *Histoires de l'alimentation: De quoi manger est-il le nom ?*, FAYARD (French). (ジャック・アタリ著／林昌宏訳『食の歴史—人類はこれまで何を食べてきたか』プレジデント社, 2020年)
- Baldwin, Richard (2016) *The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization*, The Belknap Press of Harvard University Press. (リチャード・ボールドウィン著／遠藤真美訳『世界経済 大いなる収斂—ITがもたらす新次元のグローバリゼーション』日本経済新聞出版社, 2018年)
- Cowen, Tyler (2002) *Creative Destruction: How Globalization Is Changing the World's Cultures*, Princeton University Press. (タイラー・コーエン著／浜野志保訳『創造的破壊—グローバル文化経済学とコンテンツ産業』作品社, 2011年)
- Harris, Marvin (1986) *Good to Eat: Riddles of Food and Culture*, Simon & Schuster. (マー

ヴァイン・ハリス著／板橋作美訳『食と文化の謎』（同時代ライブラリー179）岩波書店，1994年）

Sauer, Carl O. (1926) “The Morphology of Landscape,” *University of California Publications in Geography*, 2-2.

付記

本論文は、長崎県立大学学長プロジェクト「長崎県内企業の海外事業展開戦略調査研究プロジェクト」（2020年度：研究代表・江崎康弘経営学部国際経営学科教授（当時）、2021年度：研究代表・山本裕経営学部国際経営学科教授）の研究成果の一部である。

〈研究ノート〉

モバイル決済で進むベトナム都市住民のキャッシュレス化 ～3都市インターネット調査～

小原 篤次*

I. はじめに

世界銀行は、金融包摂分野の学者、ビル&メリンダゲイツ財団、世論調査会社のGallupなどの協力も得ながら、2011年、2014年、2017年と実施している。各年の対象国は166、162、166となっている。2017年の世界銀行調査では銀行口座保有率（15歳以上）は30.8%、クレジットカード保有率（同）は4.1%である。銀行口座保有率は世界101位、クレジットカード保有率は124位と金融包摂が遅れている。しかし、ベトナムをはじめASEANで拡大しているキャッシュレス決済は、必ずしもクレジットカードや銀行口座を持たなくても利用できることにある¹。モバイル決済によるキャッシュレス化が金融包摂を改善する可能性が指摘されている。

そこで、ベトナムにおけるモバイル決済及び銀行の最新の利用状況を明らかにすることを目的に調査を実施した。

II. 調査概要

- ・ 調査期間：2021年12月23日～12月28日
- ・ 集計日：2022年1月6日
- ・ 国：ベトナム（計1ヶ国）
- ・ 地域：ベトナム3地域（Hanoi, Da Nang,

Ho Chi Minh City）在住

- ・ 性別：男女
- ・ 年齢：20～49歳
- ・ その他条件：一般消費者
- ・ 有効回答：618人
- ・ 調査委託先である株式会社マクロミルがモニター登録者に対して、3地域・性別・年齢から選び、インターネットを利用した調査を実施している。

III. 調査結果

ベトナムにおけるモバイル決済及び銀行の最新の利用状況を明らかにすることを目的に調査を実施した。調査方法はインターネットで、2021年12月23日～12月28日の間、3地域（ハノイ、ダナン、ホーチミン）に在住する20～49歳を対象に実施した。回答は618名。

まず、銀行口座保有率は98.4%、クレジットカード保有率は83.7%にのぼる。

キャッシュレス化について国際比較可能な調査は世界決済銀行（BIS）統計か世界銀行調査がしばしば引用される。ベトナムが含まれるのは後者である。世界銀行は、金融包摂分野の学者、実務家、および政策立案者、ビル&メリンダゲイツ財団と調査会社Gallupの協力も得ながら、2011年、2014年、2017年と実施している。

*長崎県立大学国際社会学部准教授

ベトナム戦争が終了したのは1975年、その年に生まれると今年で47歳、ドイモイ政策（1986年以降）生まれは36歳になる。調査対象は概ね「ベトナム戦争を知らない世代」と言える。

2017年の世界銀行調査では銀行口座保有率（15歳以上）は30.8%、クレジットカード保有率（同）は4.1%である。さらに、世界銀行調査の個票（1,002名、うち20～49歳が618名）を用いて、2021年12月調査の対象年齢に合わせて独自集計すると、銀行口座保有率（20～49歳）が43.7%、クレジットカード保有率（同）が5.2%と若干、高まる。

ベトナム統計総局(GSO)によると、2019年の平均月収は669.7万ドン²（約3万4,000円）。対して、2021年12月調査では、世帯所得700万ドン以上の割合が92.1%となっている。つまり、都市部の所得上位を対象とした調査となった。

q3で学歴を質問している。大学卒業が75.2%、修士と博士含めて大学院が5.7%となっている。ベトナム統計では、2019年で、労働者の学歴は大学以上で10.6%となっている³。さらに、q7で、仕事の形態を聞いている。雇用者が30.7%、自営業者が30.9%となっている⁴。

携帯電話は100%所有で複数台所有が45.3%にのぼる。モバイル決済のモバイルウォレット1種類登録者が35.0%、さらに複数登録者が61.7%。利用するモバイルウォレットのブランドを質問すると、Momoが89.6%、ZaloPayが61.2%、ViettelPayが51.2%となった。東南アジアの配車アプリGrab系が38.6%、韓国メーカーSamsung系が15.3%で上位のシェアとは言えない。Statistaでは、2021年10月のユーザー調査では、Momo56%、Shopee(Airpay)17%、ZaloPay14%だった。Momoを除いた2位以下のモバイルウォレットのブランドの変化は激しいのかもしれない。

なお、インターネットや携帯サイト、ECサイトの買い物利用は1週間で1回以上が39.3%、1カ月で1回以上が41.4%となっている。

ところで、既存の銀行に影響がある送金と現金引き出しについても質問している。家族や友人への送金で携帯電話やパソコンを利用するのが77.7%、公共料金支払いで74.8%、これに対して、銀行店舗・銀行ATM・現金を合わせて、家族や友人への送金が19.7%、公共料金が22.0%とICT利用が伝統的な送金方法を上回った。銀行口座の残高確認方法(複数回答)では、携帯電話86.0%、ATM37.8%、銀行店舗17.6%、パソコン17.4%となっている。現金引き出し頻度は、1カ月で1回以上が44.9%、毎週1回以上が35.0%だ。場所はATMが79.6%、銀行店舗が14.3%となっている。

我々は、アンケートのq25、つまり最後の設問で、NHK放送文化研究所の「日本人の意識」調査（質問数13種類、複数回答）の質問を参考にして、日常生活で「欠かせないもの」（質問数18種類、複数回答）を聞いている。

1位は「パソコンでインターネットを利用する」で76.7%、2位が「携帯電話を使う（家族や友人との会話、動画と音楽とゲーム以外）」で75.6%、3位の「家族と対面で話をする」（75.1%）や5位の「友人と対面で話をする」（67.6%）を上回っている。ただし、オンラインでの対話の設問も用意した。7位の「携帯電話やパソコンを使って友人と話す」が62.1%、8位の「携帯電話やパソコンを使って家族と話す」が59.7%だ。4位の「パソコンや携帯電話で動画を見る」（73.1%）や6位の「音楽を聞く（CD、携帯電話などを含む）」63.9%を下回ったものの、9位の「ゲームをする（パソコン、携帯電話、ゲーム機）」56.0%、10位の「テレビを見る（ビデオ録画を含む）」53.2%を上回っている。

NHK 放送文化研究所「日本人の意識」調査は世代によって順位は変わるが、「携帯電話・スマートフォンを使う」、「インターネットを利用する」、「友人と話をする」、「家族と話をする」、「テレビを見る（録画を含む）」という設問が上位に来る。例えば、16歳～29歳の男性はこの順位だが、40代の女性では、「家族」、「携帯電話・スマートフォン」、「テレビ」、「友人」、「インターネット」となっている。ベトナム調査では「日本人の意識」調査ほど「テレビ」は重視されていない。

IV. 考察

調査対象者全体（n=618）で、銀行口座保有率は98.4%、クレジットカード保有率は83.7%にのぼった。世界銀行調査も利用した金融包摂に関わるこの設問で、所得と居住地の關係に限って、クロス集計結果に言及する。

まず、所得（世帯月収）は、グループ①「1,500万ドン未満」と「定期的な収入はない」で回答した者、グループ②「1,500万ドン以上2,000万ドン未満」、グループ③「2,000万ドン以上」の3つに分けて集計した。グループ①の銀行口座保有率は95.3%、グループ②の銀行口座保有率は98.4%、グループ③の銀行口座保有率は99.6%となった。銀行口座保有率及びクレジットカード保有率は所得の高いグループで、高まっている。

また、グループ①のクレジットカード保有率は74.5%、グループ②のクレジットカード保有率は86.4%、グループ③のクレジットカード保有率は89.9%となった。

次に、居住地は、都市部居住者が542人、農村部居住者が76人である。都市部の銀行口座保有率は98.7%に対して、農村部の銀行口座保有

率は96.1%、また、都市部のクレジットカード保有率は85.1%に対して、農村部の銀行口座保有率は73.7%となった。農村部の回答数は限られているものの、金融包摂に関する設問で、農村部が都市部より下回る結果になった。

V. おわりに

我々は当初、農村部と都市部を比較することを考えていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インターネット調査を利用せざるをえなかった。そのことで、都市部でかつ平均以上の所得水準、学歴を対象とし、職業も雇用者と自営業者が高くなっている。調査になった。結果的に日本企業がターゲットとするマーケティング調査と似たグループとなった。詳細な分析は今後の課題だが、日本人の平均もしくはそれ以上にモバイルやインターネット利用度が進んでいる可能性がある。

ベトナム調査のクロス集計やモバイル決済が進んでいる中国との比較は今後の課題とした。

謝辞

全国銀行学術研究振興財団および石井記念証券研究振興財団から研究助成を受けており、その成果の一部である。なお、両財団への研究助成は高橋壘（東海大学）との共同研究である。Nguyen Thi Ngoc 氏からベトナム語翻訳で助言を受けた。

注

- 1 下村健一（2019年9月）「ASEAN キャッシュレス決済がもたらす機会と脅威」『飛躍』第16号、Roland Berger GmbH、4ページ。
- 2 DDEPARTMENT OF POPULATION AND

LABOR STATISTICS (2021) REPORT ON LABOR FORCE SURVEY 2019, GENERAL STATISTICS OFFICE,p.117(<https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/05/report-on-labour-force-survey-2019/>).

3 DEPARTMENT OF POPULATION AND LABOR STATISTICS (2021) REPORT ON LABOR FORCE SURVEY 2019, GENERAL STATISTICS OFFICE,p.9(<https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/05/report-on-labour-force-survey-2019/>).

4 2019年、雇用者は2.7%、自営業者は35.7%である。DEPARTMENT OF POPULATION AND LABOR STATISTICS (2021) REPORT ON LABOR FORCE SURVEY 2019, GENERAL STATISTICS OFFICE,p.9(<https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/05/report-on-labour-force-survey-2019/>).

参考文献

下村健一（2019年9月）「ASEAN キャッシュレス決済がもたらす機会と脅威」『飛躍』第16号、Roland Berger GmbH

Statista(2021.7),” Most popular mobile wallet brands Vietnam 2020, by market share,” (<https://www.statista.com/statistics/1258419/vietnam-most-popular-mobile-wallet-brands-by-market-share/>)(2021 年11月3日)。

DEPARTMENT OF POPULATION AND LABOR STATISTICS (2021) REPORT ON LABOR FORCE SURVEY 2019, GENERAL STATISTICS OFFICE,p.9(<https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/05/report-on-labour-force-survey-2019/>).

World Bank (2018) The Global Findex Database 2017, World Bank

Group (https://globalfindex.worldbank.org/#-data_sec_focus) (2021 年11月30日)。

質問項目および単純集計（日本語）

以下の質問の配列は q の数字ではなく、インターネット調査画面に従っている。

属性（性別×都市）

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 男性× Hanoi	103	16.7
2 男性× Da Nang	103	16.7
3 男性× Ho Chi Minh City	103	16.7
4 女性× Hanoi	103	16.7
5 女性× Da Nang	103	16.7
6 女性× Ho Chi Minh City	103	16.7

q1 1つだけ選択下さい。性別を選んでください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 男性	309	50.0
2 女性	309	50.0
3 答えたくない	0	0.0

q2 質問を読んで答えてください。あなたの年齢を回答してください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 19歳以下	0	0.0
2 20-29歳	300	48.5
3 30-39歳	223	36.1
4 40-49歳	95	15.4
5 50-59歳	0	0.0
6 60歳以上	0	0.0

q6 1つだけ選択下さい。あなたの居住場所を教えてください。農村部は行政村（Xa）の居住者です。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 Hanoi の農村部	43	7.0
2 Da Nang の農村部	14	2.3
3 Ho Chi Minh City の農村部	19	3.1
4 その他の農村部【 】	0	0.0
5 Hanoi の都市部	163	26.4
6 Da Nang の都市部	192	31.1
7 Ho Chi Minh City の都市部	187	30.3
8 その他の都市部【 】	0	0.0

q3 1つだけ選択下さい。最終学歴について、お答えください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 学校に通ったことはありません	0	0.0
2 小学校未修了	1	0.2
3 小学校	1	0.2
4 中学校	3	0.5
5 高等学校	47	7.6
6 プライマリトレーニング	0	0.0
7 中期学校	13	2.1
8 カレッジ	53	8.6
9 大学	465	75.2
10 修士	34	5.5
11 博士	1	0.2

q4 1つだけ選択下さい。結婚していますか？現在の状況をお答えください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 一度も結婚したことはない	228	36.9
2 結婚している	383	62.0
3 結婚したが、死別した	0	0.0
4 結婚したが、離婚した	5	0.8
5 離婚していないが、別居している	2	0.3

q5 1つだけ選択下さい。あなたの世帯（家族で経済活動が同一の人たち）の人数について教えてください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 1人（ひとり暮らし）	19	3.1
2 2人	80	12.9
3 3人	112	18.1
4 4人	193	31.2
5 5人	104	16.8
6 6人	79	12.8
7 7人	17	2.8
8 8人	7	1.1
9 9人	4	0.6
10 10人以上	3	0.5

q7 1つだけ選択下さい。あなたの仕事の形態をこたえてください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 雇用者	190	30.7
2 自営業者	191	30.9
3 無賃家族労働者	16	2.6
4 雇用主（会社や協同組合の経営者）	63	10.2
5 協同組合メンバー	55	8.9
6 主婦・主夫	11	1.8
7 学生	80	12.9
8 無職	12	1.9

q8 1つだけ選択下さい。あなたの仕事の内容をこたえてください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 農林漁業者	2	0.3
2 単純作業の従事者	6	1.0
3 販売職・サービス職	8	1.3
4 技能工及び関連職業の従事者	7	1.1
5 設備・機械の運転・組立工	6	1.0
6 事務職	97	15.7
7 技術職	37	6.0
8 専門職	51	8.3
9 管理職	46	7.4
10 軍人	1	0.2
11 自営業者・雇用主	254	41.1
12 主婦・主夫	11	1.8
13 学生	80	12.9
14 無職	12	1.9

q9 1つだけ選択下さい。あなたの職場の業種をこたえてください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 農業、林業、漁業	2	0.3
2 鉱業と採石	1	0.2
3 製造業	16	2.6
4 電気、ガス、蒸気、空調の供給	14	2.3
5 上下水道、廃棄物管理および修復活動	5	0.8
6 建設	63	10.2
7 卸売および小売業、自動車やオートバイの修理	28	4.5
8 輸送と保管	19	3.1
9 宿泊施設とフードサービス活動	36	5.8
10 情報通信	15	2.4
11 金融、銀行、保険の活動	30	4.9
12 不動産活動	30	4.9
13 専門的、科学的、技術的活動	60	9.7
14 管理およびサポートサービス活動	30	4.9
15 共産党、社会政治組織の活動。行政と防衛	4	0.6
16 教育と訓練	35	5.7
17 人間の健康とソーシャルワーク活動	14	2.3
18 芸術、娯楽、レクリエーション	15	2.4
19 家庭の自家用活動を生み出す未分化の商品やサービス	7	1.1
20 治外法権団体および団体の活動	0	0.0
21 その他サービス業	91	14.7
22 主婦・主夫	11	1.8
23 学生	80	12.9
24 無職	12	1.9

q10 1つだけ選択下さい。あなたの世帯（家族で経済活動が同一の人たち）の月あたりの収入はどれにあてはまりますか？総支給額（社会保険料や税金を含む）をお答えください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 0～999, 999 VND	2	0.3
2 1,000,000～1,999,999 VND	6	1.0
3 2,000,000～2,999,999 VND	5	0.8
4 3,000,000～3,999,999 VND	5	0.8
5 4,000,000～4,999,999 VND	8	1.3
6 5,000,000～5,999,999 VND	7	1.1
7 6,000,000～6,999,999 VND	9	1.5
8 7,000,000～7,999,999 VND	10	1.6
9 8,000,000～8,999,999 VND	10	1.6
10 9,000,000～9,999,999 VND	20	3.2
11 10,000,000～14,999,999 VND	126	20.4
12 15,000,000～19,999,999 VND	125	20.2
13 20,000,000 VND～	278	45.0
14 定期的な収入はない	4	0.6
15 わからない	3	0.5

q18 1つだけ選択下さい。あなたは個人の携帯電話を持っていますか？

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 1台持っている	338	54.7
2 2台持っている	257	41.6
3 3台以上もっている	23	3.7
4 持っていない	0	0.0

q11 1つだけ選択下さい。あなたの世帯（家族で経済活動が同一の人たち）の銀行口座の貯金金額はどれにあてはまりますか？ご家族の銀行口座も含めてお答えください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 0～49,999 VND	11	1.8
2 50,000～999,999 VND	8	1.3
3 1,000,000～1,999,999 VND	6	1.0
4 2,000,000～3,999,999 VND	10	1.6
5 4,000,000～5,999,999 VND	14	2.3
6 6,000,000～7,999,999 VND	11	1.8
7 8,000,000～9,999,999 VND	10	1.6
8 10,000,000～14,999,999 VND	32	5.2
9 15,000,000～19,999,999 VND	13	2.1
10 20,000,000～24,999,999 VND	23	3.7
11 25,000,000～29,999,999 VND	15	2.4
12 30,000,000～34,999,999 VND	16	2.6
13 35,000,000～39,999,999 VND	11	1.8
14 40,000,000～44,999,999 VND	21	3.4
15 45,000,000～49,999,999 VND	31	5.0
16 50,000,000 VND～	297	48.1
17 銀行口座には貯金をしない	36	5.8
18 わからない	53	8.6

q12 1つだけ選択下さい。銀行口座はお持ちですか？銀行口座は貯金、給与受け取り、送金ができるものです。ご家族の銀行口座も含めてお答えください。

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 はい	608	98.4
2 いいえ	9	1.5
3 わからない	1	0.2

q13 いくつでも選択下さい。銀行口座を持たない理由をこたえてください。

複数回答	n	%
全体	(9)	100.0
1 銀行の店舗が遠いため	1	11.1
2 銀行の ATM が遠いため	0	0.0
3 銀行口座を開設する書類が不足しているため	2	22.2
4 銀行口座に預金するお金があまりないため	6	66.7
5 家族の銀行口座を利用するため	0	0.0
6 銀行口座開設や送金に手数料がかかるため	1	11.1
7 銀行サービスの必要性を感じないため	0	0.0
8 携帯電話で送金や入金ができるため	0	0.0
9 銀行を信用していないため	1	11.1
10 宗教的理由で銀行を利用しないため	0	0.0
11 その他【 】	1	11.1

q14 1つだけ選択下さい。銀行口座から現金を引き出すとき、銀行店舗ですか？それとも ATM ですか？

単一回答	n	%
全体	(609)	100.0
1 主に銀行店舗で現金を引き出す	87	14.3
2 主に ATM から現金を引き出す	485	79.6
3 現金を引き出すが、どちらともいえない	30	4.9
4 現金を引き出さない	6	1.0
5 わからない	1	0.2

q15 1つだけ選択下さい。どの程度の頻度で、銀行口座から現金を引き出しますか？

単一回答	n	%
全体	(602)	100.0
1 毎日1回以上	15	2.5
2 毎週1回以上	211	35.0
3 過去1か月間で1回以上	270	44.9
4 過去3か月間で1回以上	55	9.1
5 過去1年間で1回以上	23	3.8
6 過去1年間引き出したことがない	19	3.2
7 わからない	9	1.5

q16 いくつでも選択下さい。あなたは、銀行口座の残高を、どのような方法で、確認しますか？

複数回答	n	%
全体	(608)	100.0
1 銀行店舗	107	17.6
2 銀行 ATM	230	37.8
3 携帯電話	523	86.0
4 パソコン	106	17.4
5 確認しない	3	0.5

q17 1つだけ選択下さい。あなたはクレジットカードを持っていますか

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 1枚持っている	232	37.5
2 2枚持っている	201	32.5
3 3枚以上もっている	84	13.6
4 持っていない	96	15.5
5 わからない	5	0.8

q19 1つだけ選択下さい。あなたは、主にどこでインターネットを利用しますか？

単一回答	n	%
全体	(618)	100.0
1 自分のパソコン	99	16.0
2 会社のパソコン	13	2.1
3 家族のパソコン	10	1.6
4 友人のパソコン	3	0.5
5 個人の携帯電話	476	77.0
6 会社の携帯電話	2	0.3
7 家族の携帯電話	10	1.6
8 友人の携帯電話	4	0.6
9 使わない	0	0.0
10 その他【 】	1	0.2

q20 1つだけ選択下さい。モバイルウォレットに登録し、口座がありますか？

単一回答	n	%
全体	(608)	100.0
1 1つあります	213	35.0
2 2つあります	193	31.7
3 3つ以上あります	182	29.9
4 口座がありません	16	2.6
5 わかりません	4	0.7
6 その他【 】	0	0.0

q21 モバイルウォレットをどの程度利用しますか？「残高の確認」だけでも利用としてお答えください。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
単一回答	全体	毎日使う	毎週5回から6回使う	毎週3回から4回使う	毎週1回から2回使う	2週間に1回使う	月に1回使う	3か月に1回使う	使わない	登録していない	知らない
1 MoMo	(588)	232 39.5	47 8.0	86 14.6	84 14.3	32 5.4	29 4.9	17 2.9	40 6.8	15 2.6	6 1.0
2 ViettelPay	(588)	53 9.0	30 5.1	45 7.7	48 8.2	43 7.3	55 9.4	27 4.6	197 33.5	67 11.4	23 3.9
3 AirPay	(588)	53 9.0	28 4.8	38 6.5	66 11.2	34 5.8	32 5.4	29 4.9	212 36.1	76 12.9	20 3.4
4 ZaloPay	(588)	82 13.9	40 6.8	52 8.8	75 12.8	46 7.8	45 7.7	20 3.4	157 26.7	59 10.0	12 2.0
5 GrabPay(moca)	(588)	25 4.3	36 6.1	42 7.1	52 8.8	22 3.7	33 5.6	17 2.9	249 42.3	89 15.1	23 3.9
6 Payoo	(588)	11 1.9	11 1.9	13 2.2	20 3.4	17 2.9	16 2.7	18 3.1	324 55.1	128 21.8	30 5.1
7 Samsung Pay	(588)	10 1.7	8 1.4	11 1.9	16 2.7	15 2.6	16 2.7	14 2.4	332 56.5	137 23.3	29 4.9
8 VnMrt(VnPay)	(588)	12 2.0	15 2.6	9 1.5	27 4.6	16 2.7	25 4.3	25 4.3	299 50.9	125 21.3	35 6.0
9 BankPlus	(588)	16 2.7	22 3.7	26 4.4	26 4.4	18 3.1	23 3.9	16 2.7	280 47.6	121 20.6	40 6.8
10 その他	(588)	27 4.6	16 2.7	12 2.0	24 4.1	22 3.7	18 3.1	11 1.9	271 46.1	77 13.1	110 18.7

q22 1つだけ選択下さい。インターネットサイトや携帯サイトで、買い物をすることがありますか？

単一回答		n	%
	全体	(618)	100.0
1	1週間で1回以上	243	39.3
2	1か月間で1回以上	256	41.4
3	3か月間で1回以上	84	13.6
4	1年間で1回以上	26	4.2
5	利用していない	9	1.5
6	その他【 】	0	0.0

q23 1つだけ選択下さい。家族や友人への送金や公共料金（電気・ガス・水道）など請求書は、どのように支払いますか？

			1	2	3	4	5	6	7
単一回答		全体	主に銀行店舗で支払う	主に銀行のATMで支払う	主に携帯電話で支払う	主にパソコンで支払う	主に現金だけで支払う	送金や請求書払いの機会がない	その他
1	家族や友人への送金	(618)	35 5.7	27 4.4	464 75.1	16 2.6	60 9.7	14 2.3	2 0.3
2	公共料金（電気・ガス・水道・通信）など請求書支払い	(618)	27 4.4	8 1.3	439 71.0	23 3.7	101 16.3	16 2.6	4 0.6

q24 1つだけ選択下さい。家族や友人への送金や公共料金（電気・ガス・水道・通信）など請求書支払いで、どの程度、携帯電話やパソコンを利用しますか？

			1	2	3	4	5	6	7
単一回答		全体	1週間で1回以上	1か月間で1回以上	3か月間で1回以上	1年間で1回以上	利用していない	その他	その他
1	家族や友人への送金	(602)	163 27.1	292 48.5	110 18.3	24 4.0	13 2.2	0 0.0	2 0.3
2	公共料金（電気・ガス・水道・通信）など請求書支払い	(598)	66 11.0	453 75.8	37 6.2	8 1.3	34 5.7	0 0.0	4 0.6

q25 いくつでも選択下さい。ふだんの生活のことについてうかがいます。あなたの気持ちとして、欠かせないと思うことをいくつでもあげてください。

複数回答		n	%
	全体	(618)	100.0
1	パソコンや携帯電話で動画を見る	452	73.1
2	テレビを見る（ビデオ録画を含む）	329	53.2
3	家族と対面で話をする	464	75.1
4	携帯電話やパソコンを使って家族と話す	369	59.7
5	携帯電話やパソコンを使って友人と話す	384	62.1
6	携帯電話を使う（家族や友人との会話、動画と音楽とゲーム以外）	467	75.6
7	友人と対面で話をする	418	67.6
8	パソコンでインターネットを利用する	474	76.7
9	ゲームをする（パソコン、携帯電話、ゲーム機）	346	56.0
10	新聞を読む	298	48.2
11	本を読む	301	48.7
12	ラジオを聞く（録音を含む）	101	16.3
13	音楽を聞く（CD、携帯電話などを含む）	395	63.9
14	雑誌を読む（マンガ雑誌を除く）	146	23.6
15	マンガ・劇画を読む	141	22.8
16	宗教施設（寺や教会）に行く	76	12.3
17	その他【 】	3	0.5
18	わからない、無回答	1	0.2

〈研究ノート〉

アジア金融市場の時系列分析

ー国際投資に関するサーヴェイ論文ー

小原 篤次*

I. はじめに

世界保健機関（WHO）は2020年3月11日、新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックを宣言した¹。金融危機、自然災害、感染症など「100年に一度」や「ブラック・スワン (black swan²)」と表現される。その前には、中国の国営中央テレビ（CCTV）は2020年1月9日、湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎について、新型コロナウイルスが検出されたと報じている³。中国発のCOVID-19もその一つである。世界の株価は3月11日のWHOの宣言の後、急落を経験した。

さて、本格的に時系列分析が注目されたのは、1970年代前半で、米国経済に分析に使用されたからである⁴。さらに、株価の連動性に関する研究が本格するのは1987年のブラックマンデー⁵である。それ以降、株価の連動性についての分析は計量分析の手法の発展に支えられ、盛んに行われてきた。先進国から途上国へ

の資金フローが先進国の商業銀行の経営危機につながった累積債務危機を経て、間接金融中心の構造が変わっていく。そのことで、1990年代に入り、途上国を震源とする通貨・金融危機が起きていく⁶。具体的には、1994年のテキサラ危機（メキシコ）、1997年のアジア通貨危機、1998年のロシア危機やそれに伴う米国ヘッジファンドのLTCM危機、2008年の世界金融危機など危機ごとに研究が続いている。

本論の構成は、以下の通りである。まず2節では株式市場の連動性に関する時系列分析の実証研究を取り上げる。3節では、実証研究の手法としてしばしば用いられる共和分検定について取り上げる。最後に今後の研究課題を示す。

II. 株価の時系列分析に関する先行研究

株式市場に関する連動性に関する先行研究をサーヴェイする。表1は本論で引用した主な先行研究の一覧を示している。

表1 株式市場の連動性に関する時系列分析に関する先行研究

著者	地域	株価指数	期間・頻度	分析手法	主な結果とインプリケーション
B.Arshanapalli et al. (1995)	米国、日本、香港、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ	ダウ、TOPIX、SEHK、All Ordinaries Index、Kuala Lumpur Composite Index、Manila Composite Index、SES All Share Singapore、SET Index	1986.1.1.-1992.5.12. 日次	多変量共和分検定、誤差修正モデル	米国とアジアの株式市場の動きの間に長期的な均衡関係が存在することを支持している。さらに、アジアの株式市場は米国市場よりも日本の株式市場との統合度が低いことを示唆している。

*長崎県立大学国際社会学部准教授

H.Sheng and A. Tu(2000)	米国、日本、香港、シンガポール、豪州、韓国、台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、中国	S&P500、日経、ハンセン指数、STI、All Ordinaries、KOSPI、TWSE、クアラルンプール総合指数、マニラ総合指数、バンコク総合指数、ジャカルタ総合指数、上海B株指数	1996.7.1.-1997.6.30. 1997.7.1.-1998.6.30. 日次	多変量共和分検定、誤差修正モデル、Grangerの因果性検定	アジア金融危機では、韓国に次いで米国市場が大きな役割を果たす。アジア市場では香港、韓国、中国のみが米国市場にフィードバックをもたらし、アジア金融危機は東アジアの株式市場のみに影響を与える域内危機ではない。
L.Liu(2007)	中国(上海、深圳)、香港、米国	上海、深圳成分指数、ハンセン指数、S&P500	2000.1.4.-2005.8.17. 日次	多変量 GARCH モデル	中国本土の証券取引所は、リターンとボラティリティの点で香港の地域先進市場と結びついているが、中国本土の証券取引所と米国のグローバル金融センターとの間には直接的な結びつきはない。
L.Liu(2014)	米国、日本	S&P500、日経、All Ordinaries Index、上海、ハンセン指数、KOSPI、STI、TWSE	1993.1.4.-2009.4.17. 日次	二項反応モデル	日米の極度のダウンサイド・リスクは、アジア太平洋の6市場において極度の損失の可能性を予測する重要な能力を有している。
西村友作(2009年)	米国、中国	ダウ、上海	2004.1.3.-2007.12.31 日次	相互相関係数	中国市場から米国市場への一方的なボラティリティ・スピルオーバーが強く検出。他方、米国市場から中国市場へのスピルオーバーは若干ながら確認。
張艶(2010年)	日本、シンガポール、韓国、中国、香港、台湾	日経、STI、KOSPI、上海、ハンセン指数、TWSE	1991.1.1.-1997.6.30. 1997.7.1.-1998.12.31. 1999.1.1.-2007.8.14. 2007.8.15.-2009.3.31. 日次	相関関係、インパルス反応、分散分解など	アジア市場に対するシンガポール市場と日本市場の影響は比較的大きいのに対して、中国本土市場は他の国からの影響は小さい。また、全サンプル期間と世界金融危機においては、共和分関係の存在を確認し、長期的な均衡関係が見られた。

注：「ダウ」はダウ工業株30種平均、「日経」は日経平均株価、「上海」は上海総合指数を示す。

二国間のほか、米国、欧州、アジアのように地域別分析、グローバルな分析がある⁷。

B.Arshanapalli et al. (1995) は、Johansen (1988) の多変量共和分検定、Engle and Granger(1987) の誤差修正モデル (ECM; error correction model)⁸を用いて、米国(ダウ工業株30種平均)、日本(TOPIX)、香港(SEHK All Ordinaries Index)、マレーシア(Kuala Lumpur Composite Index)、フィリピン(Manila Composite Index)、シンガポール(SES All Share Singapore)、タイ(SET Index)、1986年1月1日から1992年5月12日までの日次データを分析した。ブラックマンデー前後の米国とアジア7市場の関係性を検証した。実証結果は、1987年10月以降の米国とアジアの株式市場の動きの間に長期的な均衡関係が存在することを支持している。さらに、アジアの株式市場は米国市場よりも日本の株式市場との統合度が低いことを示唆している。

H.Sheng and A.Tu(2000) は、Johansen (1988)

の多変量共和分検定、誤差修正モデル、Grangerの因果性検定を用いて、各国の株式市場の変動がアジア通貨危機でどの程度、影響しているかを分析した。対象の株価指数は12種類で、米国のS&P 500とアジア・太平洋地域の日本の日経平均株価(日経225)、香港ハンセン指数、シンガポール・ストレート・タイムズ(STI)、オーストラリア(All Ordinaries)、韓国総合指数(KOSPI)、台湾加権指数(TWSE)、クアラルンプール総合指数、マニラ総合指数、バンコク総合指数、ジャカルタ総合指数、上海B株指数で、日次の終値を使用した。期間は、1996年7月1日から1997年6月30日までをアジア通貨危機前とし、1997年7月1日~1998年6月30日をアジア通貨危機の期間とした。日次データは自然対数とした。休日は前日の終値とした。Grangerの因果性検定によると、アジア金融危機では、韓国に次いで米国市場が大きな役割を果たして

いる。一方、アジア市場は3市場(香港、韓国、中国)のみが米国市場にフィードバックをもたらしており、アジア金融危機は東アジアの株式市場のみに影響を与える域内危機ではなかったとしている。

張艶(2010年)は、アジア通貨危機前(1991年1月1日-1997年6月30日)、アジア通貨危機後(1997年7月1日-1998年12月31日)、世界金融危機前(1999年1月1日-2007年8月14日)、世界金融危機(2007年8月15日-2009年3月31日)に分けて、日次データを用いて、単位根検定を行いデータの定常性を検証し、さらに共和分関係、相関関係、インパルス反応、分散分解などの分析を実施して、アジア諸国の株価連動性(中国本土市場については上海総合指数、香港市場については香港ハンセン指数、日本市場については日経225、韓国市場についてはKOSPI、シンガポール市場についてはSTI、台湾市場についてはTWSE)を分析している。分析結果から、アジア市場に対するシンガポール市場と日本市場の影響は比較的大きいものに対して、中国本土市場は他の国からの影響は小さいことが確認された。また、全サンプル期間と世界金融危機においては、共和分関係の存在を確認し、長期的な均衡関係が見られたとした。

西村友作(2009年)は、アジア通貨危機後で世界金融危機前にあたる、2004年1月3日から2007年12月31日までの期間を対象にして、上海総合指数と米国のダウ工業株30種平均に的を絞って、相互相関係数(CCF; Cross Correlation Function)を用いている。CCFアプローチ⁹はCheung and Ng(1996)によって紹介された。CCFアプローチによる分析結果は、中国市場から米国市場への一方的なボラティリティ・スピルオーバーが強く検出され、他方、米国市場から中国市場へのリターンのスピルオー

バーが若干ながら確認された。

劉偉(2013年)は、上海総合指数、日経225、シンガポール・ストレート・タイムズ指数、香港ハンセン指数を用いて、1998年1月1日～2002年11月30日、2006年4月1日～2011年3月31日の3つの期間を設けた。

L.Liu(2014)では、二項反応(binary response)モデルを用いて、米国S&P500、日経225における極端ダウンスайд・リスク(extreme downside risk)がオーストラリア(ASX All Ordinaries)、中国(上海総合指数)、香港、韓国、シンガポール、台湾の6市場の極端なダウンスайд・リスクに与える影響を分析した。期間は2000年9月4日から2009年4月17日で、米ドル換算した日次データ(対数)の変動率を用いている。Lin(2014)のアプローチは、リスクにおけるグレンジャーの因果関係の概念(Hong, Liu, and Wang, 2009)に触発されている。Hong, Liu, and Wang(2009)のグレンジャーの因果関係の概念では、極端なダウンスайд・リスクがあると言われている資産収益率が所定の水準で左裾のバリュエーション・アット・リスク(VaR)を下回った場合、あらかじめ定められた水準で発生するとしている。この分析のため、Hong, Liu, and Wang(2009)は、極端なダウンスайдリスクスピルオーバーに基づくカーネルベースのテストを開発したのに対して、Lin(2014)は、支配的市場(米国または日本)に関する情報を与えられたアジア太平洋市場における極端なダウンスайд・リスクの事前予測を行う回帰アプローチを提案した。極端なダウンスайд・リスクを測定するために、Lin(2014)はマルコフ交換ARCH(SWARCH)モデル(Cai, 1994; Hamilton & Susmel, 1994)を用いてVaRを予測した。SWARCHの使用は、2つの目的に役立つとしている。(1)SWARCHは分布の潜在的なシフト

を捉え、過度の尖度と歪度の問題を緩和するので、単一レジーム (G)ARCH モデルよりも VaR の予測においてより正確であると期待される (Li and Lin, 2004; Timmermann, 2000)。(2) これまでの研究 (Longin and Solnik, 2001 など) では、強気相場ではなく弱気相場のスピルオーバーが増加することが示されている。SWARCH を介して高いボラティリティ・レジームと低いボラティリティ・レジームを同定することにより、Lin(2014) は、レジームがシフトするときスピルオーバー効果の程度も変化するかどうかを検討し、市場環境の変化に関するポートフォリオの選択修正の必要性を示せるとしている。

分析結果は、日米両国の極度のダウンサイド・リスクは、アジア太平洋地域の6つの市場すべてにおいて極度の損失の可能性を予測する重要な能力を有している。オーストラリアは、S&P500の極端な下方リスクに対してアジア太平洋地域で最も高い感度を示しているが、シンガポールは日経225の極端な下方リスクに対して最も脆弱である。対照的に、中国本土市場は、米国または日本市場の極端なダウンサイド・リスクの影響を最も受けにくいとしている。

他方、H.Li(2007) は、多変量 GARCH モデルのなかで、Engle and Kroner(1995) が提案した BEKK モデルによって、上海総合指数、深圳成分指数、香港ハンセン指数、米国 S&P 500 を対象に、2000年1月4日～2005年8月17日の日次データである。アジア通貨危機の影響を回避できる期間としている。H.Li(2007) は、分析の結果、上海、深圳、香港、米国の証券取引所の株価指数を用いて、中国の証券取引所のいくつかの重要な国際的結びつきを見出した。中国本土の証券取引所は、リターンとボラティリティの点で香港の地域先進市場と結びついているが、中国本土の証券取引所と米国との間には直接的な

結びつきはない。

Ⅲ. 共和分検定に関する先行研究

まず、分析に関連する単位根、共和分について、先行研究をもとに簡潔に整理し、仮説や分析手法について説明する。

共和分とは、Engle and Granger(1987) によって導入された概念であり、長期均衡における経済変数の関係を示すものである¹⁰。つまり、株価指数間の長期均衡関係も確認できる。

また、山本拓 (2006年) によれば、本格的に時系列分析が注目されたのは、多変量時系列についての Granger(1969) の因果性に概念が Sims(1972) によって、米国経済に分析に使用されたからである¹¹。

時系列データを用いた回帰分析において、筒井義郎・平山健二郎 (2008年) によれば、変数が非定常であると望ましい性質をもった推定結果が得られない可能性がある。変数が定常であるとは、変数の平均値や散らばり具合が時期によって変わらないことであり、非定常とは、それらが、時間とともに大きくなっていく傾向があることである。この事実は、1980年代に指摘されはじめ、変数が定常であるかどうかを検定するための方法として、単位根検定が用いられるようになった¹²。また、黒住英司 (2008年) によれば、ファイナンスでは、単位根の存在を市場の効率性と結び付けて考えることが可能であり、単位根検定が重要とされる¹³。単位根検定方法は、Dickey and Fuller(1979) によって提案される¹⁴。単位根検定は、帰無仮説を単位根、対立仮説を定常根と想定されるものである¹⁵。

田中勝人 (2004年) は、消費や所得などのマクロ経済時系列、あるいは株価や為替レートなどの金融時系列は、一定のレベルの回りを変動

しているのではなく、時間とともにレベルが上昇、あるいは下降、さらに、変動幅が大きくなるなどの非定常的な動きを示す場合が多いという¹⁶。山本拓（2014年）は、経済データの各変数は非定常であるが、変数同士は密接に関連付けられているという特性を持っている¹⁷。こうした分析に共和分が用いられる。

野田英雄（2001年）¹⁸は、Engle-Granger 検定に対する問題点として、説明変数と被説明変数を入れ替えることにより共和分検定の結果が変わるということが指摘されており、検定結果の頑健性をみるために、対象となる変数を被説明変数とした場合と説明変数とした場合の両方について検定を行っている。

さらに、北坂真一（2014年）¹⁹は、非定常時系列データの間に共和分関係があれば、回帰モデルの被説明変数や説明変数がそれぞれ非定常であっても、回帰モデルの関係としては定常化され、安定的な関係になるとする。

IV. 今後の研究課題

時系列分析が本格的に注目されたのは、多変量時系列についての Granger(1969) の因果性に概念が Sims(1972) によって、米国経済に分析に使用されたからである。その後、ブラックマンデー、アジア通貨危機、世界金融危機など金融市場の混乱を経て、研究が広がってきた。このうち、本論は、高所得経済では米国、日本のほか、韓国、台湾、香港、シンガポール、オーストラリア、中所得経済では中国、東南アジアを対象として研究に焦点をあててサーヴェイした。金融市場のなかでは株式市場、その変数として株価指数を取り上げた²⁰。言い換えれば、アジア太平洋を対象とした、株価指数を変数とした研究に焦点を絞ったと言える。

最後に、アジア太平洋について今後の研究課題を提示する。中国が貿易や直接投資で世界経済と関係が深まり、中国発の世界同時株安²¹という現象もみられる。短期資本移動は規制されているものの、世界貿易機関（WTO）加盟後、段階的²²に緩和され、上海と香港市場の株式相互取引は2014年10月17日から開始された。米国株価指数算出会社の MSCI²³は2017年6月20日、中国本土 A 株を2018年6月から同社の新興国株指数に組み入れると発表した。また、中国企業の米国株式市場上場が1990年代後半²⁴から積極的で、2014年9月19日、中国の電子商取引最大手、アリババ集団がニューヨーク証券取引所に上場、当時、史上最大の資金調達となった。

他方、米中貿易摩擦が起き、両国が相互依存を弱めようとする、デカップリングが懸念されている²⁵。事実、中国の配車アプリ最大手、滴滴出行（ディディ）は3日、米国上場を廃止すると発表した。来年の共産党大会を控え、習近平（シー・ジンピン）指導部は国家安全上の理由から同社に圧力をかけており、6月末の上場から異例の短期間での廃止となる。海外資金調達をテコにした技術革新よりも、国内の統制強化を優先する習指導部の姿勢が一段と鮮明になってきた。

他方、中国の配車アプリ最大手、滴滴出行は2021年12月3日、ニューヨーク証券取引所からの上場廃止手続きの開始と、香港での上場に向けた準備に入ったと発表した。

2節で紹介したように、西村友作（2009年）は「中国市場から米国市場への一方的な強いボラティリティ・スピルオーバーが強く検出された」²⁶としたが、今後、中国と米国など先進国市場や、近隣アジア諸国との連動性を高めていくのか。今後の実証研究の蓄積が期待される。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP20K01815、令和4年度長崎県立大学学長裁量研究費の助成を受けたものです。

注

- 1 WHO. (2020) ,WHO Director-General's opening remarks at the media briefing on COVID-19 - 11 March 2020 (<https://www.who.int/director-general/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing-on-covid-19--11-march-2020>) .
- 2 アリババグループのCEO 張勇 (Daniel Zhang) はCOVID-19を“black swan event”と表現している。FT.com (2020.2.14.) (<https://www.ft.com/content/8732e814-4e82-11ea-95a0-43d18ec715f5>) .
- 3 『日経速報ニュースアーカイブ』2020/01/09 18:53
- 4 山本拓 (2006年) 82ページ。
- 5 筒井義郎・平山健二郎 (2007年) v ページによると、当時は大型計算機からパソコンに移行し始めた時期で、計量経済学のソフトウェア TSP が利用できるようになった時期だったと回顧している。なお、TSP を引き継いだ Eviews のリリースは1994年、STATA のリリースは1985年。
- 6 小原篤次 (2002年)。
- 7 前者は、時差の関係から取引時間の重なりが多い地域に限定する。後者は時差が発生するため、例えば、アジアと米国の連動性を分析する時、カレンダーや時間はアジア地域が米国に先行する。しかしどちらの影響を受けているのかに関心が向かう。例えば、二つの仮説を用意する。仮説1「アジア市場は前日の取引日 (t-1) の米国市場から影響を受けている」、仮説2「米国市場は前日の取引日 (t-1) のアジア市場から影響を受けている」である。日付について調整をする必要がある。
- 8 姚峰 (2012年) 82ページによると、誤差修正モデルは1階の差分をとって定常になる時系列分析には有効である。また、レベル変数と差分変数を同時に取り込みことによって、データが持っている情報を最大限に活用できる利点がある。
- 9 CCF アプローチとは Hamori (2003) によれば、1. 平均だけでなく分散についても因果性を検定できる。2. 同時にモデルを組む必要が無いため、相対的に簡単な手法である。3. 調査する変数の数が多く、かなり長いラグが因果性のパターンに考えられるとき便利な手法である。4. はっきりした漸近的な分布をもっており、その漸近的な性質は正規性の仮定に依存しない。5. 通常の因果関係に比べて因果関係の時差の情報を提供する。6. 単変量モデルを推定して得られた残差を用いるので、変数の欠如を考慮し

なくてもよい。

- 10 羽森茂之 (2009年) 163ページ。
- 11 山本拓 (2006年) 82ページ。
- 12 筒井義郎・平山健二郎 (2008年) 34ページ。
- 13 黒住英司 (2008年) 39ページ。
- 14 山本拓 (2006年) 87ページ。
- 15 黒住英司 (2008年) 40ページ。単位根検定方法については、山本拓 (2006年) が詳しい。
- 16 田中勝人 (2004年) 73ページ。
- 17 山本拓 (2014年) 315ページ。
- 18 野田英雄 (2001年) 136ページ。
- 19 北坂真一 (2014年) 754ページ。
- 20 個別銘柄や産業別指数の論文を対象としていない。
- 21 2007年2月28日、2015年8月21日、2018年10月12日。
- 22 外国人投資家向けのB株市場は、1992年2月21日の真空電子が上場第一号。香港H株は、1993年7月15日上場の青島ビールが中国企業として初めて香港証券取引所に上場した。2001年にはB株市場への中国投資家投資が認められた。
- 23 MSCI は2014年からA株の組み入れについて検討していた。
- 24 小原篤次 (2003年) 「中国株式市場の海外投資家自由化」『東アジア研究』第38号、54ページ。
- 25 伊藤宏之 (2020年10月9日) 「人民元の未来 (下) 経済教室」『日本経済新聞』。
- 26 西村友作 (2009年) 36ページ

参考文献

- 伊藤宏之 (2020年10月9日) 「人民元の未来 (下) 経済教室」『日本経済新聞』。
- 小原篤次 (2002年) 「アジア通貨危機後の米国のアジア株式投資」『東アジア研究』第35号、53-63ページ。
- 小原篤次 (2003年) 「中国株式市場の海外投資家自由化」『東アジア研究』第38号、53-64ページ。
- 金森久雄・荒憲治郎・森口親司 (2001年) 『経済辞典第3版』有斐閣。
- 黒住英司 (2008年) 「経済時系列分析と単位根検定：これまでの発展と今後の展望」『日本統計学会誌』第38号、39-57ページ。
- 北坂真一 (2014年) 「国立大学の効率性：確率的フロンティアモデルによる計測」『経済学

- 論叢』第65巻第4号、749-778ページ。
- 田中勝人（2004年）「グレンジャー教授の業績 計量経済学のテキストを書き換えた「共和分」と「単位根」概念（特集2 2003年ノーベル経済学賞「時系列分析」は経済学をどう変えたか）『経済セミナー』第588号、73-76ページ。
- 野田英雄（2001年）「動態的モデルにおける公共投資のマクロ経済効果：理論と実際」『経済論究』第109号、127-141ページ。
- 辻幸民・元利大輔（2012年）「裁定取引による投資戦略：共和分検定法の差異について」『三田商学研究』第6号、33-54ページ。
- 筒井義郎・平山健二郎（2009年）『日本の株価：投資家行動と国際連関』東洋経済新報社
- 西村友作（2009年）「中国株式市場国際連動性のパズル」『証券経済学会年報』第44号、27-38ページ。
- 張艶（2010年）「アジアの株式市場における連関と構造変化」『経済学研究』第5号、143-170ページ。
- 羽森茂之（2009年）「ベーシック計量経済学」中央経済社
- 山本拓（2006年）「経済における時系列分析：概観と展望」『日本統計学会』第35巻第2号、81-101ページ。
- 山本拓（2014年）「共和分分析に基づく予測とその応用」『日本統計学会誌』第43巻第2号、
- 姚峰（2012年）「多変量時系列モデル」刈屋武昭・前川功一・矢島美寛・福地純一郎・川崎能典（2012年）『経済時系列分析ハンドブック』朝倉書店。
- 劉偉（2013年）「中国株式市場と各主要市場の連動性とボラティリティ：QFIIとQDII制度の導入効果について」『福岡大学大学院論集』第45巻第1号、81-113ページ。
- Arshanapalli, Bala, John Doukas and Larry H.P. Lang, (1995), "Pre and post-October 1987 stock market linkages between U.S. and Asian markets," *Pacific-Basin Finance Journal*, 3(1), pp.57-73.
- Cheung, Yin-Wong and Lilian K. Ng, (1996), "A causality-in-variance test and its application to financial market prices," *Journal of Econometrics*, 72(1-2), pp.33-48.
- Dickey, David A. and Wayne A. Fuller, 1979, "Distribution of the Estimators for Autoregressive Time Series With a Unit Root," *Journal of the American Statistical Association*, 74(366), pp. 427-431
- Engle, Robert F. and C. W. J. Granger, (1987), "Cointegration and error-correction: representation, estimation, and testing," *Econometrica*, 55, pp.251-276.
- Engle, R. and Kroner, K. (1995) Multivariate simultaneous generalized ARCH, *Econometric theory*, 11, pp.122-50.
- Eun, Cheol S. and Sangdal Shim, (1989), "International Transmission of Stock Market Movements," *The Journal of Financial and Quantitative Analysis*, 24(2), pp. 241-256
- FT.com (2020.2.14.) (<https://www.ft.com/content/8732e814-4e82-11ea-95a0-43d18ec715f5>) .
- Granger, C. W. J., (1969), "Investigating Causal Relations by Econometric Models and Cross-spectral Methods," *Econometrica*, 37(3), pp. 424-438.
- Hamori, Shigeyuki, (2003) *An Empirical Investigation of Stock Markets: the CCF Approach*, Kluwer Academic Publishers.
- Johansen, Søren, (1988), "Statistical analysis of

- cointegration vectors, " Journal of Economic Dynamics and Control," Vol. 12, Issues 2-3, pp.231-254.
- Li, H. (2007), "International linkages of the Chinese stock exchanges: a multivariate GARCH analysis, " Applied Financial Economics, 17, pp.285-297.
- Liu, L. (2014), " Extreme downside risk spillover from the United States and Japan to Asia-Pacific stock markets " , International Review of Financial Analysis, 33, pp. 39-48.
- Sheng, Hisao-Ching and Anthony H. Tu, (2000) " A study of cointegration and variance decomposition among national equity indices and during the period of the Asian financial crisis, " Journal of Multinational Financial Management, Vol.10, pp.345-365.
- Sims, C. A. (1972). "Money, Income, and Causality, " The American Economic Review, 62(4), 540-552.
- WHO. (2020) ,WHO Director-General's opening remarks at the media briefing on COVID-19 - 11 March 2020 (<https://www.who.int/director-general/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing-on-covid-19--11-march-2020>) .

〈事例研究〉

九州から東・東南アジア地域向け農産物輸出の状況

—アベノミクス期における輸出戦略を中心に—

前田 陽次郎*

I. はじめに

1. 「アベノミクス」と農水産物輸出

2012年12月に発足した第2次安倍政権では、「アベノミクス」と称する経済政策のなかで、農水産物輸出の拡大が政策目標の1つの柱として取り入れられ、その具体策として2020年までに農林水産物の輸出額を1兆円にするという数値目標が立てられた。2016年2月に安倍総理を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」が設置され、首相直轄の施策として多くの予算が投じられ、輸出額の目標達成に向けてさまざまな施策が取られた。また当初は輸出額が順調に伸びたために、2016年には輸出額1兆円の目標を1年繰り上げて2019年までに達成と設定されるなど、積極的な輸出促進政策が行われた。

2. 日本の農産物輸出形態の特徴

日本における農産物輸出の歴史を振り返ると、大規模な輸出が最初に行われたのは1980年代におけるカナダ向けのみかんであった。「わが国の輸出向けミカンの生産・販売は伝統的に農協とその上部団体（各県農協連合会、日本園芸農業協同組合連合会）によって指導・統括さ

れており、そのシェアは2003年度産で95%以上」¹で、輸出組織は全国一元化されていた。

2000年以降は状況が変化する。みかんの輸出は1995年頃までに激減し、かわって多彩な品目の輸出が増え始めた。「2000年代に入ってから活発化した農水産物輸出拡大の動きをけん引したのは、地方自治体と各産地の生産者団体」²になった。カナダ向けみかん以外の品目に関しては、国全体で一括した輸出体制が取られていない。この点が韓国のように、一貫して全国組織を中心にして輸出拡大を図った国との大きな違いである。韓国では、1967年に発足した農漁村開発公社を起源とする農水産物流通公社が、1990年頃から輸出事業の中心的役割を果たしてきた³。

作目別に見ると、2000年代以降輸出額の面から注目されたのはりんごやながいもという寒冷地で生産される作目であった。その後九州各県がアジアとの近接性という地の利を活かし、いちごや柑橘類を中心としながら多品目にわたって輸出を伸ばしてきた、という大きな流れがある。

3. 農産物輸出輸出に関する理論研究

農産物輸出量の変化は、国内と海外との価格差や為替レートが影響する。政策にどの程度の効果があったのかを分析するには、理論研究に

*長崎農産品貿易株式会社代表取締役、長崎県立大学東アジア研究所連携研究員

よるシミュレーション結果との照合が不可欠である。既存研究として、現地でのプロモーション活動については森高⁴が、輸送手段の改善による輸出量増加については高橋・外園・前田⁵が、為替レートの変化による輸出量の変化については高橋・外園・前田・狩野⁶が挙げられる。

4. 本稿の構成

本稿では「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ⁷」が組織されていた2016年から2020年までの期間を「輸出力強化期」と呼び、この期間を中心として政策の内容がどのように立てられたか分析する。また政策決定と学術研究がどのように関係したかも検討の対象にする。具体例として筆者が実際に業務を行なった九州地区から東・東南アジア方面への輸出事例を取り上げる⁸。

構成は第Ⅱ章で「輸出力強化期」以前の日本の農産物輸出の特徴について、文献等をもとに概要をまとめる。第Ⅲ章で「輸出力強化期」の政策がどう形成され実行されたのかを、筆者の経験をふまえ述べる。第Ⅳ章で「輸出力強化期」全体での輸出額の変化を示し、学術研究の成果と実際の政策がどう関係したのかについて検討する。最後に第Ⅴ章で全体のまとめを行う。

Ⅱ. 「輸出力強化期」以前の農産物輸出の状況

1. 「農林水産物輸出額1兆円」の目標設定の経緯

最初に2013年までの農産物輸出の状況について分析する。

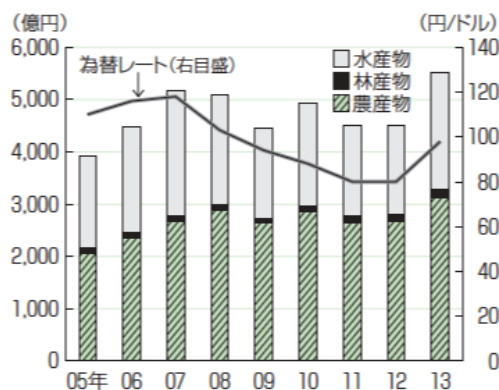
本田によると、2000年代には3-4000億円程度であった農林水産物輸出額を1兆円にする、と

いう数値目標は、第1次安倍内閣時の「21世紀新農政2007」に「平成25(2013)年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模とすることを旨とする」(農林水産省⁹)と書かれた所から始まる¹⁰。2010年3月に民主党政権下で策定された「食料・農業・農村基本計画」でもこれが継承され、2020年までに農林水産物や食品の輸出額を1兆円水準にすることを旨とされた。そして2012年の政権交代後に再び就任した安倍総理は、2020年までに1兆円という目標を表明し、2013年に閣議決定された成長戦略「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」のなかにこの数値目標が書き込まれた。

図1に2005年から2013年までの農林水産物の輸出額の推移を示す。2007年には5000億円超に伸びているが、その後は横ばい傾向であった。「21世紀新農政2007」で書かれた「2013年までに1兆円規模とする」という目標には遠く及ばなかったが、再び2013年に「2020年に1兆円」という目標が立てられたのだ。

その後は為替レートが円安に動いたこともあり、輸出額は順調に伸びた¹¹。そのため2016年に輸出額1兆円の達成目標年が、2020年から2019年に前倒しされた。

図1 農産物輸出額の推移



(出所) 清水徹朗 (2014年)「農産物輸出の実態と今後の展望」

2. 農産物輸出の状況

(1) 日本の農産物輸出組織の特徴

1980-90年に最も輸出量が多かったみかん輸出は、表1に示した通りほぼカナダ向けであった。カナダ向け輸出の場合は、輸出先における営業活動や決済などを全て日本園芸農業協同組合連合会（日園連）が担っているため、全国で一歩化した輸出体制が整っている。

ところがカナダ向けのみかん輸出は1990年

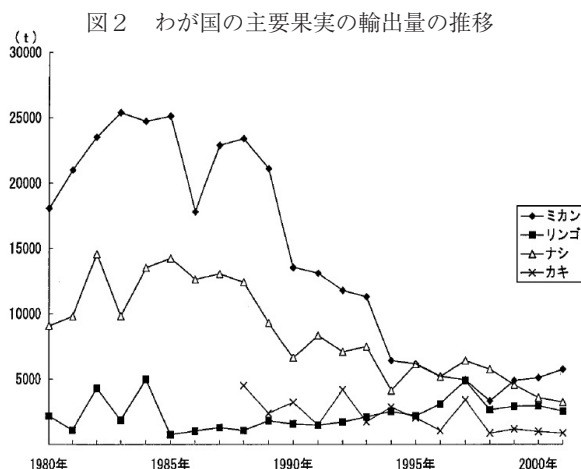
前後に激減し（図2参照）、近年ではアジア向け輸出が増えている。アジア向けに関しては各業者が独自に輸出業務を行っており、日園連による一括輸出体制は採られていない。また近年の果物輸出の輸出額が最大になっているりんごは最初から産地の個別業者主導である¹²など、2000年以降の農産物輸出は各業者が個別に取り組む形態に変化している。

(2) 福岡県における農産物輸出の実例

表1 ミカンの輸出先別の輸出量・販売単価

	輸出量（t）		販売単価（円/kg）	
	2003年	1990年	2003年	1990年
カナダ	4889	11059	91.0	159.8
アメリカ	276	1004	144.5	217.6
香港	98	26	167.1	280.0
グアム	36	43	274.5	345.2
シンガポール	26	23	233.8	274.5
台湾	11	-	577.0	-
マリアナ諸島	8	2	304.0	170.0
北朝鮮	2	556	331.0	192.9
韓国	-	645	-	63.7
ロシア	-	15	-	153.5
マレーシア	-	6	-	353.7
合計	5346	13379	98.4	162.0

（出所）川久保篤志（2005年）「わが国における輸出向けミカン生産の現状と拡大への課題」



（出所）川久保篤志（2005年）「わが国における輸出向けミカン生産の現状と拡大への課題」

地方自治体と各産地の生産者団体が輸出を増やしてきた具体的な事例として、福田が分析している福岡県を取り上げる¹³。

表2に福岡県における農産物輸出への取り組みの年表を示す。第2段階から現在まで、継続的に県が主体となり、「あまおう」を中心とする東・東南アジア諸国への農産物輸出が行われている。第4段階に書かれている「貿易会社C社」とは九州農産物通商株式会社（設立時には福岡農産物通商株式会社、以下「通商」と略す）のことであり、「輸出力強化期」が始まる2016年より8年前の2008年には、福岡県における輸出体制が整っていた。なお通商は福岡県と福岡県農業協同組合中央会が中心となり出資し設立した会社である。この体制における輸出ルートは、いくつかの経緯をたどりつつ、現在は農家→単協→通商→海外輸入業者という流れに落ち

着いた。

2003年には各単協からの出荷を全農県本部が取りまとめた上で国内輸出業者を経由させていたが、経費削減のためにある単協が直接輸出するようになった。農家が直接輸出すると一番中間コストがかからないが、輸出業務に関するノウハウが農家に必要になる。また買い手の要求する数量を用意できないと商談が成立しないことから、実際は単協レベルの出荷組織は最低限必要になる。一時は単協が直接輸出に関わったこともあるが、マーケティング活動、輸出実務、代金回収などの業務負担が大きいので、輸出会社（通商）を設立しそこを経由させることになった。このルートは卸売市場を経由しないことで、流通経費が抑えられる。

通商の経営状況は、同社代表取締役であった波多江の講演から以下のようにまとめられる¹⁴。

表2 福岡県における農産物輸出への取り組み

第1段階	85年頃	日園連が主導でミカン、冷蔵柿をカナダへ輸出。
第2段階	92-01年	香港など東南アジア地域を中心にアンテナショップを展開しPR活動を行う。
第3段階	02年	香港での輸入業者やバイヤーとの商談、試食販売を実施。
		県を代表とする品種「博多あまおう」が開発され品目登録実現。
	03年	県が考案した輸出統一Pフンドマーク「まる福マーク」が誕生、7か国で商標登録。
	04年	台湾での商談会を実施、輸出ルートを開拓。
	05年	「福岡県地域食品輸出振興協議会」を設立し、県庁内に「福岡の食輸出促進センター」を開設。
		公募で8JAを輸出モデル産地に設定、海外バイヤーの招聴産地の輸出体制構築に取り組む。
		中国に初めて梨を輸出。
	06年	シンガポール向けにイチゴ、巨峰等の輸出が本格化。
		米国向けにイチゴを試験的に輸出開始。
第4段階	07年	タイ向けにイチゴの輸出が本格化。
		八女茶を欧州・米国の見本市でPR商談を実施。
		県とJAグループを中心に貿易会社C社を設立し輸出体制が整う。

（出所）福田晋（2013年）「日本産農産物輸出拡大に向けた展開条件」

通商は出資金の8割近くが福岡県のJA関係によるものであり、そのため福岡県産の農産物しか扱えなかった。それでは海外顧客の要望に对应できないということから、農産物輸出に取り組んでいたホクレン100%子会社である「ホクレン通商」の元常務を2代目社長に迎えた時期に、仕入れを産地仕入れから卸売市場仕入れにすべて切り替えた。その結果、経営状態は良くなった。

しかし全福岡県本部出身の3代目社長が就任するにあたり、農業者・JAと一緒に輸出を行っていくという元の立ち位置に戻すために、産地との直接取引に戻していった。

現実には福岡県産だけで海外の輸入業者・小売店に対応するのは難しかった。そのため2016年に会社名を福岡農産物通商株式会社から九州農産物通商株式会社に変更し、オール九州での出荷体制を目指すことになったが、現在も出資者はほぼ福岡県内の企業である。

(3) 農産物輸出に関する問題点および解決策

福岡県の事例を見ることにより、「輸出力強化期」開始時点における農産物輸出における主要な問題点および解決策を把握できる。

最大の問題点は集荷に関することである。ひとつの産地の商品だけでは、品揃えという点から営業活動が難しくなる。卸売市場から仕入れるという解決策があるが、輸出組織が県域を主体にしていると、他県産のものを取り扱うことに抵抗がある。また県内の生産者であっても、高く売れないのであれば輸出向けに生産物を回すようなことをせず、国内卸売市場に出荷する。輸出組織が高く仕入れようとすれば販売価格が高くなってしまう。この時期にはすでに卸売市場から仕入れている輸出業者（仲卸業者を母体に行っている会社が多い）は全国に存在しており、そうした業者との競争力を持つには、販

売価格を高くすることは不可能である。通商は、輸出業者との激しい競争にさらされているのだ。

この状況をふまえると、単に日本産農産物の輸出を増やすことが目的であれば、流通ルートとしては卸売市場から仕入れて輸出業者が営業活動と輸出業務を行う、という形が一番スムーズである。流通経路が多段階になることによって中間経費の割合が高くなり、農家の手取りが減るという意見は当然のように出てくるが、それは国内取引においても同じことである。農家が直接国内消費者に販売するようになれば、農家の手取りが増えるが、それを実行するのはいろんな場面で大変なことが多いから、現在でも農協共販・市場流通が国内主要流通経路として維持されているのだ。

Ⅲ. 「輸出力強化期」における政府の戦略

1. 輸出戦略の策定

2013年5月、内閣に総理を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置された。この会合の中で「輸出促進等による需要の拡大」が挙げられた。これを受け農林水産省は2013年8月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」¹⁵を策定し、2014年6月に、オールジャパンでの輸出促進の司令塔として「輸出戦略実行委員会」を設置した。

2014年は「平成26年度輸出戦略実行事業」をアクセンチュア株式会社が受託し¹⁶、実地調査や各種専門委員会が開催され政策が練られた。しかし報告書¹⁷を読む限り、統計を分析し思いついたことを並べただけで、受託者が前章で述べたような輸出に関わる業者の状況をきちんと調べたようには見えない。青果物でいえ

ば、この時輸出額が多かったりんごとながいのみに注目し、いちごにはほぼ触れられていないなど「りんごとながいも以外の品目の輸出は少ない」という分析しかされていない。

2015年は同事業を株式会社野村総合研究所が受託したが、基本的には前年度の内容をそのまま引き継いでいた。「地方ブロック意見交換会」が各地の地方農政局等で行われ、筆者も九州ブロックの会合に参加したが、「意見交換会」とは名ばかりで、基本的には事務局の話を一方的に聞かされるだけであった。例えば野村総研の担当者が「ここ（九州）でりんごとながいもの話をしてもしょうがないとは思いますが」と言いながら、りんごとながいもの輸出についての説明をして、九州で重要ないちごや柑橘については、全く触れなかった。

九州地区の参加者は、各県の全農県本部・経済連の関係者が中心であった。九州地区の関係者の間では、農産物輸出はもう過当競争に入っているという認識が大半で、「香港やシンガポールでは、日本の店頭と並んでいるものは何でもあるという状態だ」とか「輸出しても手間がかかるだけで儲からないから、何のために輸出を増やしているのかわからない。せいぜい販路拡大がもたらす需要増加しか考えられない。」といった声が上がった。

特に評判が悪かったのは「オールジャパン」という戦略についてで、「オール九州でもうまく行かないのに、オールジャパンが成り立つはずがない」という意見まで出された¹⁸。九州地区は海外への販路開拓は全国に先んじて行っているという意識が強く、せっかく開拓した市場をオールジャパンの名の下に他県に譲り渡すのは許せないという印象を、出席していた筆者は受けた。

こうした九州で出た意見は政策に反映される

ことなく、翌年度の2016年に「農林水産業の輸出強化戦略」¹⁹が策定された。りんごとながいものに偏った従来の施策よりは、ぶどう・柑橘・いちごも取り上げられ現実的になったといえる。しかし、例えば柑橘については「今後の取組」として「うんしゅうみかんと収穫時期の異なる「デコポン」、「せとか」、「はるみ」などの中晩柑を組み合わせ、出荷時期の異なる産地の連携により輸出期間を長期化し、輸出量を増加」²⁰と書かれるなど、「日本の店頭と並んでいるものは何でも売られている」と感じていた九州の業者の意見は反映されていない。

2. 輸出拡大施策の現実

(1) 輸出拡大施策の概要

この時期に取られた施策としては、商談会の開催、輸送実験、プロモーション活動などが挙げられる。主体としては、国の補助事業として行われるもの、都道府県など各生産地で行われるもの、民間企業が独自に行うものに分けられる。現実には、それぞれの主体の連携度が低いため、重複・競合するケースが多くみられ²¹、公金が有効に使われたとは言い難い。以下ではその具体的な状況を見ていく。

(2) 商談会の開催

日本の出荷者と海外の小売店を結びつける方法としては、商談会を開くのが一番効率的だ。主催者としては、日本貿易振興機構（JETRO）が行うものと民間企業が行うものがある。また開催場所は、海外の業者を日本に招いて日本で行う場合と、日本の業者が海外に出向いて海外で行う場合がある。それぞれについて特徴と問題点を述べる。

海外商談会から分析する。まず主催者による特徴を記す。

JETROによる現地商談会は、2014年より東

南アジア諸国を中心に行われている。具体的には、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナムなどである。JETROが開催するものは参加費が無料だという特徴がある。現地までの交通費や宿泊費は自己負担になるが、商談会自体が無料であることは日本側の参加者にとっては大きなメリットである。

しかし問題点もいくつか挙げられる。主要なものとして、以下に3つの点を挙げる。

第1に、参加者の選考が不透明で本当に参加したい人が参加できていない、ということがある。

JETROの商談会では参加者の選考理由について事後的に説明されない。継続的あるいは複数の国への輸出を希望する業者は、いくつもの商談会に複数年にわたって応募する。ところがどういう基準で選考されたのか明示されないの、参加するためにはどうすればいいのか全くわからないのである。少なくとも税金で運営されている以上は選考に国の方針が反映されているはずで、参加したい企業はその指針に従うように改善するというプロセスを経るのは当然のことである²²。こうした不透明さから、参加したい民間企業は、クジ引きのような気分で応募することになる。

そして、農協や地方自治体の関連団体は選ばれやすい。国内のJETRO事務所と連携して地域単位で輸出促進の活動をしている場合だと、ほぼ商談会に参加することができる。この場合、商談会に参加するように声がかかるのは、農協関係の団体が最優先になる。呼びかけられた側は、特に輸出に力を入れる予定がなくても「付き合い」で参加する。参加者個人は自己負担無しで、出張扱いで、観光旅行気分で海外商談会に参加することになる。

その結果、民間企業は高倍率の選考を経て、

経費削減のために最低限の人数で参加しているにも関わらず、同じ場に旅行気分为本気で売り込む気のない団体関係者が大人数で乗り込んで来る、という状況になる例が多く見られた。

第2に、担当者が毎年変わって商談会のノウハウが継続されないという問題がある。

JETROの農産物輸出に関わる業務を担当する職員は、地方自治体からの出向者が多い。短期の出向者主体で商談会を運営するので、運営に無駄が多い。かえって複数年参加している事業者の方が事情をわかっていたりする。現地の食品コーディネイター（外部人材）はずっと同じ人が担当していてノウハウが蓄積されているが、運営側が毎年変わっているので反省点が改善されにくい状況にある。

第3に、事後的なフォローがほぼ無いという点である。

もちろん参加者側が事後的に積極的にJETROと関わっていけば相談には乗ってもらえる。しかし国策として輸出促進を図るのであれば、JETRO側からも事後のフォローをしつかりして、問題点等を洗い出して解決していくという姿勢が必要ではないか。JETROには国内各所に地方事務所があるので、せめて地方事務所は自分が管轄するエリアの商談会参加者には何らかのフォローをするべきである。

次に民間による商談会であるが、運営者は株式会社JTB²³が積極的に行っている²⁴。

JTBグループは海外拠点を持つ強みを活かし、農産物輸出を通じて農村部へのインバウンド観光を増やそうという目的から農産物流通事業に参入していた。海外商談会は2010年より随時開催しており、2014年以降は行政の補助事業ではない独自の海外商談会「Japanese Foods "Premium" Trade Fair」を年間4回（4ヶ国、1国1回）程度開催してきた。

JTBの海外商談会は参加企業数に定数は設けられているが、基本的に参加費を払えば選考に落ちることなく参加可能である。選考結果を気にしないといけないJETRO商談会より利用しやすいが、参加費が必要になるため商談が成立しないと元を取れないことになる。

JETROの商談会と比較した場合、JTBは主催者側の担当をずっと同じ人に行っているという点で継続性は確保されている。しかし、事後的なフォローがないという点においては同じである。

2019年度からはJTB主催の商談会の後援に農水省とJETROが加わり、輸出量がすでに多い国ではJTB主催、新たに開拓する国ではJETRO主催というように、棲み分けがされるようになった。

国内商談会はJETRO主催のものが中心であり、「FOODEX JAPAN」などの国内のイベントに合わせて開催されるものと、各地方のJETRO事務局を海外のバイヤーがまわって、そこで開催されるものに分かれる。国内商談会は日本の業者にとっては参加しやすいというメリットはある。一方招聘される海外のバイヤーは、費用が全額主催者側負担であるためただの日本旅行気分で来日し、本気で商談をする意欲が見えない業者も見られ、国内の業者から見ると不満もある。

商談会の成果について考える。出荷者によっては新たな販路を開拓できた所もあるが、新規に販売できる出荷者がいても、既存の輸出者からの出荷分を奪うだけで、国として見ると輸出拡大につながったのかといえ、かなり疑問である。

(3) 輸送実験

海外への青果物輸出は輸送コストが販売価格を高くする大きな原因になるので、低コストの

輸送手段の開発に対して補助が行われた。

効果が最も大きいと思われるのは航空便から船便への転換で、輸送時間が長くなっても鮮度が落ちにくいCAコンテナを使った輸送実験が日本通運などによって行われた。

品目によっては良好な結果を得られたが、実用化には至っていない。大きな理由としては、コンテナ導入の経費を賄えるだけの輸送量が見込めないことが挙げられる。日本から外国へCAコンテナを使って輸出できても、帰りの荷物がないとコンテナを有効活用できない。通常の冷蔵コンテナであれば、他の品目と組み合わせることにより効率的なコンテナ利用体制を作ることができるが、青果物輸出に特化したCAコンテナだと、うまく回転させるための双方向からの荷物を集めることが困難であることが、輸送業者が導入できない大きな理由になっている²⁵。

(4) プロモーション活動

プロモーション活動の中心になるのが、現地のスーパーや百貨店の催事場などを使って日本産品フェアを開催することである。

これは特に各道府県が精力的に行っていた。各自自治体が補助金を使って売り場を確保し、自県産の農産物を販売するということが頻繁に行われ、2016年頃を中心に有力スーパーでは日本の産地間で棚の取りあいが行われるような状況であった。商談会に参加すると、現地の業者からは最初に「プロモーション費用はいくら位払ってもらえますか？」と聞かれることが常態化していた。

そして棚を取った産地の商品の売り上げが増え、その分他の産地の売り上げが減るということを繰り返した。契約が切れた翌シーズンには前年棚を取った産地が継続して販売量を維持することもなく、またゼロベースから競争をする

という状況になった。

Ⅳ．輸出額増加の要因と輸出戦略に関する理論的考察

1．輸出額増減に関する理論的考察

国の政策に乗って輸出促進を行っている関係者の中では、「何のためにこの仕事をやっているのかわからない」という言葉をよく耳にする。目的や効果をはっきりさせることは、仕事をする人の意欲に大きく関わることもある。それを明らかにするためにも、輸出額の増減に関し政策が果たす役割について理論的に考察する。

多くの品目において、輸出される数量は国内販売量に比べて十分に小さい。そのため輸出数量が価格形成に与える影響は小さい。ながいもなど輸出額の割合が高い品目では「海外市場がすでに単なる需給調整弁とみなせないほど規模が大きくなってきたのではないか」ということである。あるいは、海外市場を重点市場として見なしたことで、これまで、国内市場出荷において用いられていた価格基準の慣習的な出荷行動が、海外市場へもヒューリスティックに適用されたといった理由も考えうる²⁶という指摘もあるが、多くの品目においては需給調整弁としての意味合いしかないのが現状である。

海外市場の動向が生産者価格に影響を与えないという前提の上で、「輸出力強化期」における政策の効果について基本的な理論の考え方を示す。対象は前章で取り上げたプロモーション活動、輸送の改善、商談会についてである。

まず現地でのプロモーション活動の効果について。プロモーション活動を行うことは、現地での日本産農産物の知名度が高まり、需要が喚起される効果を生む。しかし、価格は日本国内

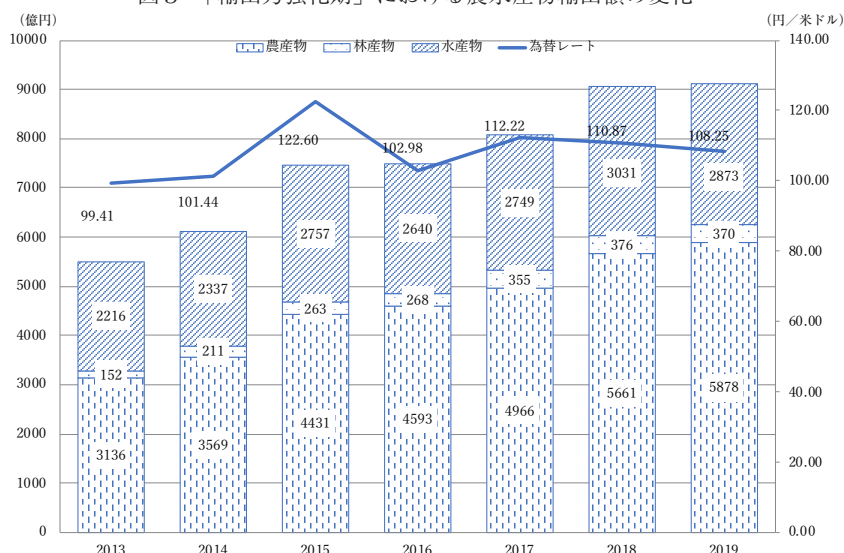
での販売価格に規定されるために変化せず、海外販売数量が増える結果になる。

次に輸送方法の改善による価格の変化である。海外での市場価格は、日本の卸売価格に輸送コストなどの流通経費が上乗せされた金額になる²⁷。輸送コストが下がれば、販売価格が下がることにより、販売数量が増える。現実には、為替レートの変化により現地での販売価格が変化することで販売数量も変化する、という要因が大きい。

最後に商談会について。商談会により販売ルートの多角化を促すことは、現地市場に日本産農産物が浸透していない段階では、それまで見られなかった多種多様な商品が店頭に並ぶことで、プロモーション活動のように需要を喚起する効果がある。しかし十分に市場に浸透した段階まで進んだ国では、さらに新しい商品を開拓するのは難しく、既存商品の輸出に対して業者間の競争を激化させるだけになる。中間コストが低い輸送ルートが開拓されれば競争の効果はあるが、現状では業者間でのパイの奪い合いになるだけで、販売量を増やす効果は見込まれない。このため、市場開拓の効果が薄いと思われる国における商談会は、民間ベースに委ねて、政府が関与するのは新たに開拓する国に限定すべきである。

この程度の考え方を持った上で、行政サイドには業者に政策遂行の意図を示して欲しかったが、実際には理論的説明は、何も行われていない。

図3 「輸出力強化期」における農水産物輸出額の変化



(出所) 輸出額は農林水産省発表統計、為替は三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる毎年8月1日(休業日の場合は前営業日)の値

2. 「輸出力強化期」の実績とその要因分析の必要性

「輸出力強化期」は2016年から2020年までであったが、「輸出額1兆円」の目標は2019であったことと、2020年にはCOVID-19の影響を受け輸出額が減少していることを踏まえ、本稿では2019年までの実績について考察する。

2013年から2019年までの輸出金額の変化を図3に示す。

2013年から2015年までは順調に輸出額が伸びていたが、これは円安基調に乗ったと捉えるのが自然である。そして、2016年は円高傾向になり伸び悩んだ。

水産物は真珠が含まれることから、為替レートの影響を強く受けた。それに対し農産物は為替の変動に関わらず、一貫して伸び続けた。これは関係者の営業努力が実を結んだものと考えられる。結果として1兆円の目標は達成できなかったが、為替が円高に振れる局面のなかでは健闘したといえよう。

しかし、どの程度が「関係者の努力」による要因なのかは明らかにされていない。筆者は政府側が第1章で挙げた各種研究成果をふまえ、実際の輸出増加における要因を示すことが必要だと考える。例えば為替レートの影響以上に輸出額が伸びているのであれば、それは関係者の努力のたまものであったということができ、実務に携わる人間のやりがいにもつながる。ところが行政側から示されるのは金額ベースの数値目標だけで、本章の冒頭に書いたように当事者は自分の努力の成果が見えず、何のために輸出事業をやっているのかわからない状況になっていた。利益が出ないので目標年次(2019年)の到達を前に撤退した業者も多い。

シミュレーションを活用した要因分析だけでなく、流通経路に関する実態研究も政策作成上全くフォローされていなかった。よく政府からは「周年出荷体制が必要だ」とか「日本で一本化した出荷団体が必要だ」と言われていた。それに関しては本稿で述べたように、卸売市場を

経由した周年出荷体制がすでに構築されているし、みかん輸出では日本で1つの出荷団体による輸出が行われていた。一步先へ進むためには、過去を振り返ってそこでの問題点等を示す必要がある。それがない限り、実務に携わっていた筆者としては、全く国に従う気持ちになれなかった。

V. まとめ

「アベノミクス」における農産物輸出政策の作成を担ったのは、現状を何も知らないシンクタンクであった。既存研究をふりかえることなく、ほぼゼロベースで「農産物の輸出は現状ほぼ皆無で、これから始まる段階だ」という思い込みをもとに政策が作られた。

しかし実際には、国内販売量に比べると金額では遥かに少ないながらも、すでに多くの産地・業者が輸出を手がけており、国によっては過当競争ともいえる状況になっていた。そこに首相官邸直結で多くの予算が投じられたために、地方自治体を中心に多くの参入が促され、狭いパイを強烈に奪い合う結果となった。そして自治体の予算が付かなくなると、予算ありきで参入した業者はすぐに撤退し、自治体の補助金をもとに獲得したパイは元々輸出していた業者に戻る、という状況になった。

政策を作る段階では、既存研究をふまえた上で、どこにどう予算をつぎ込むかを考えるほうが効果的である。輸出には為替レートが大きく影響するので、為替レートの影響を除いた部分での目標作成、フォローアップをすることも重要であり、理論研究におけるシミュレーション結果を活用するのは必須事項になる。それがないと、現場の人の努力がどう結果に表れたのかわからず、当事者の士気にも大きく影響する。

今回は首相官邸周辺で受託業者が決められ、専門家が多く在籍する農林水産省の研究所等を政策形成に関与させることがなかった。そのため全く既存の学術研究成果が考慮されることなく政策決定がなされた。今後は仮に民間シンクタンクに委託することになっても、きちんと既存研究を把握することを期待したい。

注

- 1 川久保篤志（2005年）「わが国における輸出向けミカン生産の現状と拡大への課題」『経済科学論集』第31号、島根大学法文学部、102ページ。
- 2 榎木誠・森高正博・福田晋（2010年）「国産農水産物輸出拡大目標の策定と問題点」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』第65巻、第2号、九州大学大学院農学研究院、113ページ。
- 3 田村善弘・甲斐諭（2015年）「アジアビジネスに関する研究 韓国の農産物輸出戦略と日本への示唆」『流通科学研究』第14巻、第2号、中村学園大学流通科学部、100ページ。
- 4 森高正博（2016年）「農産物輸出におけるマーケティング戦略の課題—ブランディング戦略の観点から—」『フードシステム研究』第23巻、第2号、日本フードシステム学会、98-112ページ。
- 5 高橋昂也・外関智史・前田幸嗣（2012年）「輸送費削減による日本産いちごの輸出拡大効果—香港市場を事例として—」『食農資源経済論集』第632号、食農資源経済学会、1-10ページ。
- 6 高橋昂也・外関智史・前田幸嗣・狩野秀之（2013年）「外国為替相場の変動が日本産いちごの輸出に与える影響—香港市場を事例として—」『農業市場研究』第85号、日本農業市場学会、31-36ページ。
- 7 2020年4月に農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」が設置され、同省が農林水産物・食品の輸出促進に関する政策立案推進・事務調整を行うこととなったことに伴い、2020年3月31日付けで廃止された。
- 8 筆者は2014年7月に「長崎農産品貿易株式会社」を設立し、長崎県産農産物を中心とした輸出業務を行ってきた。
- 9 農林水産省（2022年1月9日）「21世紀新農政2007」https://www.maff.go.jp/j/shin_nousei/2007/pdf/2007.pdf。
- 10 本田伸彰（2014年）「農産物輸出の現状と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第810号、国立国会図書館、1-12ページ。
- 11 清水徹朗（2014年）「農産物輸出の実態と今後の

- 展望』『農林金融』第67巻、第12号、農林中金総合研究所、758ページ。
- 12 中央果実協会（2022年1月9日）「果実輸出入入門」、http://www.japanfruit.jp/Portals/0/resources/JFF/kokunai/h28chosa_siryō/28torihikinyumon.pdf、5ページ。
- 13 福田晋（2013年）「日本産農産物輸出拡大に向けた展開条件」『農業および園芸』第88巻、第8号、養賢堂、807-821ページ。
- 14 波多江淳治（2017年）「農産物輸出に携わる企業としての意義と現状」『フードシステム研究』第24巻、第3号、日本フードシステム学会、153-157ページ。
- 15 農林水産省（2022年1月9日）「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/san1_senryaku.pdf。
- 16 2015年度は野村総合研究所が受託したが、それ以外の年は2018年度まで全てアクセンチュアが受託している。
- 17 農林水産省（2022年1月9日）「平成26年度輸出戦略実行事業最終報告書（抜粋）」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/5_houkoku.pdf。
- 18 すでに福岡農産物通商という会社があるにも関わらず、この会議が開催された直後の2015年8月に九州経済連合会が主導する九州農水産物直販株式会社が設立されるなど、九州内でも全く一体感がない。
- 19 農林水産省（2022年1月9日）「農林水産業の輸出強化戦略」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html>。
- 20 農林水産省（2022年1月9日）「青果物・花き・茶の輸出強化に向けた対応方向」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/himmoku2.pdf>。
- 21 同じ会場の日本産品フェアに、長崎県と島原市が並んで出展するという事例もあった。お互いが別のルートから出展申し込みをしたため、事前に重なることがわからなかったようだ。
- 22 この件に関しては事前に審査の基準や募集対象などが募集時に示されるようになるなど、徐々に改善されている。
- 23 2017年度までは株式会社JTB西日本主催。2018年度よりJTBの全国統合により株式会社JTB主催に変更。
- 24 JTB以外の民間主催の商談会は福岡銀行がタイで開催した事例もあるが、採算面やノウハウの点から難しくJTB以外で継続して行われている事例はない。
- 25 2014年に福岡からシンガポールへの海上輸送実験を行った日本通運の関係者の話による。
- 26 森高正博（2014年）「日本の青果物産地における輸出行動—理論的整理とナガイモを事例とした検

証—」『食農資源経済論集』第65巻、第1号、食農資源経済学会、69ページ。

- 27 流通経費が高すぎるという批判も多いが、特に香港やシンガポールなど業者間の競争が激しく参入撤退が多い国においては、流通経費は限界まで低くなっているというのが筆者を含む関係業者の気持ちである。

参考文献

論文集類

- 川久保篤志（2005年）「わが国における輸向けミカン生産の現状と拡大への課題」『経済科学論集』第31号、鳥根大学法文学部。
- 清水徹朗（2014年）「農産物輸出の実態と今後の展望」『農林金融』第67巻、第12号、農林中金総合研究所。
- 高橋昂也・外関智史・前田幸嗣（2012年）「輸送費削減による日本産いちごの輸出拡大効果—香港市場を事例として—」『食農資源経済論集』第632号、食農資源経済学会。
- 高橋昂也・外関智史・前田幸嗣・狩野秀之（2013年）「外国為替相場の変動が日本産いちごの輸出に与える影響—香港市場を事例として—」『農業市場研究』第85号、日本農業市場学会。
- 田村善弘・甲斐論（2015年）「アジアビジネスに関する研究 韓国の農産物輸出戦略と日本への示唆」『流通科学研究』第14巻、第2号、中村学園大学流通科学部。
- 栩木誠・森高正博・福田晋（2010年）「国産農水産物輸出拡大目標の策定と問題点」『九州大学大学院農学研究学院学芸雑誌』第65巻、第2号、九州大学大学院農学研究学院。
- 波多江淳治（2017年）「農産物輸出に携わる企業としての意義と現状」『フードシステム研究』第24巻、第3号、日本フードシステム学会。
- 福田晋（2013年）「日本産農産物輸出拡大に向けた展開条件」『農業および園芸』第88巻、

第8号、養賢堂。

本田伸彰（2014年）「農産物輸出の現状と課題」
『調査と情報－ISSUE BRIEF－』第810号、
国立国会図書館。

森高正博（2014年）「日本の青果物産地における輸出行動—理論的整理とナガイモを事例とした検証—」『食農資源経済論集』第65巻、第1号、食農資源経済学会。

森高正博（2016年）「農産物輸出におけるマーケティング戦略の課題—ブランディング戦略の観点から—」『フードシステム研究』第23巻、第2号、日本フードシステム学会。

統計資料

農林水産省（2022年1月9日）「農林水産物・食品の輸出に関する統計情報」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2022年1月9日）「本日の為替相場」<http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/index.php>。

インターネット類

中央果実協会（2022年1月9日）「果実輸出取引入門」http://www.japanfruit.jp/Portals/0/resources/JFF/kokunai/h28chosa_siryō/28torihikinyumon.pdf。

農林水産省（2022年1月9日）「青果物・花き・茶の輸出力強化に向けた対応方向」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/himmoku2.pdf>。

農林水産省（2022年1月9日）「21世紀新農政2007」https://www.maff.go.jp/j/shin_nousei/2007/pdf/2007.pdf。

農林水産省（2022年1月9日）「農林水産業の輸出力強化戦略」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html>。

農林水産省（2022年1月9日）「農林水産物・

食品の国別・品目別輸出戦略」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/san1_senryaku.pdf。

農林水産省（2022年1月9日）「平成26年度輸出戦略実行事業最終報告書（抜粋）」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/5_houkoku.pdf。

『東アジア評論』投稿要領

1. 評論の発行

- 1) 『東アジア評論』(以下「評論」という。)は、長崎県立大学東アジア研究所(以下「研究所」という。)の活動成果を公開するための機関誌として、東アジアの政治・経済・社会・文化等に関する研究及び相互交流に関する内容で発行する。
- 2) 評論の発行回数は、毎年1回とし、毎年3月31日に発行する。

2. 投稿者の資格

- 1) 評論への投稿者は、原則として本学教員とし、共著の場合はそのうち1名以上が本学教員であるものとする。
- 2) その他、東アジア研究所会議で適当と認めたものとする。

3. 原稿の種類および留意事項

- 1) 原稿は、邦文または英文とする。
- 2) 投稿原稿の掲載区分は、「研究論文」、「研究ノート」、「調査報告」、「事例研究」、「海外短信」、「書評」とする。なお、掲載区分は投稿時に投稿者が申告するものとする。
- 3) 原稿は、未発表のものに限ることとし、二重投稿を禁止する。ただし、内容の一部を変え、より発展させて書き直したものはこの限りではない。
- 4) 一著者の投稿は、単著・共著を問わず1本を原則とし、2本を限度とする。
- 5) 原稿の図表・写真等のカラーも可とする。
- 6) 原稿は査読を行わないため、投稿者の責任で引用、英文等の処理・確認を行うものとする。
- 7) 著者校正は2校までとし、校正期間は7日以内とする。なお、原則として誤字程度に留め、加筆・修正は認めない。

4. 投稿の申し込み

- 1) 『『東アジア評論』掲載申込書』(様式1)に、チェック後の『『東アジア評論』論文投稿チェックリスト』(様式2)および最終原稿を添えて、以下のアドレスまで電子データで提出する。
- 2) 投稿の締め切りは、毎年1月10日までとする。(休日・祝日の場合は、順延)
- 3) 原稿提出先は、長崎県立大学東アジア研究所とする。
E-mail:kenkyujo@sun.ac.jp

5. 原稿の採否及び編集・発行

- 1) 掲載原稿は、東アジア研究所会議で決定し、「論文掲載承認通知書」(様式3)にて通知する。なお、掲載にあたっては原稿の一部修正を求めることがある。
- 2) 評論の形式及び掲載順序等編集は東アジア研究所が行う。
- 3) 評論は長崎県立大学ホームページ及び長崎県立大学学術リポジトリでの公開とする。

6. 著作権

本研究所が発行する評論に掲載された各著作物に対する著作権は、当該著作者が有する。ただし、この評論の編集著作権及び版権は、長崎県立大学に帰属する。また、当該著作物について他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争が生じ、これによって本学に損害を与えた場合には、本学に対し当該損害を補填するものとする。

附則：この規程は、平成21年4月1日より施行する。

改正 平成22年1月22日

改正 平成27年12月15日

改正 令和3年10月22日

改正 令和3年12月15日

Review of East Asian Affairs

Vol.14

March, 2022

TREATISE

A Supplement to "Repatriation of Japanese Castaways and Japanese Diplomatic Documents"

– Analyzing the silver medal of the Qing emperor and the signature stamp of Nagasaki Buggy – Shinichi MATSUO 1

"Promotion Competition" and the Limit of Ecological Environmental Protection Supervision Team

– Key points on China's environmental problems Qi Jianmin 9

The Biden Administration and Japan-China Relations

– Focus on Recent Media Coverage – Akihiko SUZUKI 23
Xi JIA

A Consideration of the SDGs and their Press Coverage as they Develop on a Global Scale ~ Focusing on a Comparison of The New York Times and The Asahi Shimbun

..... Xi JIA 41
Xiaohong SHEN
Arun D'Souza
Yoshihiro OTO

Overseas Strategies of Industry Groups Involved in the Import and Export of "Cultural Goods"

– A Study on the Strategies of Nagasaki's Food-Related Industries to Expand Overseas – Takahiro KAWAMATA 67

RESEARCH PAPER

Survey on Mobile payment in three major cities of Vietnam

– Internet base survey for rich people in three cities – Atsuji OHARA 85

Time series analysis on Asian Financial Markets

– Review articles on the cointegration analysis – Atsuji OHARA 93

CASE STUDY

The Situation of Agricultural Exports from Kyushu to East and Southeast Asian Regions: Focusing on Export Strategies During the Abenomics Period

..... Yojiro MAEDA 101

Published by

Center for East Asian Studies, University of Nagasaki

『東アジア評論』編集グループ

研 究 所 長 鈴 木 暁 彦 (国際社会学部教授)
副研究所長 尹 清 洙 (地域創造学部准教授)
河 又 貴 洋 (国際社会学部准教授)
委 員 山 本 裕 (経営学部教授)
周 国 強 (国際社会学部教授)
チヤットウィチェンチャイソムチャイ (情報システム学部教授)
平 田 直 美 (看護栄養学部教授)

東アジア評論 (第14号)

編集・発行 長崎県立大学 東アジア研究所
〒851-2195
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1号
TEL 095(813)5500 FAX 095(813)5220
URL : <https://sun.ac.jp/center/asia/>
編集協力・印刷・製本 第一印刷 株式会社
